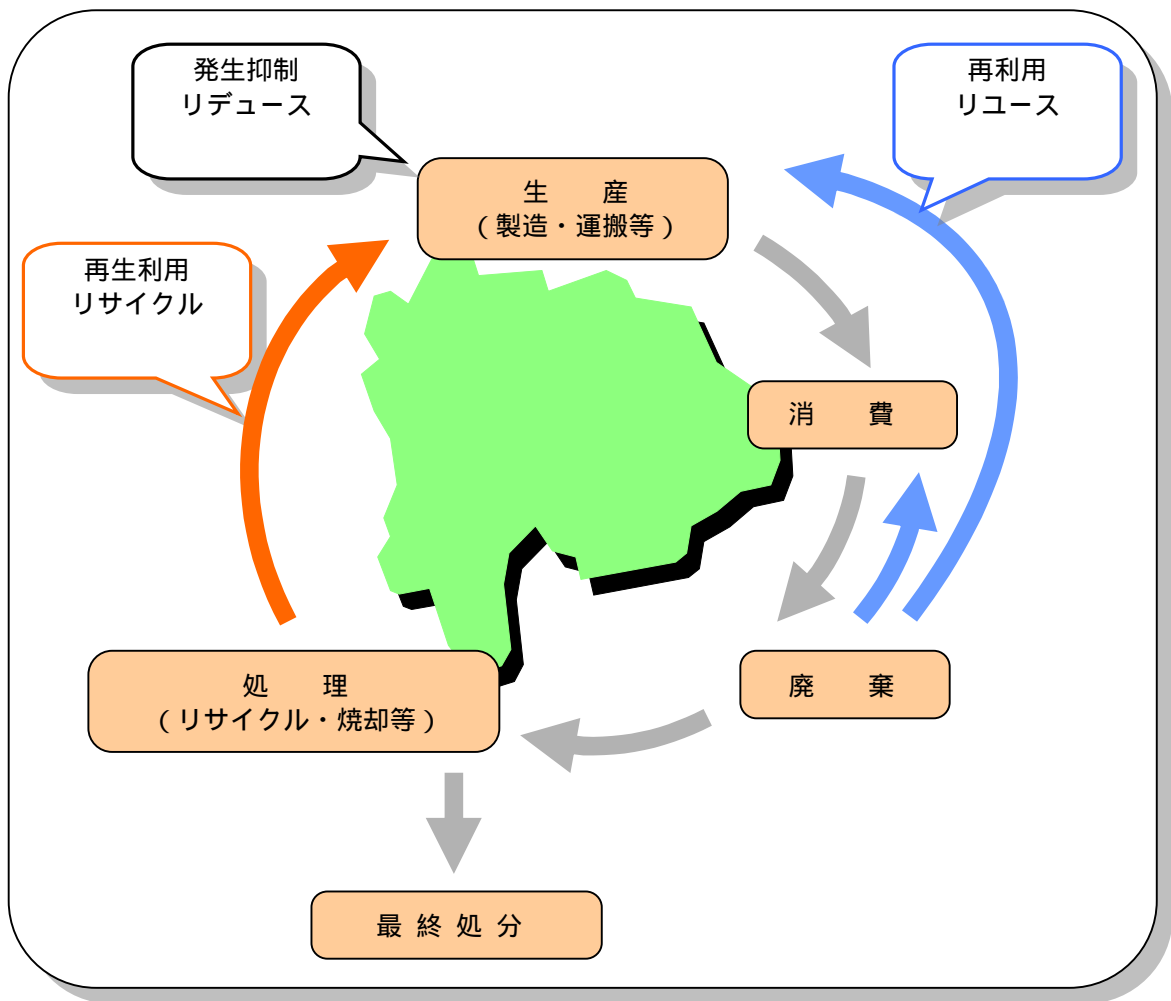


第3次山梨県廃棄物総合計画 (素案)



平成28年 月

山 梨 県

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 計画の対象	2
5 国の動向	4
6 県の動向	5
第2章 廃棄物処理の現状と課題	7
1-1 一般廃棄物（ごみ）の現状と課題	7
（1）現状	7
（2）処理施設の状況	19
（3）課題	20
1-2 一般廃棄物（し尿）の現状と課題	23
（1）現状	23
（2）課題	26
2 産業廃棄物の現状と課題	27
（1）現状	27
（2）処理施設及び処理業者の状況	37
（3）課題	41
3 廃棄物不法投棄の現状と課題	44
（1）現状	44
（2）課題	45
第3章 計画の基本方針	46
1 計画の基本方針	46
第4章 計画の目標	47
1 一般廃棄物	47
（1）排出量と処理状況の将来予測	47
（2）一般廃棄物に係る数値目標	49
2 産業廃棄物	53
（1）排出量と処理状況の将来予測	53
（2）産業廃棄物に係る数値目標	55
第5章 各主体の役割と主な取組事項	59
1 県民の役割と主な取組事項	59

(1) 役割	59
(2) 取組事項	60
2 事業者の役割と主な取組事項	63
(1) 役割	63
(2) 取組事項	63
3 市町村の役割と主な取組事項	66
(1) 役割	66
(2) 取組事項	66
4 県の役割と主な取組事項	69
(1) 役割	69
(2) 取組事項	69
第6章 廃棄物の発生抑制等のための県の取組	71
1 施策の方向	71
2 施策の推進【一般廃棄物】	71
(1) 発生抑制の推進	71
(2) 循環的利用の推進	72
(3) 適正処理の推進	72
(4) 災害廃棄物対策	72
3 施策の推進【産業廃棄物】	73
(1) 発生抑制の推進	73
(2) 循環的利用の推進	73
(3) 適正処理の推進	73
(4) 産業廃棄物適正処理推進ビジョン	73
4 施策の推進【不法投棄対策】	74
(1) 不法投棄防止対策の推進	74
(2) 不法投棄事案への対応	74
第7章 廃棄物の発生抑制等のための県施策	75
1 一般廃棄物	78
(1) 発生抑制の推進	78
(2) 循環的利用の推進	84
(3) 適正利用の推進	88
(4) 災害廃棄物対策	90
2 産業廃棄物	91
(1) 発生抑制の推進	91
(2) 循環的利用の推進	93

(3)適正処理の推進	94
(4)産業廃棄物適正処理推進ビジョン	98
3 不法投棄対策	99
(1)不法投棄防止対策の推進	99
(2)不法投棄事案への対応	101
第8章 計画の推進	103
1 各主体との連携	103
2 情報の収集と公表	103
(1)情報の収集	103
(2)情報の公表	103
3 計画の評価と進行管理	103
(1)計画の評価	103
(2)計画の進行管理	103

第1章 計画の基本的事項

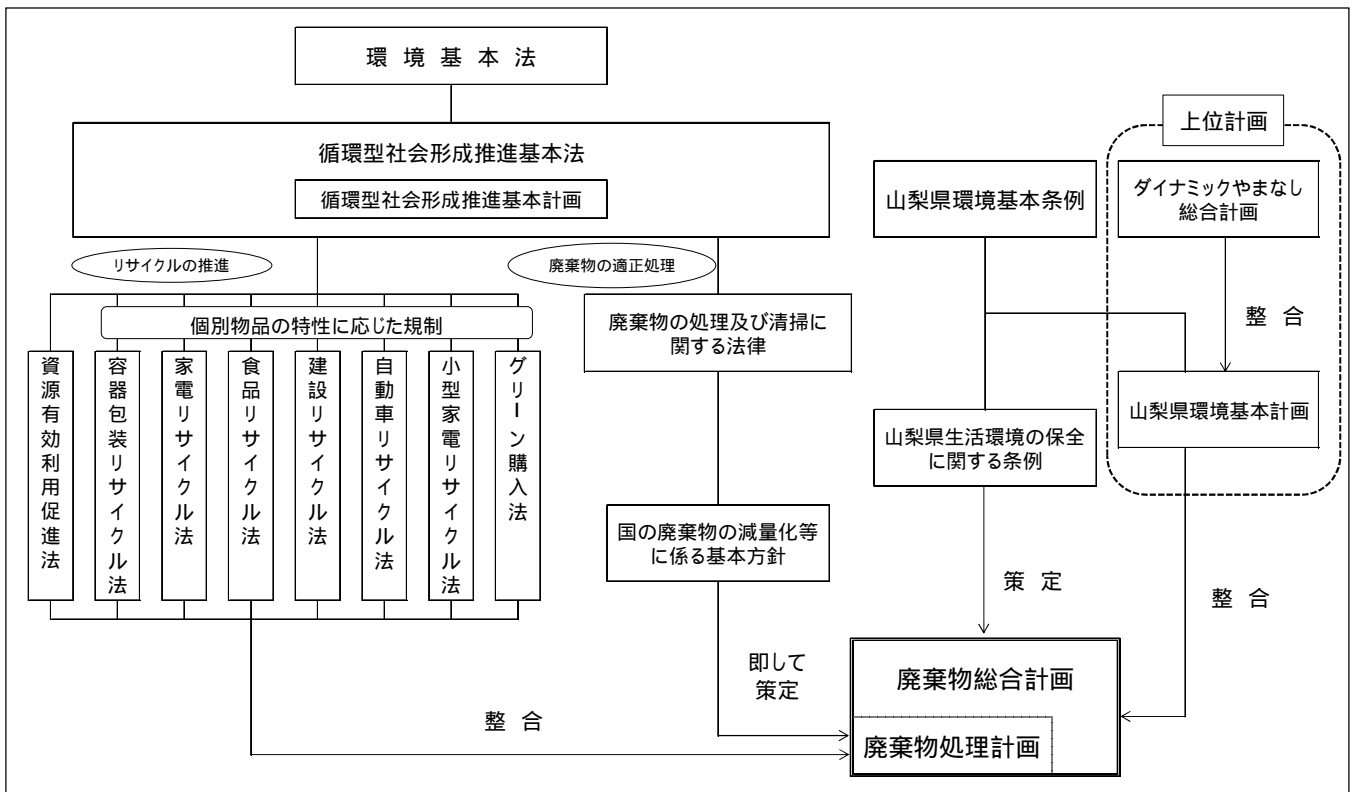
1 趣旨

県では平成 17 年に廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理について盛り込んだ「山梨県生活環境の保全に関する条例」を制定し、これを踏まえ循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制、循環的利用等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 18 年 2 月に「山梨県廃棄物総合計画」、平成 23 年 8 月に「第 2 次山梨県廃棄物総合計画」を策定しました。

本計画は、プラチナのごとく光る価値を世界に発信し、すべての県民が明るく希望に満ち安心して暮らせる「輝き あんしん プラチナ社会」の実現を図るため、引き続き、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に定める国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を踏まえて、新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

廃棄物処理法第 5 条の 2 に定める「国の基本方針」に即し、同法第 5 条の 5 の規定に基づく法定計画であるとともに、山梨県生活環境の保全に関する条例第 61 条に基づく計画となります。



3 計画期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、計画の内容については、今後、社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正があった場合、これらに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

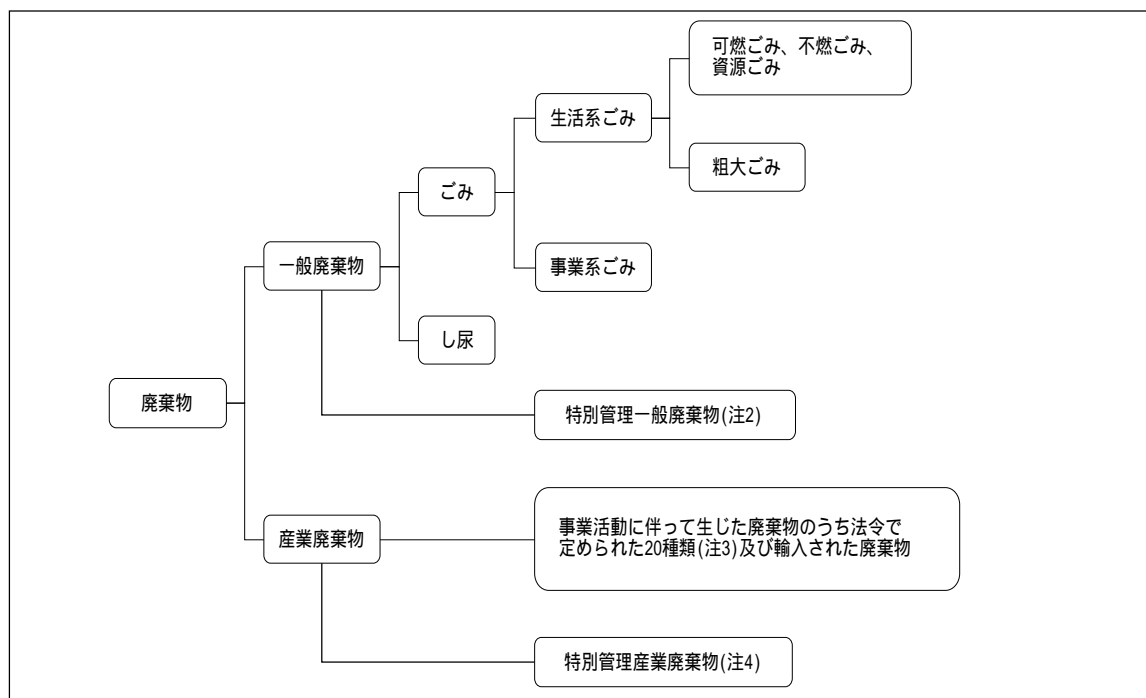
4 計画の対象

この計画の対象は、山梨県生活環境の保全に関する条例第 59 条に定める廃棄物等とし、具体的には次に掲げるものをいいます。

(1) 廃棄物

廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定するごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）

(2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（注1）



(注1) 一度使用された物品：空き缶、古新聞等の使用済み製品

使用されずに収集若しくは廃棄された物品：廃棄物ではないが、収集又は廃棄という客観的行為の対象となったもの
人の活動により副次的に得られた物品：工場から発生する副産物、清掃を行って集められたじん芥など

(注2) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある一般廃棄物

(注3) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん並びにこれら19種類の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの

(注4) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある産業廃棄物

廃棄物の分類と具体例

区分	種類	具体例	
一般 廃棄物	可燃ごみ	生ごみ、紙くず等	
	不燃ごみ	ガラスくず、金属くず等	
	粗大ごみ	耐久消費財を中心とした比較的大型の固形廃棄物	
	資源 ごみ	容器包装リサイクル法で対象とするもの	アルミ缶、スチール缶、ガラスビン（無色、茶、その他）、紙バック、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装・発泡スチロール（トレー等）
		家電リサイクル法で対象とするもの	テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン
		小型家電リサイクル法で対象とするもの	パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、デジタルオーディオプレイヤー、電子辞書、ゲーム機等
	特別 管理 一般 廃棄物	P C Bを使用する部品	廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受像機、廃電子レンジに係るもの
ばいじん		ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん、ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設から生ずるばいじん、燃え殻又は汚泥で一定基準以上のダイオキシンを含むもの	
感染性一般廃棄物		医療機関から排出される、血液の付着したガーゼ等	
産 業 廃 棄 物	1 燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却かす	
	2 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機性及び無機性のものすべて	
	3 廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係る全ての廃油を含み、潤滑油系、絶縁油系、洗浄用油系及び切削油系の廃油類、廃溶剤類及びタールピッチ類（常温において固形状を呈するものに限る。）	
	4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機酸類をはじめ酸性の廃液のすべてを含む	
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属けん液をはじめアルカリ性の廃液のすべてを含む	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	
	7 紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷加工業	
	8 木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット等（業種による限定はなく、あらゆる事業活動に伴うものが該当）	
	9 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの	
	10 動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状不要物	
	11 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において獣畜から生じる固形状の不要物	
	12 ゴムくず	天然ゴム	
	13 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研砕くず及び切削くず等	
	14 ガラスくず・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火レンgakず、陶磁器くず等	
	15 鉱さい	高炉、平炉、転炉等の残さい、溶融炉かす、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	
	16 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片等	
	17 動物のふん尿	畜産農業の事業活動に伴って生ずる家畜のふん尿	
	18 動物の死体	畜産農業の事業活動に伴って生ずる家畜の死体	
	19 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は産業廃棄物処理施設の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設において捕捉されたもの	
	20 その他	1から19までの産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの	
	特別 管理 産業 廃棄物	廃油	揮発油
廃酸		水素イオン濃度指数が2.0以下の廃酸	
廃アルカリ		水素イオン濃度指数が12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物		医療機関から排出される、血液、使用済みの注射針等	
廃P C B等		廃P C B及びP C Bを含む廃油	
廃P C B汚染物		P C Bが付着し、若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず・陶磁器くず、P C Bが染み込んだ紙くず	
廃P C B処理物		廃P C B等、P C B汚染物を処分するために処理したもので一定基準以上のP C Bを含むもの	
廃石棉等	建設物から除去した飛散性の吹き付け石棉		
その他	政令で定められた施設から生じた水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、ヒ素、シアン、P C B、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、ダイオキシン類を一定濃度以上含む汚泥、燃え殻、ばいじん、廃酸、廃アルカリ、廃油、鉱さい		

5 国の動向

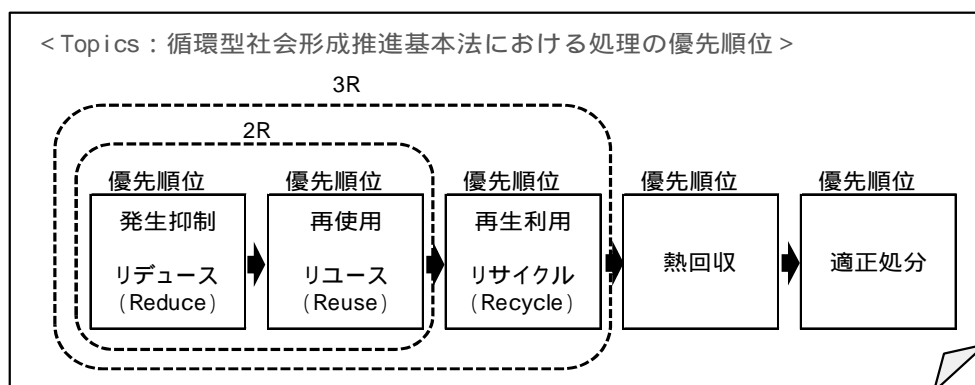
平成 12 年に循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）が制定され 16 年が経過し、その間各種法体系の整備や 3R の推進等により、循環型社会に向けた取組みが進められてきましたが、平成 23 年度以降の主な動きは次のとおりです。

廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法の数次にわたる改正が行われ、近年では平成 27 年 7 月に災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準の緩和等を行うことを内容とする改正が行われました。

また、平成 28 年 1 月には廃棄物処理法に基づき定められている「国の基本方針」について、平成 32 年度を目標年度とした廃棄物の減量化の目標量について定められるなどの改定が行われました（予定）。この基本方針では、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策について、循環基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。

リサイクルの推進に関しては、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）をはじめとした各種リサイクル法が制定され、個別物品の特性に応じた取組や規制が行われてきました。平成 25 年 4 月に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行され、使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者への認定制度が規定されるなど、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度の整備が行われました。さらに、平成 27 年 7 月には食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の新たな基本方針が公布され、関係者が連携して食品ロス削減に努めることとされました。こうした各種リサイクル法の整備や見直しにより循環型社会の形成に向けた取組が進められています。

また循環基本法に基づき平成 25 年 5 月に定められた第 3 次循環型社会形成推進基本計画では、様々な状況変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3R の推進に当たっては、リサイクルに先立って、2R を可能な限り推進することを基本とし、国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくこととしています。



6 県の動向

県では、平成 20 年 3 月に市町村等における効率的なごみ処理を広域的に行っていくため、「ごみ処理広域化計画」を策定しました。この計画に基づき、甲府市と峡東 3 市で平成 29 年度の稼働を目指して、新たなごみ処理施設の整備を進めています。また、市町村総合事務組合が事業主体となり、平成 30 年 12 月の操業開始を目指して、笛吹市境川町に一般廃棄物最終処分場の整備を進めています。

一般廃棄物に関しては、「やまなしエコライフ県民運動」を実施するとともに「ごみ減量化リサイクル推進事業」や「市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査」を共同で実施し、市町村や事業者のごみの削減やリサイクルの取り組みを促し、支援してきたところです。

また、レジ袋削減のため、山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会を設立し、事業者や消費者団体、県、市町村等との間でレジ袋削減に関する協定が締結され、平成 20 年 6 月末から全県下の協定参加事業者でレジ袋の無料配布が中止されました。平成 27 年 3 月末時点では、34 事業者 1 組合 390 店舗においてノーレジ袋事業推進の取り組みが進められています。

産業廃棄物に関しては、多量排出事業者の廃棄物の減量化に係る取組を促進するため、廃棄物の発生抑制・適正処理に積極的に取り組んだ優良な事業者を認定事業者として認定する「トライ産廃スリム」事業を実施するとともに、廃棄物の排出事業者・処理事業者を対象とした研修や県民の日でのイベント企画を通じ、廃棄物処理の適正処理の啓発等を行い、県民及び事業者の循環型社会形成に関する意識の向上取組の支援を行っています。

また、木くず等の廃棄物のバイオマスへの利活用や、砂利洗浄汚泥を築堤の盛土材等の原料として再生利用するにあたり個別指定を行う等、廃棄物の排出抑制、再生利用の拡大に努めています。

本県の PCB 廃棄物については、平成 20 年から北海道での処理が開始されましたが、全国的に処理期限までの完了が困難となったことから、平成 24 年に処理期限が平成 39 年 3 月に延長されるとともに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」が変更されました。

本県では、この変更を受け、平成 27 年 3 月に「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を変更し、県内全ての PCB 廃棄物等の期間内での処理完了に向け取り組むこととしました。当計画では、PCB 廃棄物の処理期限延長に伴う PCB 廃棄物の適正保管や効率的な処理体制の確保などを実施することとしています。

平成 26 年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、産業廃棄物の再生利用率は平成 21 年度の前回調査と比べると上昇しているものの、今後 5 年間に県内で排出される産業廃棄物は微増し、最終処分量も増加するとの推計が出ました。最終処分場で委託処分されている廃棄物は減少傾向にありますが、引き続き、廃棄物の排出量の抑制、再生利用率の向上に努める必要があります。

これらの本県における産業廃棄物の適正処理の課題に対応し、中長期的な方向性に

ついて学識経験者や専門業者、市町村長等で検討する「山梨県産業廃棄物適正処理検討会議」を平成 27 年度に設置したところであり、平成 28 年度末には当会議での検討結果を「産業廃棄物適正処理推進ビジョン」としてまとめ、具体的な施策へ反映していきます。

不法投棄対策では、市町村や警察など関係機関と連携して、不法投棄防止県下一斉合同パトロールや、山梨・静岡・神奈川県合同富士箱根伊豆地域不法投棄防止一斉パトロールを継続して実施、また、32 県市で構成する産業廃棄物広域連絡協議会（産廃スクラム 32）の会員同士の連携により、路上調査等を実施し、産業廃棄物の不適正処理の防止に努めています。

また、県民が日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等を行う不法投棄監視協力員制度を設け、現在、985 人が協力員として登録されています。さらに事業者団体等との情報提供協定を継続させ、県民総監視体制の推進を図っています。

第2章 廃棄物処理の現状と課題

1-1 一般廃棄物（ごみ）の現状と課題

(1) 現状

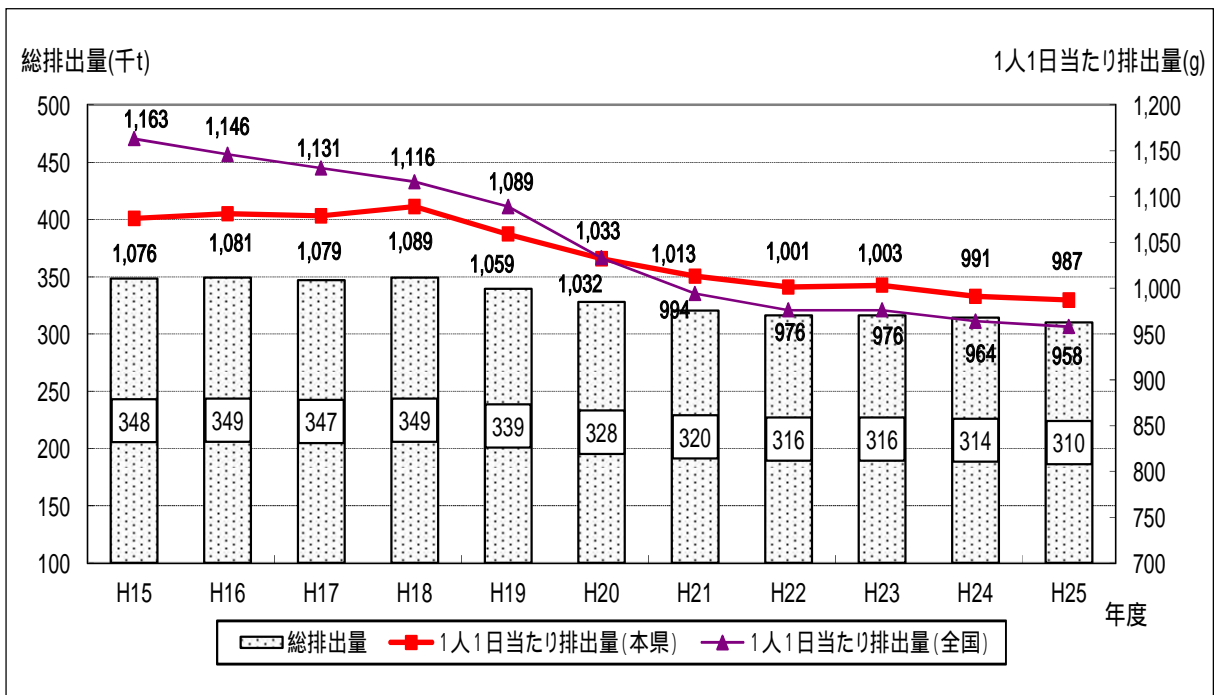
総排出量等

本県における総排出量は、平成18年度までは横ばい状態でしたが、平成19年度以降は減少し、平成25年度は310千トンとなっており、平成20年度の328千トンに対し5.3%減少しています。

また、1人1日当たりの排出量は平成19年度以降、減少傾向で推移しています。主な原因は、指定ごみ袋制度の導入が進展したこと及び事業者・消費者・行政の連携によるレジ袋削減といった取り組みに加え、各市町村での生ごみ処理機の購入に対する助成やごみの分別、リサイクルなどに関する出前講座の実施といったごみ減量化への取り組みの成果によることなどが考えられます。

ただし、平成20年度から平成25年度にかけての減少率について、全国平均では7.3%の減少となっていますが、本県では4.4%の減少にとどまっており、平成25年度は987gと全国平均の958gを上回っています。

総排出量と1人1日当たり排出量の推移



総排出量と1人1日当たり排出量の状況

	総人口 (人)	収集運搬量(注5) (t)	直接搬入量(注6) (t)	集団回収量(注7) (t)	総排出量(注8) (t)	1人1日当たりの排出量(注9) (g/日)	
						本県	全国
平成15年度	885,572	308,953	22,775	16,177	347,905	1,076	1,163
平成16年度	884,255	309,317	22,374	17,184	348,875	1,081	1,146
平成17年度	882,221	302,796	22,841	21,774	347,411	1,079	1,131
平成18年度	878,989	307,949	24,256	17,253	349,458	1,089	1,116
平成19年度	875,628	300,382	23,246	15,683	339,311	1,059	1,089
平成20年度	870,323	287,288	25,298	15,248	327,834	1,032	1,033
平成21年度	866,516	279,821	25,313	15,362	320,496	1,013	994
平成22年度	864,389	274,440	26,697	14,778	315,915	1,001	976
平成23年度	861,183	274,270	28,529	13,496	316,295	1,003	976
平成24年度	868,215	272,379	28,397	13,416	314,192	991	964
平成25年度	862,122	271,058	27,707	11,673	310,438	987	958

(注5) 収集運搬量
市町村等がその計画収集区域内において収集したごみの量

(注6) 直接搬入量
排出者が処理施設に搬入したごみの量

(注7) 集団回収量
自治会など住民団体等により回収されたごみの量

(注8) 総排出量
収集運搬量 + 直接搬入量 + 集団回収量

(注9) 1人1日当たりの排出量
総排出量 / 総人口(人) / 年間日数
全国の数値については「日本の廃棄物処理」(環境省)から引用

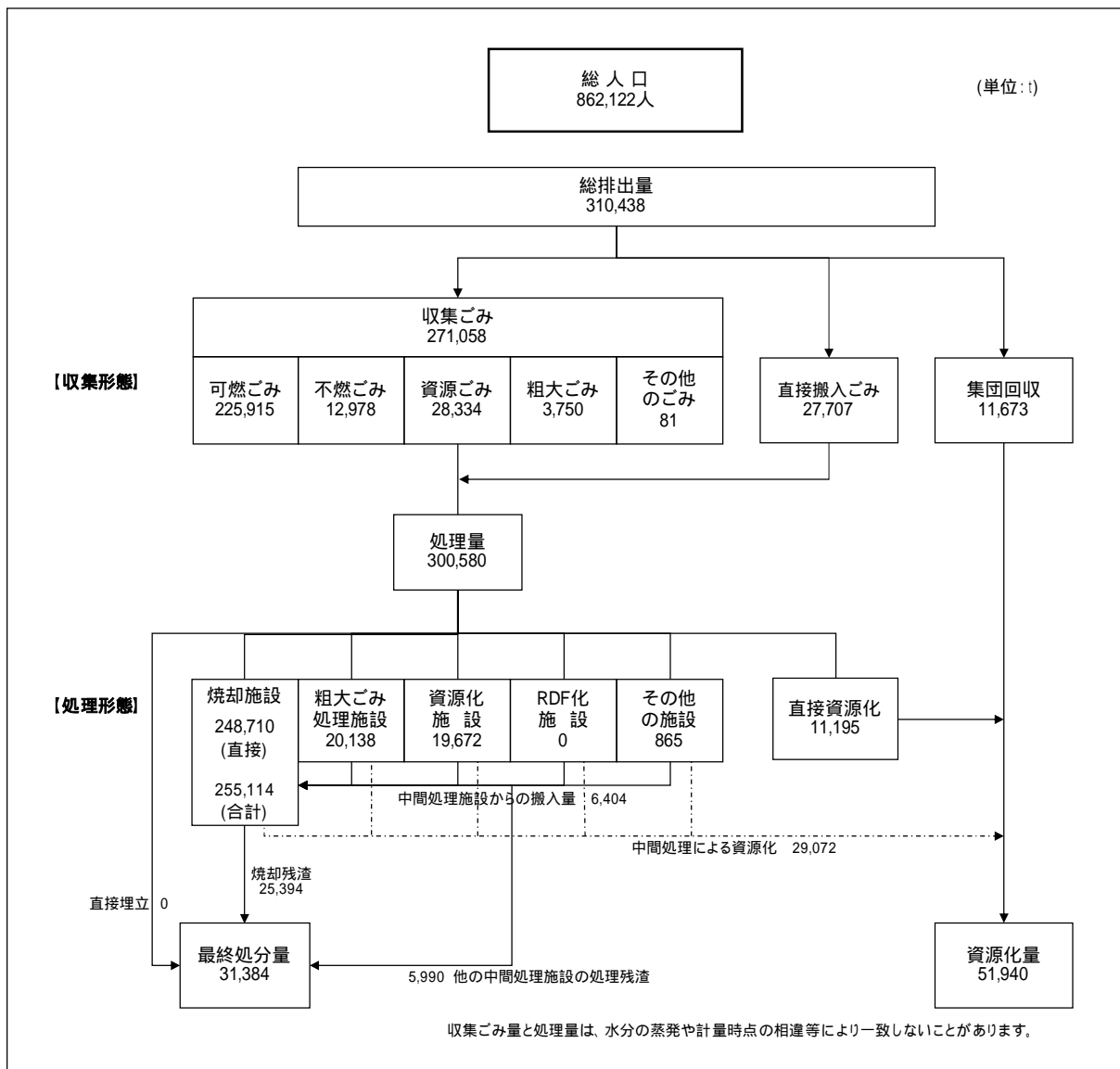
処理の流れ

平成25年度の総排出量310,438トンの内訳は、市町村等が収集したごみ（収集ごみ）が271,058トンで全体の87.3%を占めています。このほかに、ごみ処理施設に直接搬入されたごみ（直接搬入ごみ）が27,707トン（8.9%）、住民団体等により回収されたごみ（集団回収）が11,673トン（3.8%）となっています。

年間処理量のうち焼却、破碎、選別等の中間処理が行われたごみ（直接資源化以外）は289,385トンとなっており、中間処理によって228,929トンが減量化されるとともに、29,072トンが再生利用されています。

最終的には、再生事業者等により直接資源化されたごみが11,195トン、住民団体等により回収されたごみが11,673トンあり、中間処理により再生利用されたごみを合わせた51,940トンが再生利用され、中間処理後の残渣31,384トンが最終処分されています。

処理のフロー（平成25年度実績）

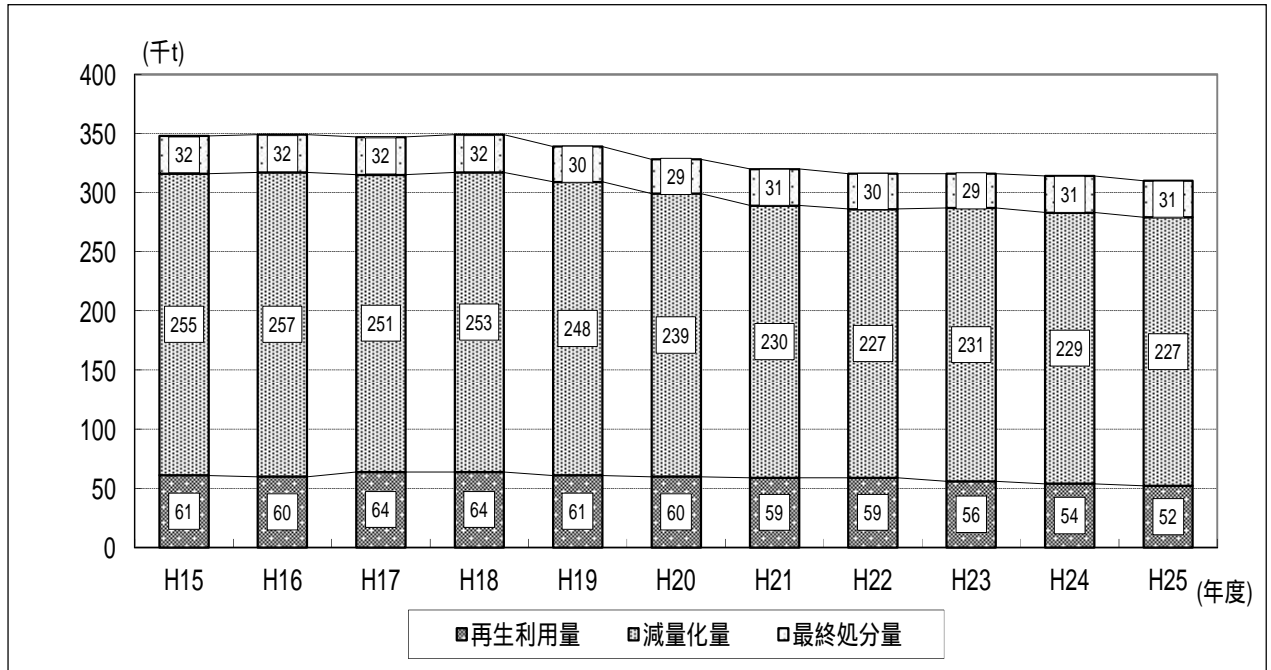


収集ごみ量と処理量は、水分の蒸発や計量時点の相違等により一致しないことがあります。

総排出量（注10）については、平成25年度は310,438トンとなっており、平成20年度の327,834トンに対し5.3%減少しています。

処理の状況としては、再生利用量（注11）が平成20年度の59,666トンから平成25年度の51,940トンに12.9%減少し、減量化量（注12）は239,454トンから227,114トンに5.2%減少、最終処分量（注13）は28,714トンから31,384トンに9.3%増加しています。

処理の推移



（注10）総排出量

$$\begin{aligned} \text{総排出量} &= \text{再生利用量} + \text{減量化量} + \text{最終処分量} \\ &= \text{収集ごみ量} + \text{直接搬入ごみ量} + \text{集団回収量} \end{aligned}$$

（注11）再生利用量

$$\text{再生利用量} = \text{直接資源化量} + \text{中間処理による資源化量} + \text{集団回収量}$$

（注12）減量化量

中間処理施設において焼却されたこと等により減量した量

（注13）最終処分量

埋立処分量

処理経費の推移

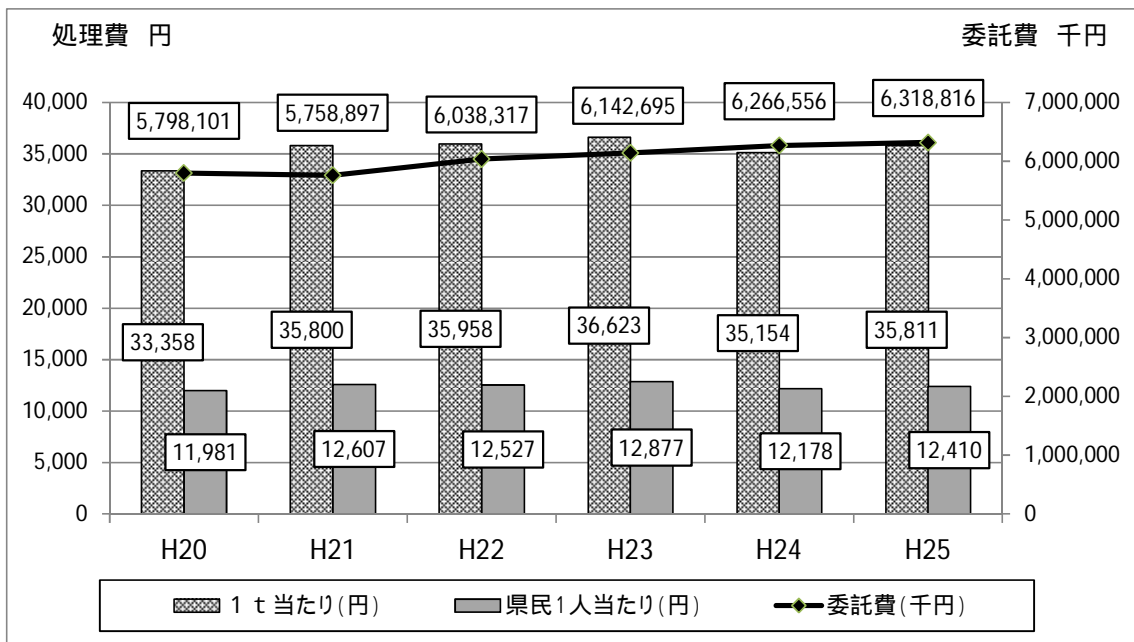
処理経費(建設改良費は除く)については、1トン当たりの処理経費は、平成25年度が35,811円となっており、平成20年度の33,358円に対し7.4%の増加になっています。

また、県民1人当たりの処理経費についても、1トン当たりの処理経費が増加しているため、平成25年度は12,410円となっており、平成20年度の11,981円に対し3.6%の増加となっています。

これは、維持管理費用の増加や収集運搬及び最終処分に係る委託費の増加が主な要因です。

処理経費の推移

	1 t 当たり (円)	県民 1 人 当たり (円)	委託費 (千円)
平成20年度	33,358	11,981	5,798,101
平成21年度	35,800	12,607	5,758,897
平成22年度	35,958	12,527	6,038,317
平成23年度	36,623	12,877	6,142,695
平成24年度	35,154	12,178	6,266,556
平成25年度	35,811	12,410	6,318,816



収集状況

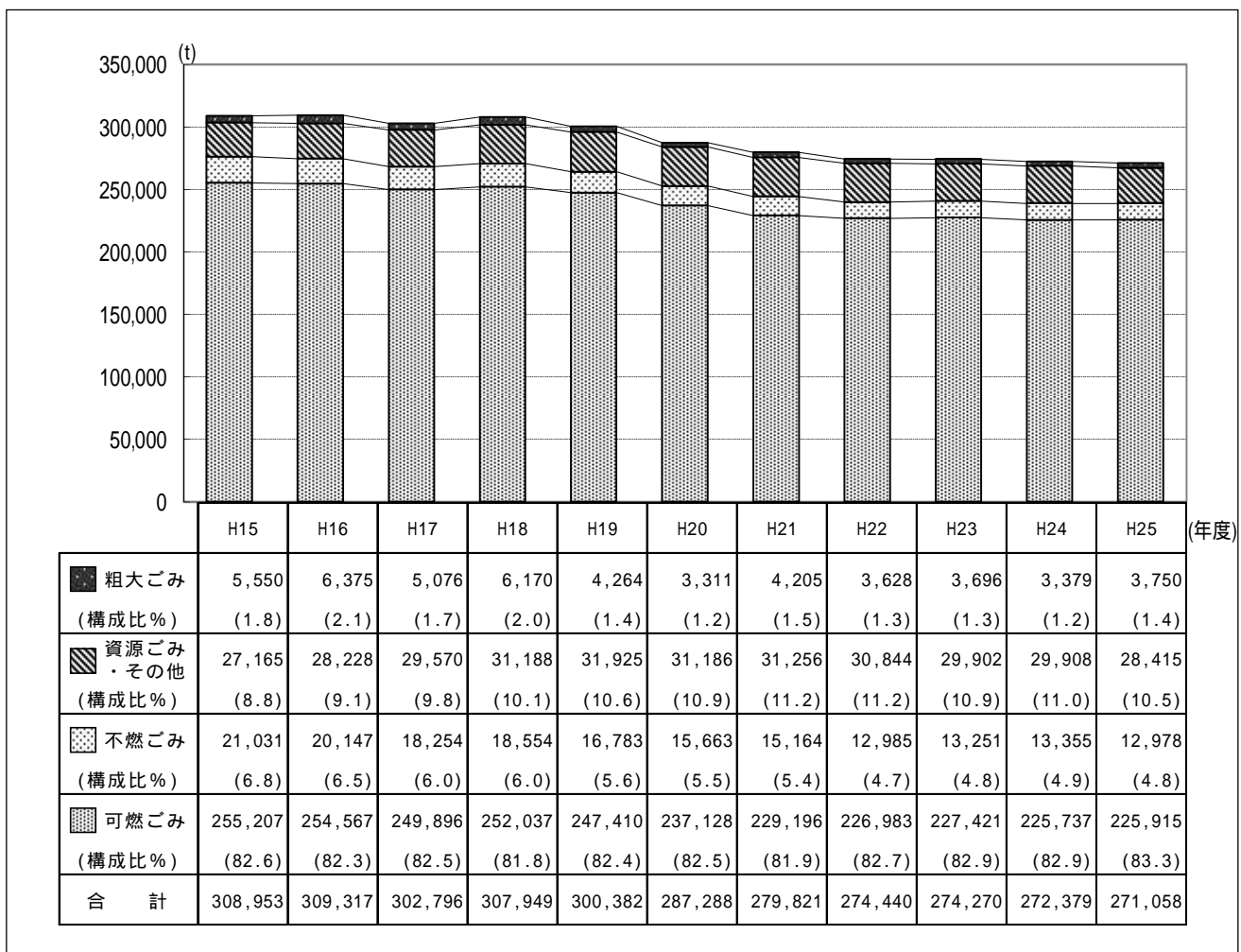
ア 収集ごみの分別区分ごとの量

平成25年度の収集ごみの分別区分ごとの量については、可燃ごみが225,915トンで収集ごみの83.3%を占めており、平成20年度の237,128トンに対し4.7%の減少となっています。

また、粗大ごみ・不燃ごみは16,728トンで収集ごみの6.2%を占めており、平成20年度の18,974トンに対し11.8%減少しています。

さらに、資源ごみ・その他の量は28,415トンで収集ごみの10.5%を占めており、平成20年度の31,186トンに対し8.9%減少しています。

収集ごみの分別区分ごとの状況



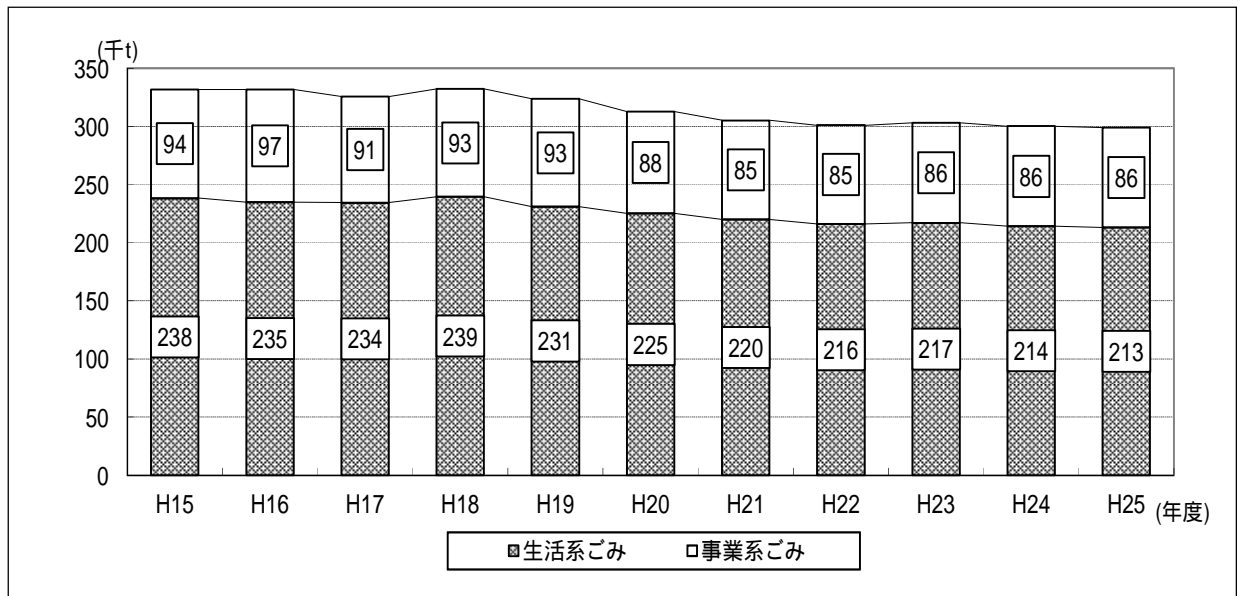
イ 生活系・事業系別のごみの量

平成25年度のごみの排出については、生活系ごみ（注14）は212,783トンで全体の71.2%、事業系ごみ（注15）は85,982トンで28.8%となっています。

生活系のごみ排出量については、人口減少並びに指定ごみ袋制度の導入が進展したこと及び事業者・消費者・行政の連携によるレジ袋削減といった取り組みに加え、各市町村での生ごみ処理機の購入に対する助成やごみの分別、リサイクルなどに関する出前講座の実施といったごみ減量化への取り組みの成果により平成25年度は平成20年度に対し5.4%の減少となっています。

事業系のごみ排出量については、ごみ減量化の取り組みの進展や定期的な搬入検査の実施などにより、平成20年度と比較すると排出量は1.8%減少しているものの、経済状況に左右される側面も大きく、商業施設の新設や観光客の増加などもあり、それほど減少は進んでいません。

生活系・事業系別のごみ量の推移



（注14）生活系ごみ

家庭のごみ 但し、その量は、市町村等収集運搬量と委託業者の収集運搬量と直接搬入量の合計

（注15）事業系ごみ

事業所のごみ 但し、その量は、許可業者収集量と直接搬入量の合計

生活系・事業系ごみの排出量には、集団回収量（自治会など住民団体等により回収されたごみの量）は除かれている。

中間処理の状況

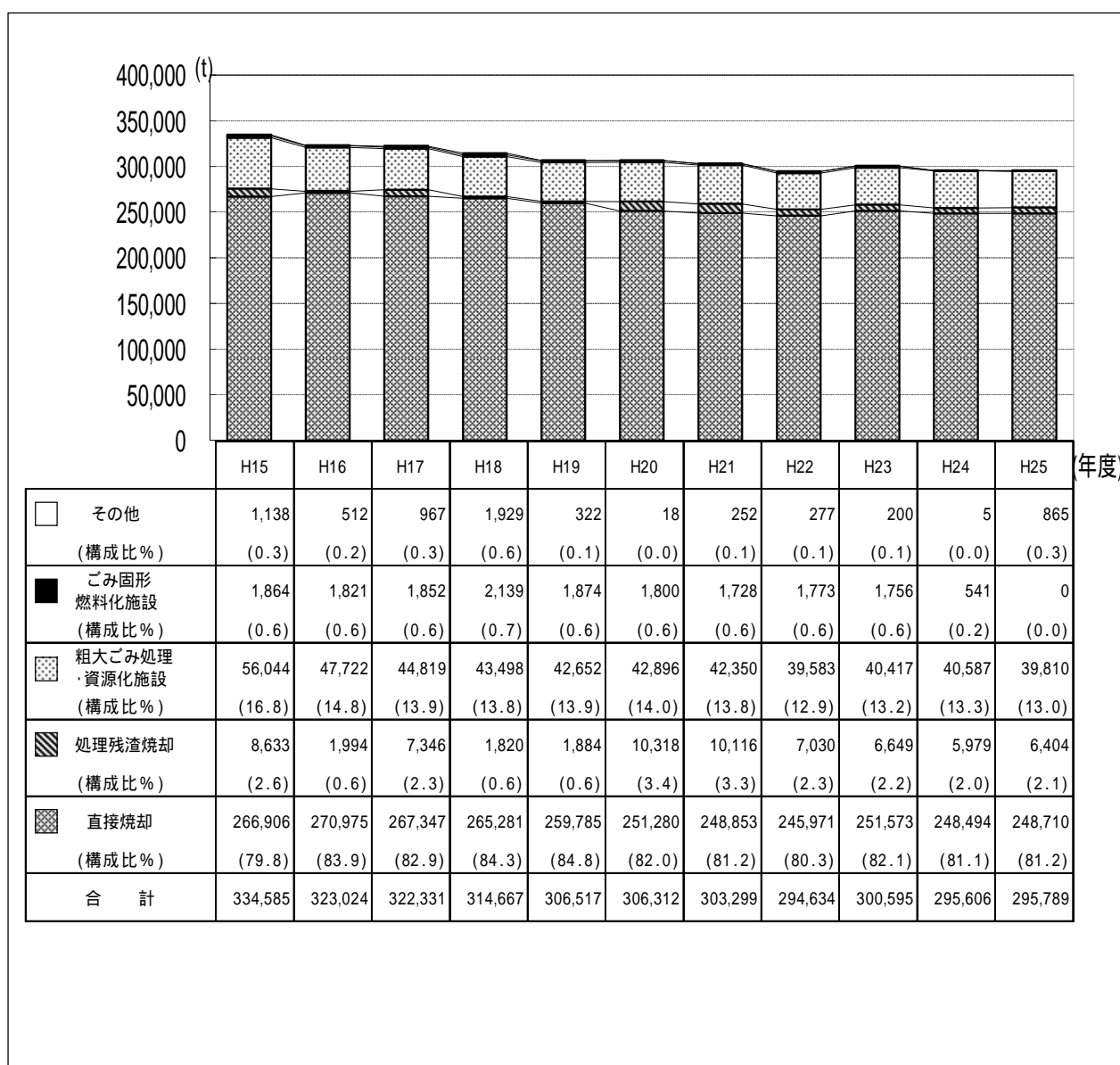
ア 処理量

収集されたごみの大部分は、焼却施設などの中間処理施設で処理されています。

このうち、平成25年度を見てみると、焼却施設で直接焼却されたものが248,710トンで最も多く、次に粗大ごみ処理施設・資源化施設で処理されたものが39,810トンとなっています。

なお、平成24年9月以降はごみ固形燃料化施設の閉鎖に伴い、RDF（ごみ固形燃料）の製造は行われていません。

中間処理量の状況

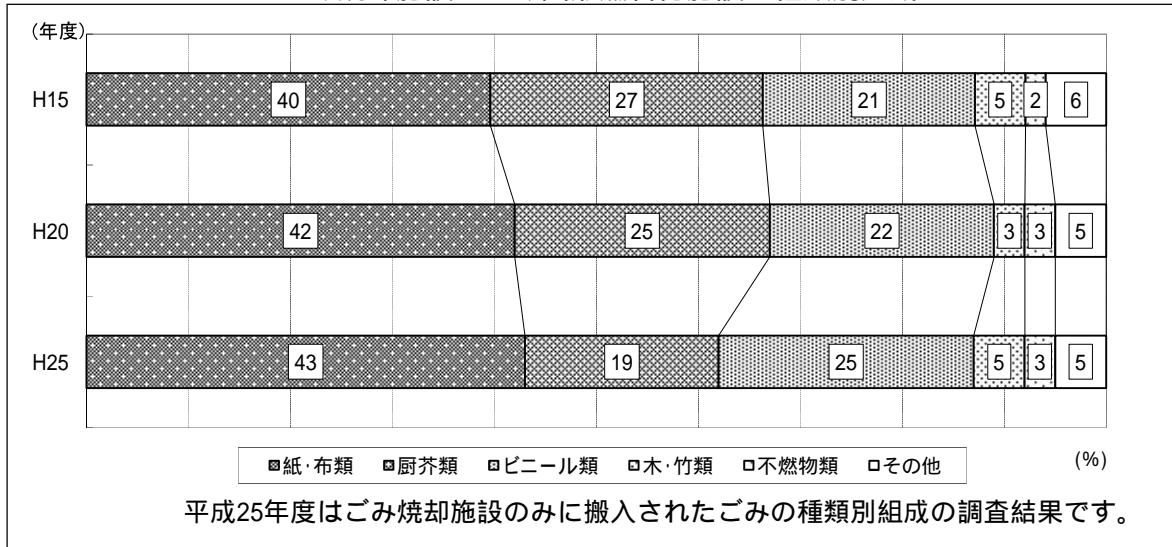


イ 種類別組成

県内のごみ焼却施設及びごみ固形燃料化施設に搬入されたごみの種類別組成の調査結果によると、平成25年度については、紙・布類が43%と多く、以下ビニール類、厨芥類と続いています。

平成20年度と比較すると、紙・布類が増加し、厨芥類が減少していますが、これは、生ごみ処理機の普及などによる生ごみの分別処理が進んでいるためと考えられます。

ごみ焼却施設・ごみ固形燃料化施設の種類別組成



再生利用の状況

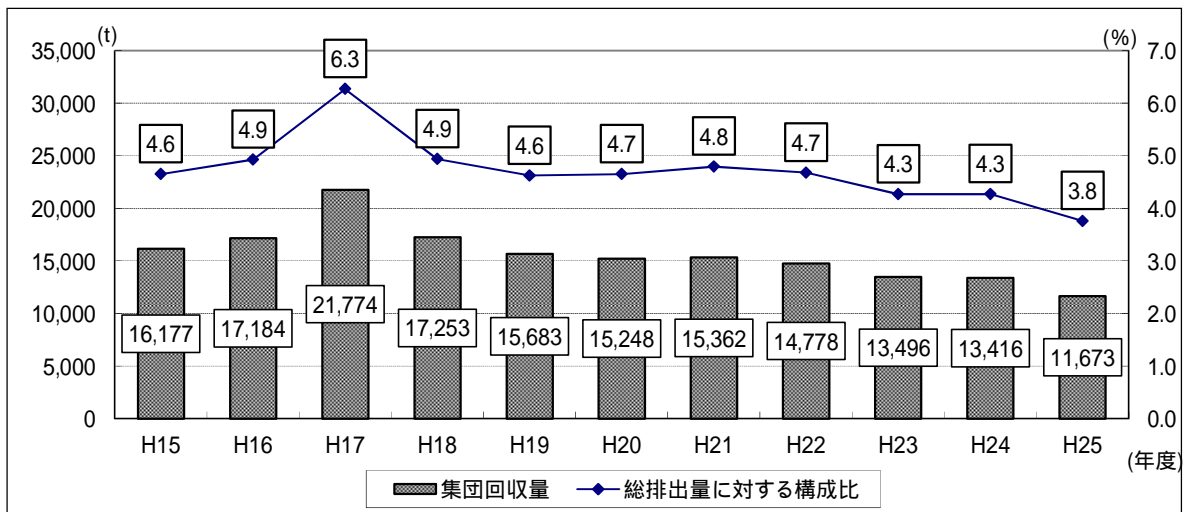
ア 集団回収量の推移

市町村が処理するごみとは別に、地域の自治会やPTA等の団体による資源回収（集団回収）が行われています。

集団回収量については、平成18年度以降減少傾向にあり、平成25年度は11,673トンと、平成20年度の15,248トンに対し23.4%減少しています。

また、総排出量に対する構成比も併せて減少傾向にあります。

集団回収量の推移



イ 容器包装廃棄物の収集状況

平成9年度に容器包装リサイクル法が施行されたことにより、県内の全市町村において分別収集計画が策定され、現在、10品目の容器包装廃棄物が分別収集の対象となっています。

平成25年度においては、23市町村が10品目全ての分別収集を実施しており、ほとんどの市町村で8品目以上の収集を行っています。

平成25年度品目別分別収集実施市町村数

品 目	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙製 容器包装	ペットボトル
市町村数(27)	27	27	27	16	26
そ の 他 プラスチック	スチール	アルミ	段ボール	紙パック	10品目完全実施
26	26	26	26	23	23

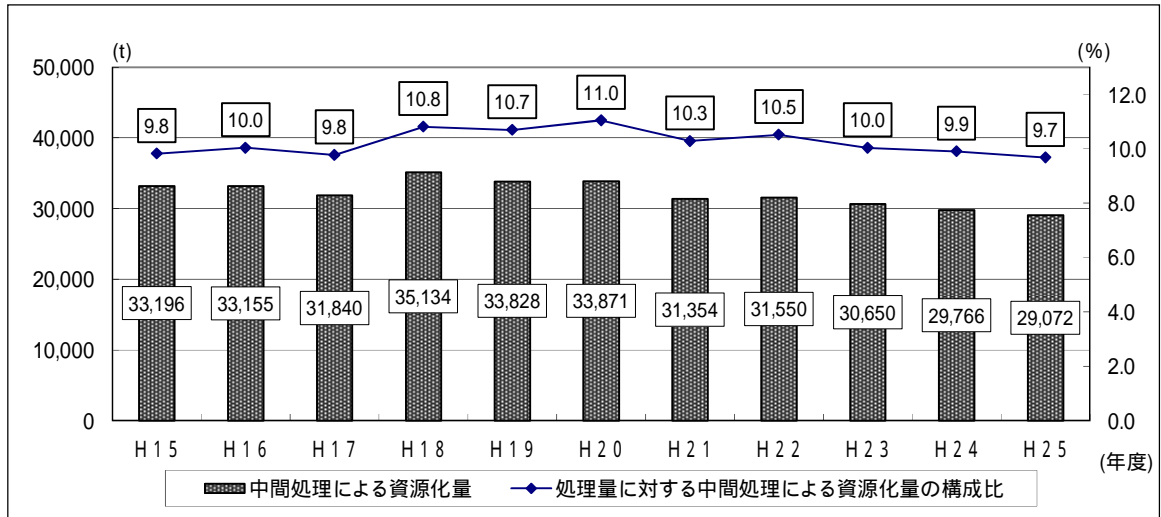
平成25年度品目別分別収集実施状況

品 目	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙製 容器包装	ペットボトル
収集計画量(t) A	1,701	2,023	1,158	575	1,266
収集実績(t) B	1,578	1,751	1,116	351	1,259
達成率(%) B/A	92.8	86.6	96.4	61.0	99.4
そ の 他 プラスチック	スチール	アルミ	段ボール	紙パック	合 計
2,524	1,879	921	6,247	194	18,488
1,097	1,530	820	6,440	129	16,071
43.5	81.4	89.0	103.1	66.5	86.9

ウ 中間処理施設による資源化の状況

平成25年度にごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設、資源化施設などの中間処理施設で資源化されたごみの量は29,072トンであり、平成20年度の33,871トンに対し14.2%減少しています。

中間処理施設による資源化の推移



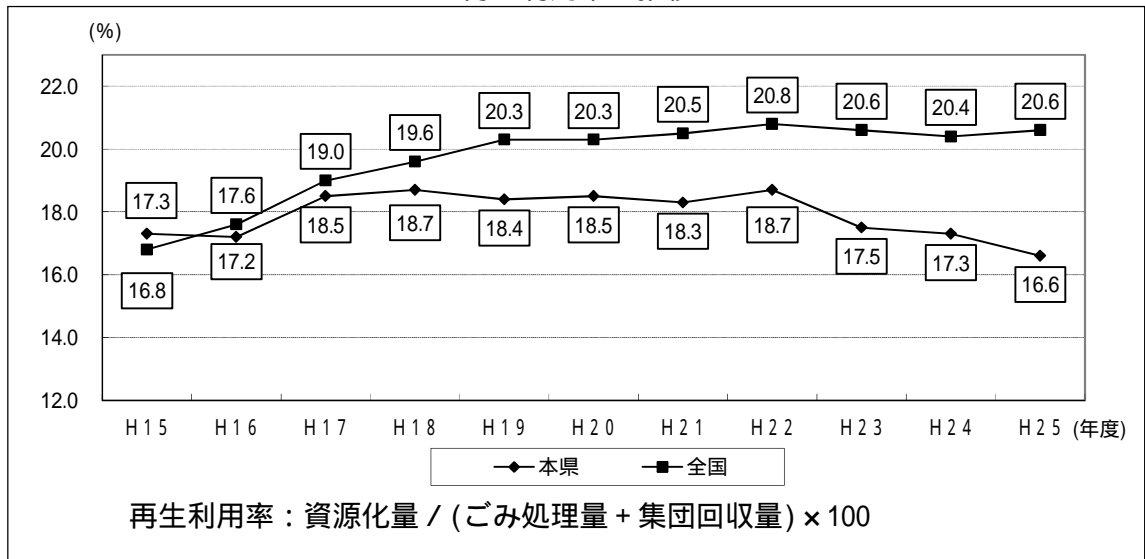
エ 再生利用率

総排出量のうち再生利用された量の割合である再生利用率については、平成23年度以降減少し、平成25年度は16.6%となっており、平成20年度の18.5%に対し1.9ポイント減少しています。

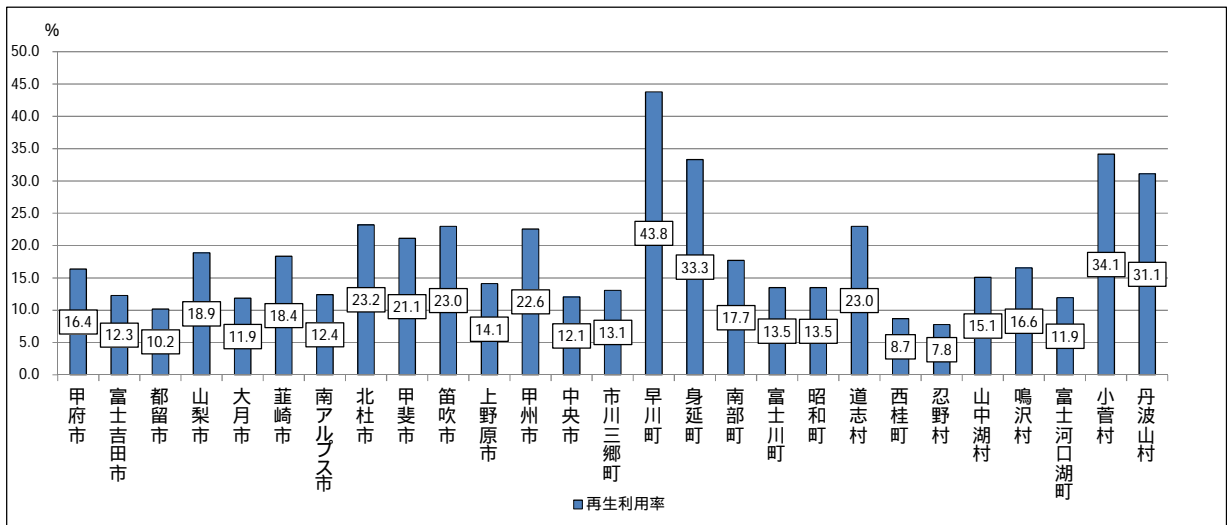
また、全国平均の20.6%を大きく下回っています。

これは、分別収集品目の増加やリサイクルステーションの増設など、各市町村での取り組みが行われている一方で、溶融スラグ(注16)の生成量の減少(0.9ポイント)やごみ固形燃料の製造中止(0.3ポイント)などにより、中間処理による資源化量が減少したことと、集団回収量が減少(1.0ポイント)したことが主な要因と考えられます。

再生利用率の推移



県内市町村の再生利用率（平成25年度）



(注16) 溶融スラグ

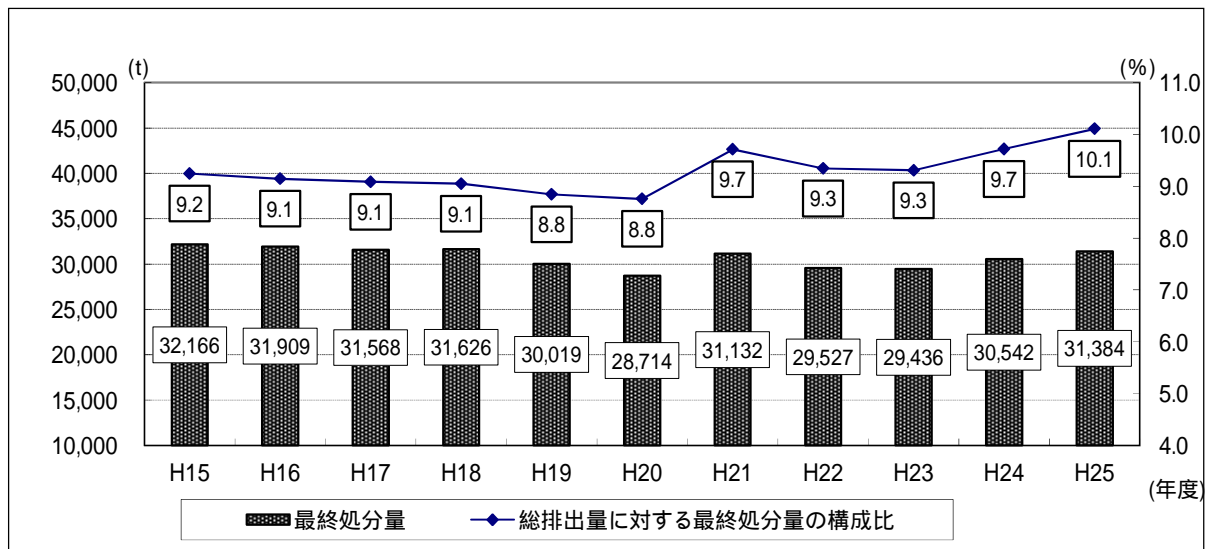
焼却灰などの廃棄物を約1,300 以上の高温で溶融し、これを空气中や水中で冷却固化したもの。建設資材等への利用が進められている。

最終処分状況

最終処分量については、平成25年度は31,384トンとなっており、平成20年度の28,714トンに対し9.3%増加しています。総排出量に対する構成比についても、平成24年度以降は増加傾向で推移しています。

これは、焼却灰の人工砂へのリサイクルなどの取り組みが行われている一方、溶融スラグの生成量の減少に伴う焼却残渣埋立量の増加が主な要因と考えられます。

最終処分の推移



(2) 処理施設の状況

中間処理施設の設置状況

平成26年度末における市町村等が設置し稼働している中間処理施設は19施設となっています。内訳は、ごみ焼却施設が10施設、粗大ごみ処理施設が3施設、資源化等を行う施設が6施設となっています。

また、民間が設置した中間処理施設は69施設（産業廃棄物処理施設で処理する施設も含む）であり、内訳は、焼却施設が4施設、粗大ごみ処理施設が4施設、資源化等を行う施設が61施設となっています。

市町村等の中間処理施設の設置状況

	ごみ焼却施設					粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	合 計
	全連続				バッチ			
	ガス化 溶 融	灰溶融	流動床	ストーカー				
施設数	1	2	1	1	5	3	6	19
施設規模 (t/日)	160	274	360	270	175	145	100	1,484

民間の中間処理施設の設置状況

	焼却施設	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	合 計
施設数	4	4	61	69
施設規模 (t/日)	197	324	15,145	15,666

最終処分場の設置状況

焼却残渣等を最終処分する埋立処分施設は、市町村等が設置したものが4施設（2団体）ありますが、全ての施設が既に埋立を終了しています。

(3) 課題

発生抑制

総排出量は、平成25年度に310千トンとなり、平成20年度の328千トンと比較して5.3%減少しており、一般廃棄物全体では発生抑制が進んでいます。

しかし、前計画では、平成27年度の総排出量を293千トンとして、平成20年度から10.7%削減させることを目標としていますが、生活系ごみ及び事業系ごみともに想定より削減が進んでいないことから、この目標を達成することが難しい状況にあります。

また、生活系ごみ及び事業系ごみの削減が全国に比べて遅れている状況であることから、次のような発生抑制の取組を進めていく必要があります。

ア 県民の「もったいない」という文化、意識を活かした、各主体の連携による食品廃棄物の削減やリユース品の積極的な活用など、リサイクルよりも優先順位が高い2R（リデュース・リユース）（注17）の取組強化

イ 3R行動による環境負荷削減効果等の情報提供や一般廃棄物処理の有料化など、ごみ減量への住民意識の高揚を図るための効果的な手法の検討・導入

ウ 環境教育・環境学習の実施

エ 環境配慮設計（注18）の徹底及び使い捨て製品から繰り返し使える製品への転換

（注17）2R（リデュース・リユース）

3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース、リユースを特に抜き出して「2R」としてまとめて呼称しているもの。

リデュースは、廃棄物等の発生自体を抑制すること。廃棄物等は、いったん発生してしまえば、資源として循環的な利用を行う場合であっても少なからず環境への負荷を生じさせる。このため、廃棄物等の処理に由来する環境負荷を低減させるためには、これを発生させないことが最も効果的となる。

リユースは、いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること。形状を維持したまま使用することから、リサイクルに比べ、一般的に資源の滅失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少ない。

（注18）環境配慮設計

分解が容易である、リサイクルしやすいよう単一素材を使用するなど製品等の設計段階において環境配慮を行うための手法のこと。環境適合設計や、エコ・デザインともいう。

再生利用

再生利用率は、平成25年度は16.6%となっており、平成20年度の18.5%と比較して1.9ポイント減少しています。前計画では、平成27年度の再生利用率を25.0%として、平成20年度から6.5ポイント増加させることを目標としていますが、熔融スラグの生産量の減少やごみ固形燃料の製造中止に加え、排出量の削減が想定より進んでいないことから、この目標を達成することが難しい状況にあります。

また、全国の値である20.6%を下回る状況で推移していることから、再生利用率の向上のため、次のような取組を進めていく必要があります。

ア リサイクルステーション等の拠点回収場所の設置や増設など、リサイクルに向けた環境整備の推進

イ 使用済製品からの有用金属の回収の推進

ウ 循環型社会形成に向けた様々な取組事例の情報発信

エ 再生可能な資源を利用した製品や再生品の優先的な購入

最終処分

最終処分量は、平成25年度には31千トンとなっており、平成20年度の29千トンと比較して9.3%増加しています。前計画では、平成27年度の最終処分量は26千トンとして、平成20年度から10%減少させることを目標としていますが、熔融スラグの生産量が減少することで、焼却残渣量が増加したことや排出量の削減が想定より進んでいないことにより、この目標を達成することが難しい状況にあります。

また、現在、県内には埋め立てが可能な一般廃棄物最終処分場がないため、県内に長期間にわたり安定的に使用できる広域的な一般廃棄物最終処分場の整備が進められています。

こうした状況を踏まえ、次のような取組を進めていく必要があります。

ア 廃棄物の発生抑制と再生利用の推進

イ 現在進められている一般廃棄物最終処分場の確実な整備

災害廃棄物の処理

非常災害（注19 以下「災害」という。）が発生した時における公衆衛生の悪化の防止、生活環境保全の観点から災害廃棄物は、適正に処理することが不可欠であるとともに、復旧・復興を妨げることがないように円滑かつ迅速に処理することが必要です。このため、災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理を実施できるよう、平時の廃棄物処理行政から災害発生時まで切れ目のない対応を行うことが必要です。

（注19）非常災害

主に自然災害を対象とし、地震、津波等に起因する被害が予防し難い程度に大きく、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。

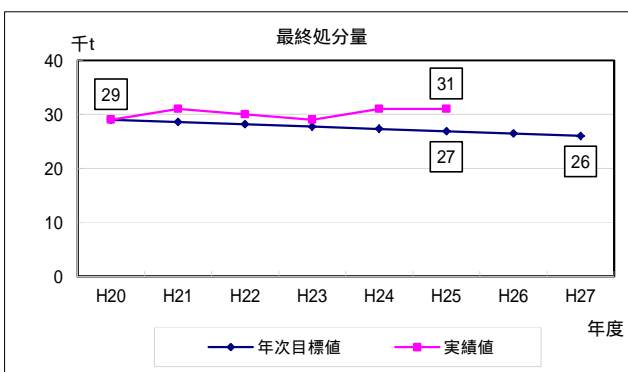
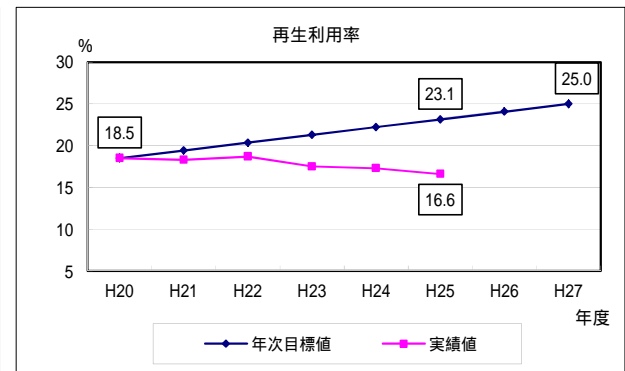
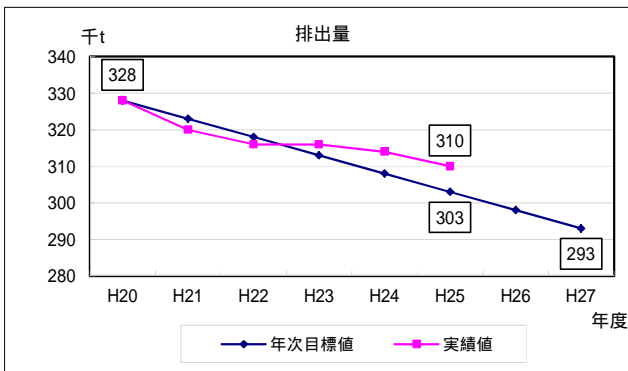
こうした状況を踏まえ、次のような取組を進めていく必要があります。

- ア 山梨県の災害廃棄物処理計画の策定についての検討
- イ 各市町村の災害廃棄物処理計画策定や地域防災計画見直しへの取組支援
- ウ 災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保

参考 第2次山梨県廃棄物総合計画に定める目標と実績

(t)

項 目	基 準 年	実 績					目 標 年
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成27年度
排 出 量	327,834	320,496	315,915	316,295	314,192	310,438	293,000
生活系ごみ	224,998	220,216	215,833	216,830	214,487	212,783	197,000
事業系ごみ	87,588	84,918	85,304	85,969	86,289	85,982	80,000
集団回収量	15,248	15,362	14,778	13,496	13,416	11,673	16,000
再生利用率	18.5%	18.3%	18.7%	17.5%	17.3%	16.6%	25.0%
最終処分量	28,714	31,132	29,527	29,436	30,542	31,384	26,000
(最終処分率)	9%	10%	9%	9%	10%	10%	9%



年次目標は、前計画(目標年：平成27年度)における目標値を基に年度ごとの値を推計

1-2 一般廃棄物（し尿）の現状と課題

(1) 現 状

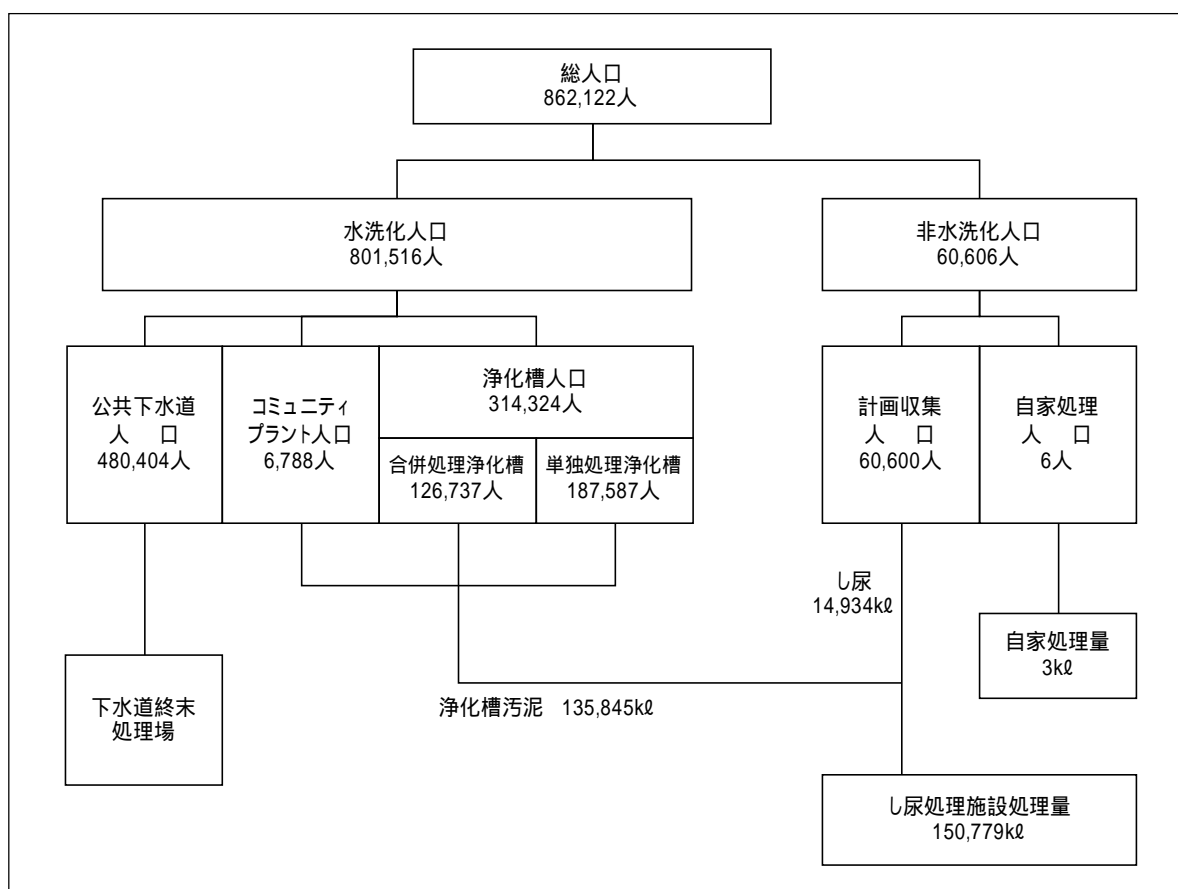
し尿処理の状況

平成25年度の水洗化人口は801,516人であり、総人口の93.0%を占めています。水洗化人口の内訳は、公共下水道人口（注20）が480,404人、コミュニティプラント人口（注21）が6,788人、合併処理浄化槽人口（注22）が126,737人、単独処理浄化槽人口が187,587人となっています。

非水洗化人口は60,606人であり、総人口の7.0%となっています。

生活排水の処理を行う公共下水道人口が増加しており、非水洗化人口は減少しています。

し尿処理のフロー（平成25年度実績）



（注20）公共下水道人口

県が管理する流域下水道、市町村が管理する公共下水道を利用する人口

（注21）コミュニティプラント人口

市町村がし尿、生活排水等を集合的に処理する施設を利用する人口

（注22）合併処理浄化槽人口

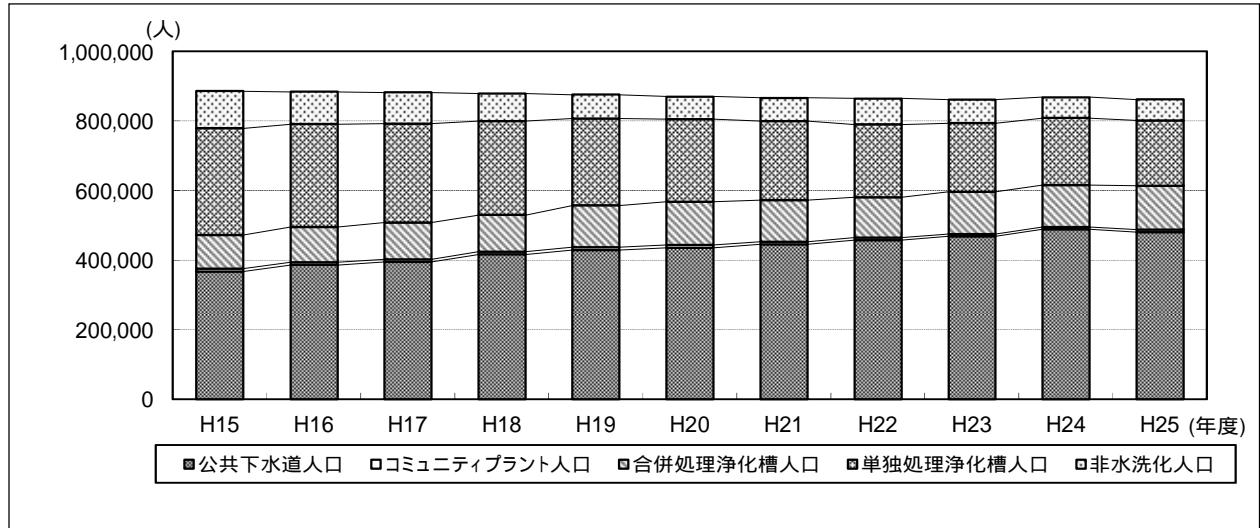
し尿とその他の生活排水を合わせて処理する浄化槽を利用する人口
（農業集落排水施設を含む）

水洗化人口の推移

平成25年度の水洗化人口は801,516人で、平成20年度の805,397人から0.5%減少しています。

このうち、公共下水道人口は10.3%増加、浄化槽人口は13.2%減少となっています。

水洗化人口・非水洗化人口の推移



水洗化人口・非水洗化人口の状況

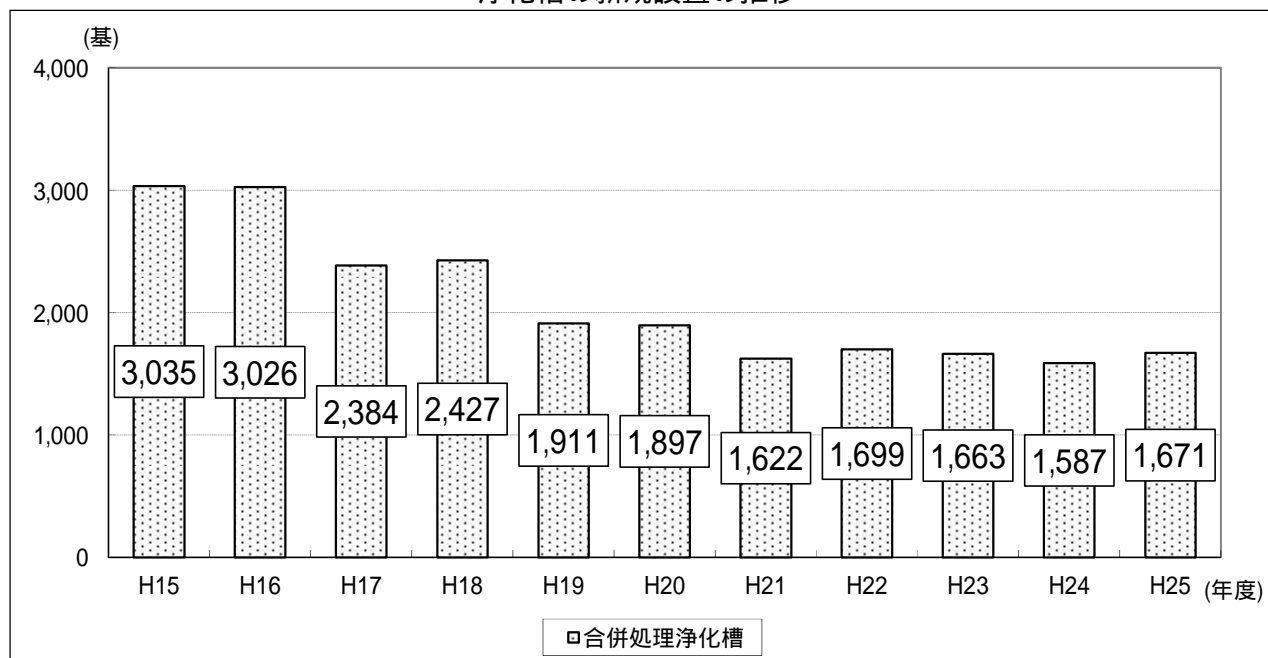
	計画処理区域内人口	水洗化人口					非水洗化人口			
		公共下水道人口	コミュニティプラント人口	浄化槽人口			計	収集人口	自家処理人口	計
				合併処理浄化槽人口	単独処理浄化槽人口	小計				
平成15年度	885,572	367,813	7,539	96,730	306,667	403,397	778,749	106,504	319	106,823
平成16年度	884,255	386,021	7,367	102,230	295,473	397,703	791,091	92,851	313	93,164
平成17年度	882,221	394,870	7,198	105,698	284,476	390,174	792,242	89,973	6	89,979
平成18年度	878,989	416,372	7,271	106,013	269,939	375,952	799,595	79,386	8	79,394
平成19年度	875,628	429,029	7,666	120,368	250,366	370,734	807,429	68,193	6	68,199
平成20年度	870,323	435,641	7,611	124,197	237,948	362,145	805,397	64,920	6	64,926
平成21年度	866,516	445,227	7,746	119,844	227,169	347,013	799,986	66,524	6	66,530
平成22年度	864,389	457,787	7,020	115,886	209,960	325,846	790,653	73,730	6	73,736
平成23年度	861,151	468,658	6,526	121,402	197,573	318,975	794,159	66,986	6	66,992
平成24年度	868,215	488,782	6,493	120,840	192,254	313,094	808,369	59,840	6	59,846
平成25年度	862,122	480,404	6,788	126,737	187,587	314,324	801,516	60,600	6	60,606

浄化槽の設置状況

平成25年度に新たに設置された浄化槽の新規設置基数は1,671基であり、下水道の普及により平成20年度に比べて新規設置基数12.0%減少しています。

平成12年6月の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から単独浄化槽が削除され、平成13年4月から浄化槽の新設時には、合併処理浄化槽を設置することが義務付けられています。

浄化槽の新規設置の推移



し尿処理施設等の状況

市町村等が設置し稼働しているし尿処理施設等は、し尿処理施設（注23）が12施設、汚泥再生処理センター（注24）が2施設、コミュニティプラントが10施設となっています。

し尿処理施設等の状況

H27.8現在			
	し尿処理施設	汚泥再生処理センター	コミュニティプラント
施設数	12	2	10
施設規模	759 (kℓ/日)	39 (kℓ/日)	4,245 (m ³ /日)

（注23）し尿処理施設
収集運搬された浄化槽汚泥や汲み取りし尿を処理する施設

（注24）汚泥再生処理センター
し尿、浄化槽汚泥及び生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源を回収する施設

（2）課題

し尿や浄化槽汚泥の処理については、生活の場から迅速に排除し、衛生的に処理するための体制を整備しておくことが必要です。

現在、県内のし尿及び浄化槽汚泥について、衛生的な処理体制は整っていると考えられますが、し尿処理施設の老朽化も進んでいます。

このため、今後の施設整備については、地域の特性や経済性を考慮し、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備計画との整合を図りつつ、それぞれの特性を生かして、計画的かつ効率的に整備を行うことにより、し尿及び浄化槽汚泥の処理体制を強化していく必要があります。

また、浄化槽・コミュニティプラントの処理性能の確保のため、法定検査の実施や維持管理状況の把握などの適正な維持管理を行っていく必要があります。

さらに、し尿等の衛生的な処理とともに、環境への負荷の低減を図り、資源としての利用を推進する必要があります。浄化槽やコミュニティプラントから排出される汚泥の処理については、堆肥化やメタン発酵等のエネルギー回収を行う汚泥再生処理センター等の複合的な施設の整備を推進する必要があります。

2 産業廃棄物の現状と課題

(1) 現 状

総排出量等

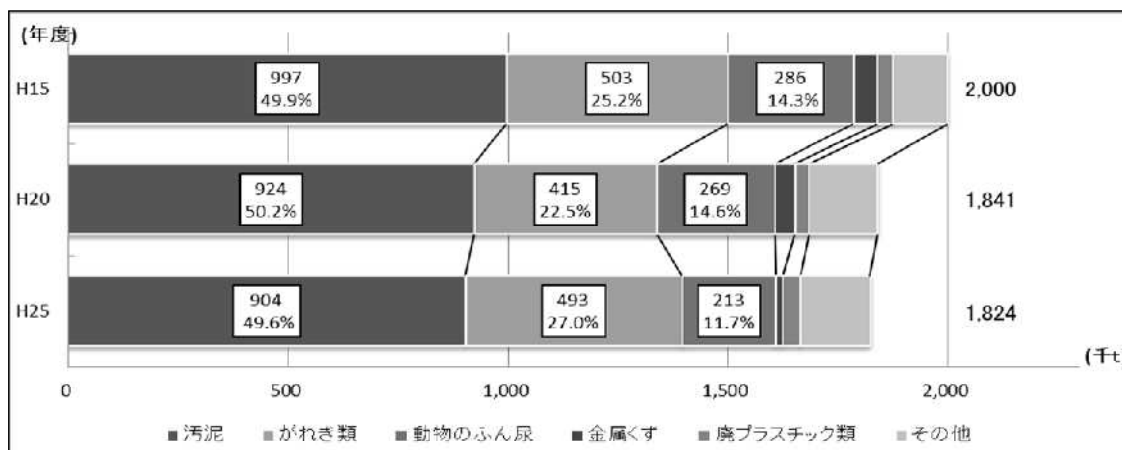
ア 総排出量

平成26年度に実施した山梨県産業廃棄物実態調査（平成25年度実績）の結果によると、総排出量は1,824千トンであり、平成20年度の1,841千トンと比較すると0.9%減少しています。産業廃棄物の排出量は、経済状況等の社会情勢に大きく影響を受けますが、多量排出事業者による産業廃棄物減量等の計画の作成・実施など、各事業所においても産業廃棄物の排出抑制への取組がなされています。

イ 種類別総排出量

総排出量を種類別にみると、汚泥が904千トン（総排出量の49.6%）で最も多く、以下がれき類、動物のふん尿、廃プラスチック類となっています。平成20年度と比較すると、がれき類、廃プラスチック類等は増加しており、その他は減少し、特に金属くずは約64%減少しています。

種類別総排出量の推移



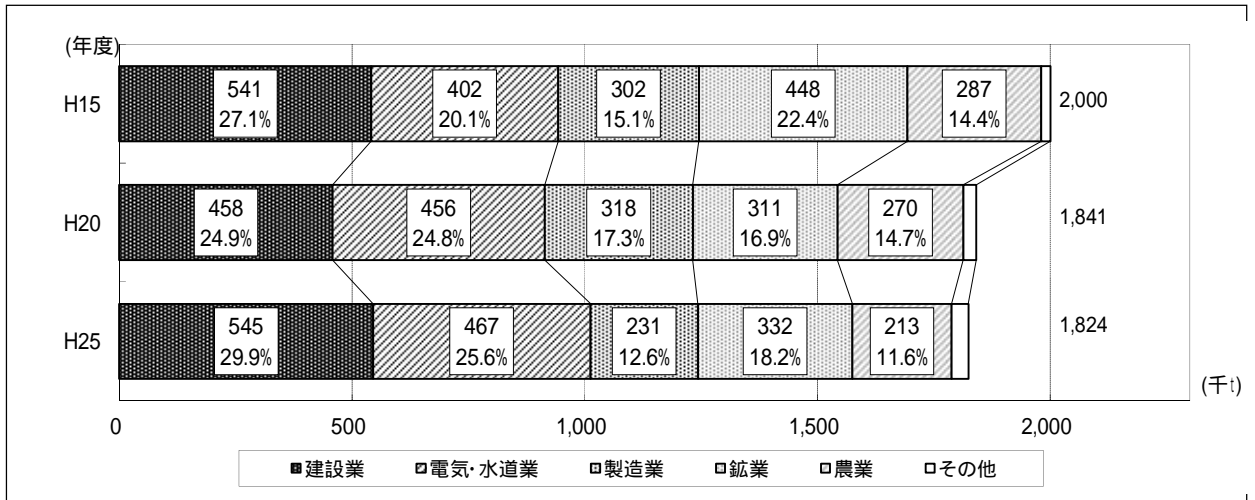
種類別総排出量の状況

		(千)	
		H20	H25
総	排 出 量	1,841 (100.0%)	1,824 (100.0%)
	汚 泥	924 (50.2%)	904 (49.6%)
	が れ き 類	415 (22.5%)	493 (27.0%)
	動 物 の ふ ん 尿	269 (14.6%)	213 (11.7%)
内	金 属 く ず	45 (2.4%)	16 (0.9%)
	廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	31 (1.7%)	39 (2.1%)
	廃 油	28 (1.5%)	17 (0.9%)
	木 く ず	24 (1.3%)	44 (2.4%)
訳	動 植 物 性 残 渣	23 (1.2%)	27 (1.5%)
	ガ ラ ス 陶 磁 器 く ず	19 (1.0%)	31 (1.7%)
	廃 酸	18 (1.0%)	12 (0.7%)
	紙 く ず	18 (1.0%)	6 (0.3%)
	鋳 さ い	6 (0.3%)	11 (0.6%)
	そ の 他	21 (1.1%)	11 (0.6%)

ウ 業種別総排出量

業種別による総排出量については、建設業が545千トン(総排出量の29.9%)で最も多く、以下、電気・水道業、鉱業、製造業となっています。平成20年度と比較すると、建設業で約19%、鉱業で約7%排出量が増加した一方、製造業で約27%、農業で約21%減少しています。

業種別総排出量の推移



業種別総排出量の状況

	(千t)	
	H20	H25
総排出量	1,841	1,824
建設業	458	545
電気・水道業	456	467
製造業	318	231
鉱業	311	332
農業	270	213
その他	28	36

処理の流れ

平成25年度の総排出量（注25）から、農業から発生した廃棄物を除いた排出量は1,611千トンであり、このうち排出事業者自らの中間処理による減量化量（注26）593千トンと再生利用量（注27）106千トンを除いた搬出量は913千トンとなっています。

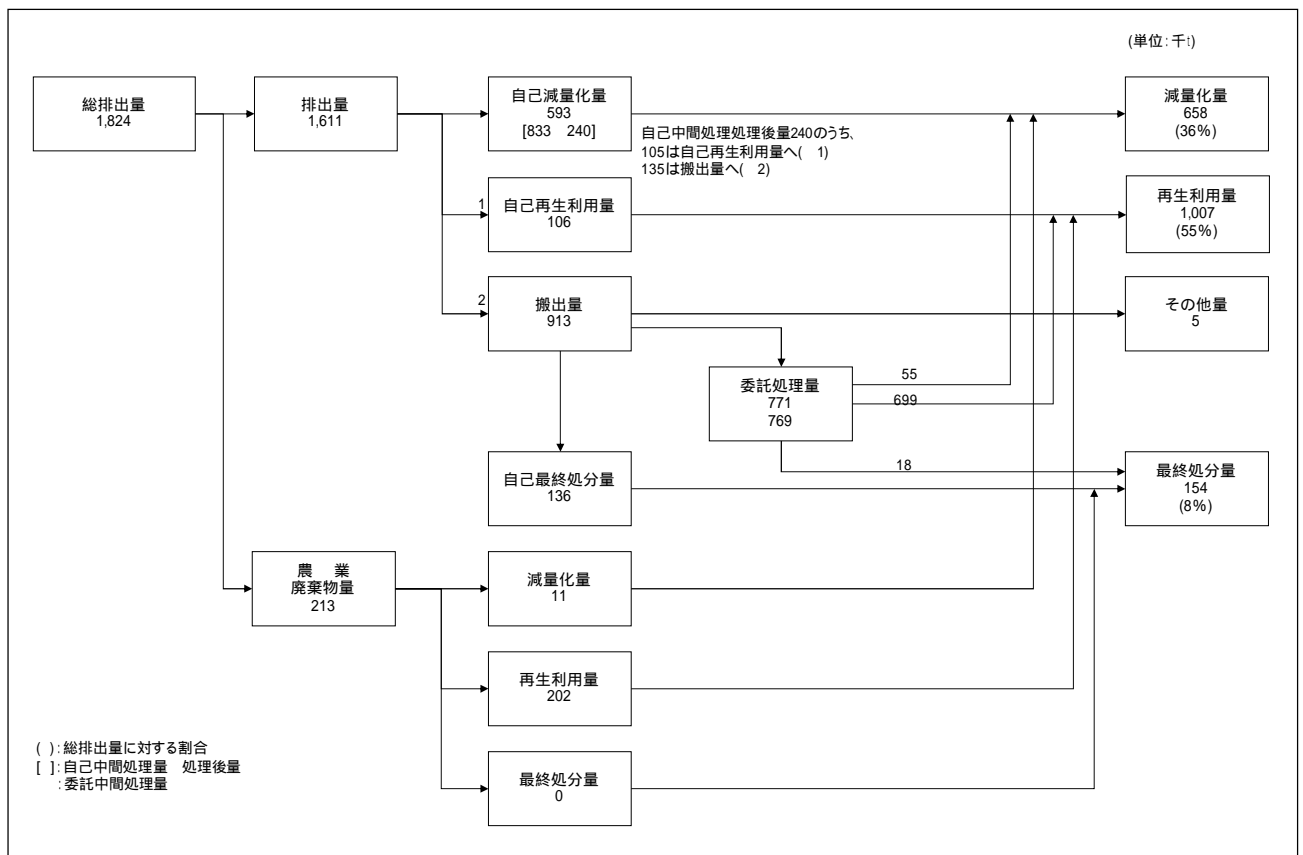
この搬出量913千トンは、自己最終処分量136千トン、委託処理量771千トン、保管等のその他量5千トンに区分されます。

委託処理量771千トンのうち、業者中間処理による減量化量が55千トン、再生利用量が699千トン、最終処分量（注28）が18千トンとなっています。

一方、農業からは動物のふん尿213千トンと廃プラスチック類0.2千トンが排出されますが、動物のふん尿は農業者によるたい肥利用や汚水施設等による浄化処理、焼却など農業分野で処理が完結しています。また、農業用廃プラスチック類はハウスなどで使用したポリ塩化ビニル等であり、（社）山梨県農業用廃プラスチック処理センターで収集処理されています。

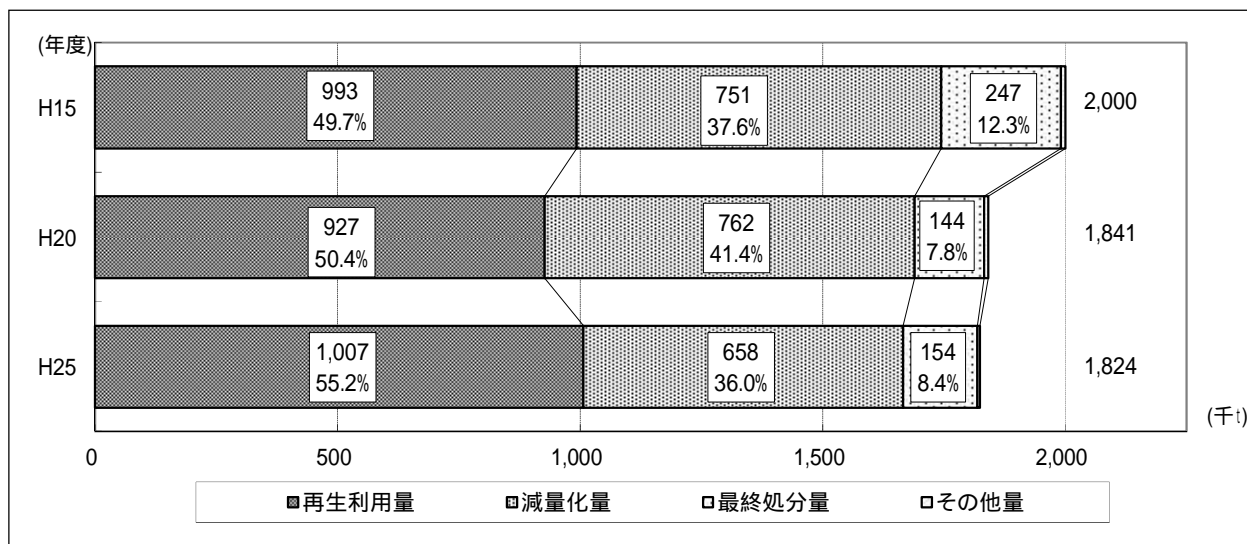
県内で発生した産業廃棄物は、最終的に再生利用量が1,007千トン（55%）、減量化量が658千トン（36%）、最終処分量が154千トン（8%）、その他量（注29）が5千トンとなっています。

処理のフロー（平成25年度実績）



平成20年度と比較すると、排出量に占める割合は、再生利用量が4.8ポイント増加した一方、減量化量は5.4ポイント減少し、最終処分量は0.6ポイントの増加となりました。

処理の推移



(注25) 総排出量

総排出量 = 再生利用量 + 減量化量 + 最終処分量 + その他量

(注26) 減量化量

中間処理施設において焼却、脱水等されたことにより減量した量

(注27) 再生利用量

排出事業者、処理事業者等で再生利用された量

(注28) 最終処分量

排出事業者、処理業者等で埋立処分された量

(注29) その他量

一時保管されている量など

再生利用

ア 種類別再生利用

平成25年度の再生利用量は1,006千トンとなっており、平成20年度の927千トンから8.6%増加しました。

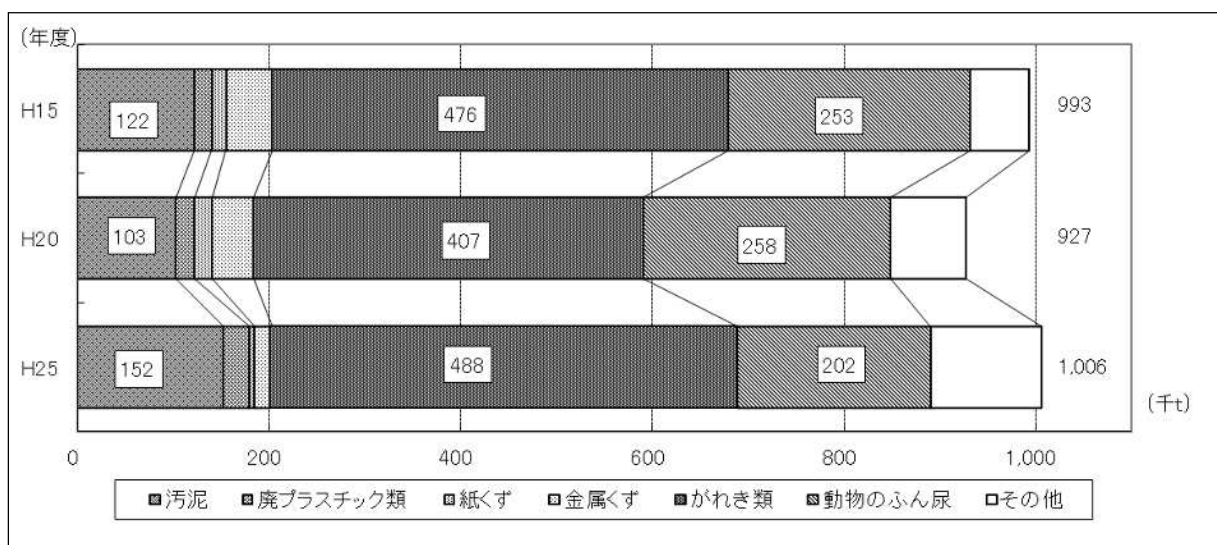
一方、平成25年度の再生利用率は55.2%となっており、平成20年度の50.4%から4.8ポイント増加しました。

紙くず、金属くず、がれき類、動物のふん尿は、ほぼ100%の再生利用率となっています。

種類別再生利用量(率)の内訳

	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	その他	計
排出量	904	38	6	16	493	213	154	1,824
再生利用量 (再生利用率)	152 (16.8%)	27 (71.1%)	6 (100.0%)	16 (100.0%)	488 (99.0%)	202 (94.8%)	115 (74.7%)	1,006 (55.2%)

種類別再生利用量の推移



種類別再生利用量(率)の状況

	H20		H25	
	再生利用量	再生利用率	再生利用量	再生利用率
汚泥	103	11.1	152	16.8
廃プラスチック類	19	61.3	27	71.1
紙くず	18	100.0	6	100.0
金属くず	44	97.8	16	100.0
がれき類	407	98.1	488	99.0
動物のふん尿	258	95.9	202	100.0
その他	78	56.1	115	69.7
合計	927	50.4	1006	55.2

イ 業種別再生利用量

業種別の再生利用量については、建設業が527千トンと最も多く、以下、農業、製造業となっています。

建設業の再生利用率は、建設リサイクル法の浸透により高水準で推移しています。農業は、排出量の大部分を占める家畜ふん尿の大部分が堆肥化されるため再生利用率が高くなっています。鉱業、上下水道業からの排出は、大部分が汚泥です。下水道の汚泥は、減量後、ほぼ全量が再生利用されますが、鉱業の汚泥は再生利用が困難なため、汚泥全体では20.8%の再生利用率にとどまっています。

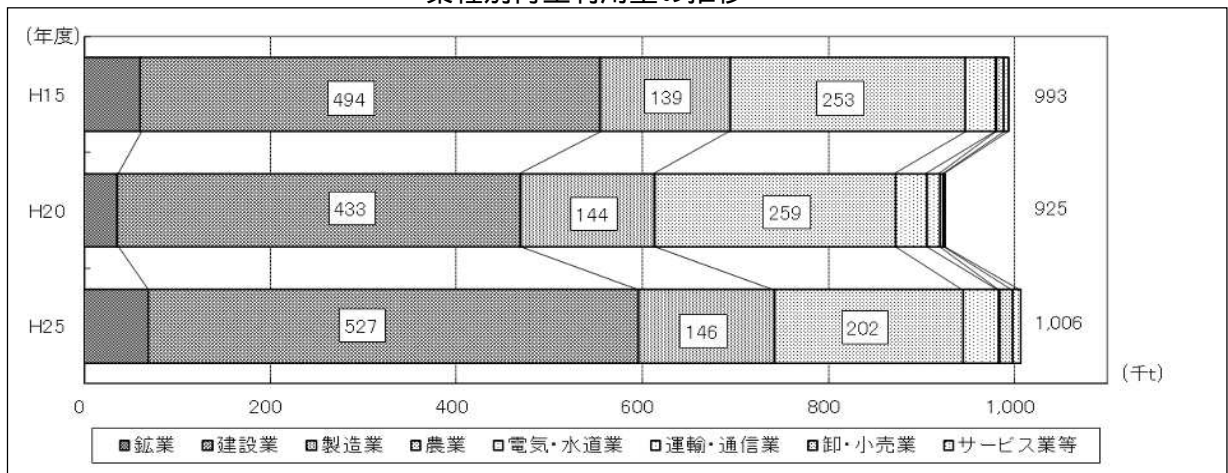
平成20年度と比較すると、再生利用量・率共に農業、運輸・通信業では減少し、その他の業種では増加しました。

業種別再生利用量(率)の内訳

	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・水道業	運輸・通信業	卸・小売業	サービス業等	計	(千t)
排出量	332	545	231	213	467	2	18	16	1,824	
再生利用量 (再生利用率)	69 (20.8%)	527 (96.7%)	146 (63.2%)	202 (94.8%)	38 (8.1%)	1 (50.0%)	14 (77.8%)	9 (56.3%)	1,006 (55.2%)	

端数を四捨五入しているため、業種別と計が一致しません。

業種別再生利用量の推移



業種別再生利用量(率)の状況

	H20		H25		(千t)
	再生利用量	再生利用率	再生利用量	再生利用率	
鉱業	36	11.6	69	20.8	
建設業	433	94.5	527	96.7	
製造業	144	45.3	146	63.2	
農業	259	95.9	202	94.8	
電気・水道業	33	7.2	38	8.1	
運輸・通信業	14	93.3	1	50.0	
卸・小売業	4	57.1	14	77.8	
サービス業等	2	33.3	9	56.3	
合計	925	50.2	1,006	55.2	

端数を四捨五入しているため、業種別と合計が一致しません。

減量化量

ア 種類別減量化量

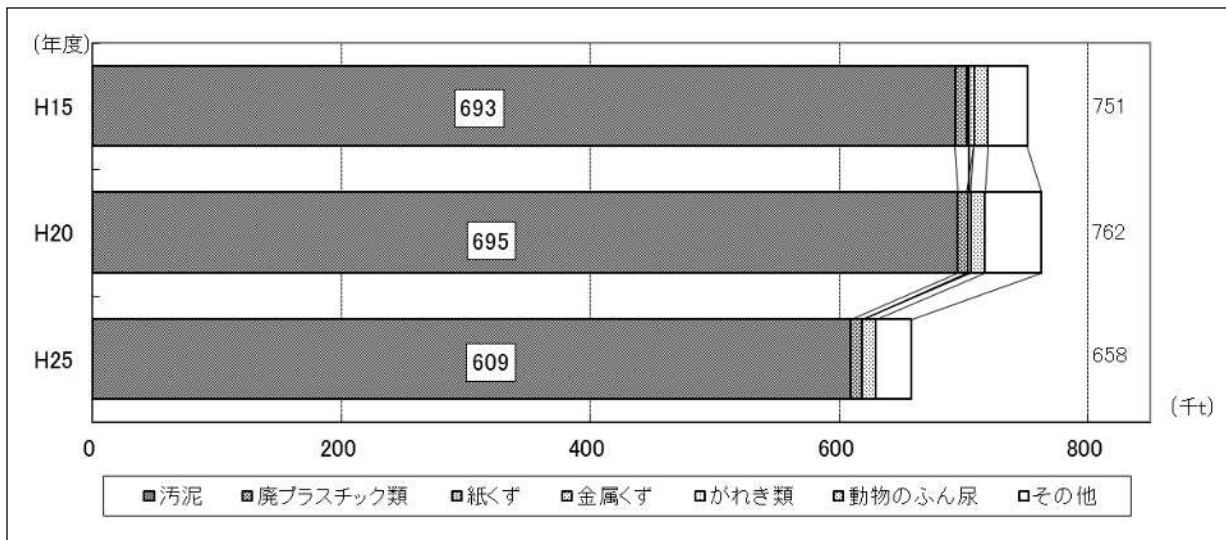
減量化量を種類別に見ると、汚泥が609千トンで最も多く、減量化量の92.5%を占めており、以下、動物のふん尿11千トン、廃プラスチック類9千トンとなっています。

平成20年度と比較すると、減量化量全体で104千トン減少しています。

種類別減量化量(率)の内訳

	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	その他	計
排出量	904	38	6	16	493	213	154	1,824
減量化量	609	9	0	0	0	11	29	658
(減量化率)	(67.4%)	(23.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(5.2%)	(18.8%)	(36.1%)

種類別減量化量の推移



種類別減量化量の状況

	H20	H25
汚泥	695	609
廃プラスチック類	8	9
紙くず	0	0
金属くず	0	0
がれき類	3	0
動物のふん尿	11	11
その他	45	29
合計	762	658

イ 業種別減量化量

業種別の減量化量は、電気・水道業が428千トンで最も多く、以下、鉱業123千トン、製造業77千トンとなっています。

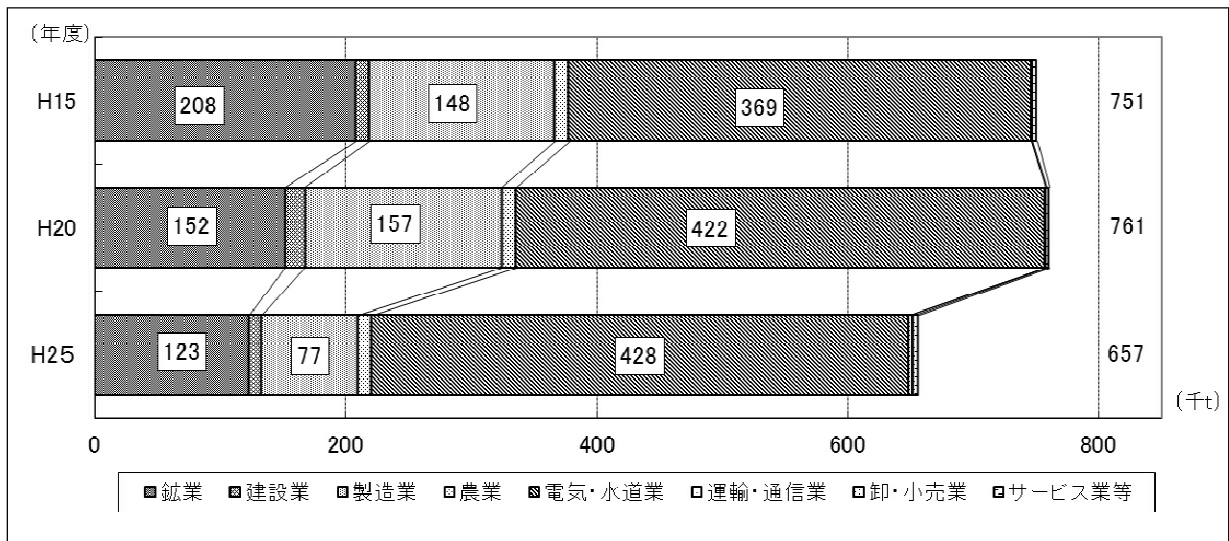
平成20年度と比較すると、電気・水道業では422千トンから428千トンへ増加しており、鉱業は152千トンから123千トンへ、製造業では157千トンから77千トンへ減少しています。

業種別減量化量(率)の内訳

(千t)									
	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・水道業	運輸・通信業	卸・小売業	サービス業等	計
排出量	332	545	231	213	467	2	18	16	1,824
減量化量	123	10	77	11	428	0	4	5	658
(減量化率)	(37.0%)	(1.8%)	(33.3%)	(5.2%)	(91.6%)	(0.0%)	(22.2%)	(31.3%)	(36.1%)

端数を四捨五入しているため、業種別と計が一致しません。

業種別減量化量の推移



業種別減量化量の状況

(千t)		
	H20	H25
鉱業	152	123
建設業	16	10
製造業	157	77
農業	11	11
電気・水道業	422	428
運輸・通信業	0	0
卸・小売業	1	4
サービス業等	2	4
合計	761	657

端数を四捨五入しているため、業種別と合計が一致しません。

最終処分量

ア 種類別最終処分量

最終処分量を種類別に見ると、汚泥が138千トンで最も多く、最終処分量の89.6%を占めています。

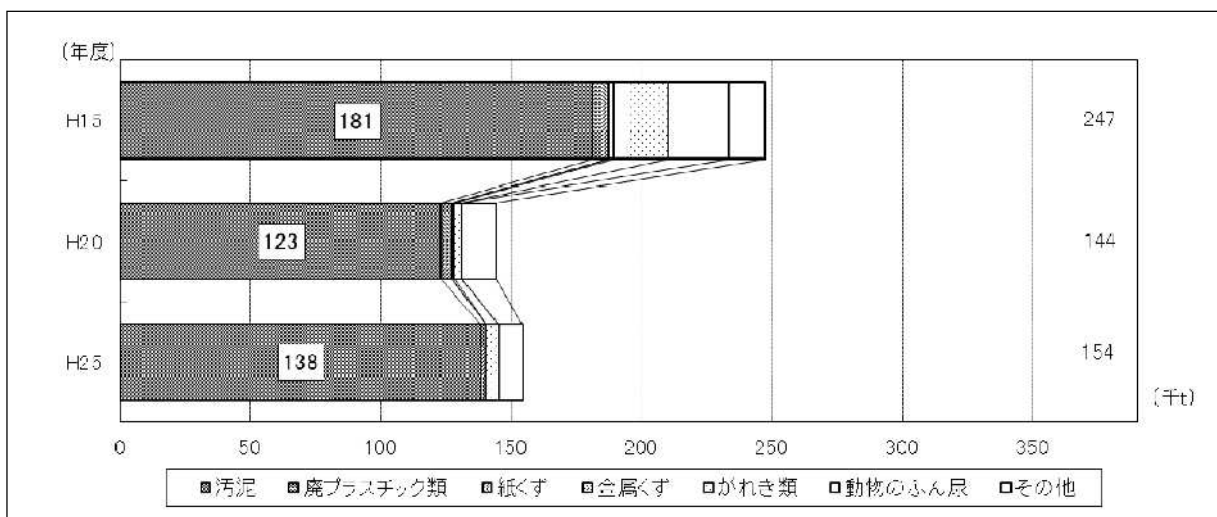
平成20年度と比較すると、再生利用が困難な鉱業からの汚泥の最終処分量は排出量の増加に伴い増加し、廃プラスチック類は再生利用率が上昇したため減少しましたが、他の種類の最終処分量には大きな変化はありませんでした。

種類別最終処分量(率)の内訳

	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	その他	計
排出量	904	38	6	16	493	213	154	1,824
最終処分量	138	2	0	0	5	0	9	154
(最終処分率)	(15.3%)	(5.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.0%)	(0.0%)	(5.8%)	(8.4%)

(千t)

種類別最終処分量の推移



種類別最終処分量の状況

	H20		H25	
	うち委託 最終処分量	最終処分量	うち委託 最終処分量	最終処分量
汚泥	123	6	138	5
廃プラスチック類	4	4	2	2
紙くず	0	0	0	0
金属くず	1	1	0	0
がれき類	3	3	5	5
動物のふん尿	0	0	0	0
その他	13	10	9	6
合計	144	24	154	18

(千t)

イ 業種別最終処分量

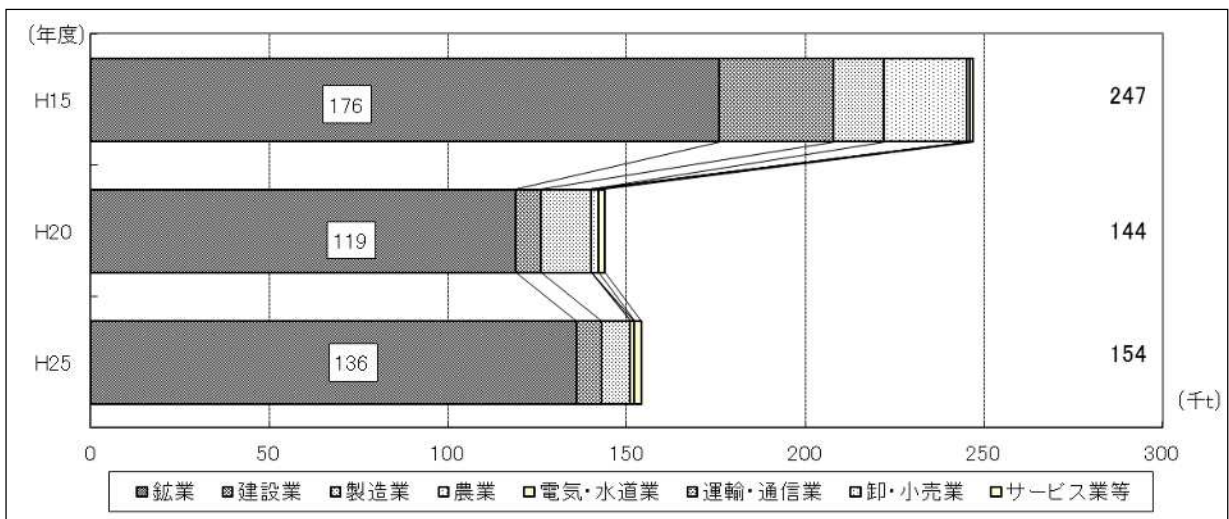
最終処分量を業種別に見ると、鉱業が136千トンで最も多く、以下、製造業8千トン、建設業7千トンとなっています。

平成20年度と比較すると、鉱業で増加し、製造業で減少しましたが、他の業種では大きな変化はありませんでした。

業種別最終処分量(率)の内訳

	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・水道業	運輸・通信業	卸・小売業	サービス業等	計
排出量	332	545	231	213	467	2	18	16	1,824
最終処分量 (最終処分率)	136 (41.0%)	7 (1.3%)	8 (3.5%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (12.5%)	154 (8.4%)

業種別最終処分量の推移



業種別最終処分量の状況

	H20		H25	
	うち委託 最終処分量	うち委託 最終処分量	うち委託 最終処分量	うち委託 最終処分量
鉱業	119	0	136	0
建設業	7	7	7	7
製造業	14	14	8	8
農業	0	0	0	0
電気・水道業	0	0	1	1
運輸・通信業	0	0	0	0
卸・小売業	2	2	0	0
サービス業等	2	1	2	2
合計	144	24	154	18

(2) 処理施設及び処理業者の状況

処理施設の状況

ア 中間処理施設

(ア) 中間処理施設の設置許可状況

中間処理施設は142施設が設置許可を受けており、このうち、木くず・がれき類の破碎施設が96施設で最も多く、次いで汚泥の脱水施設が12施設と続いています。

これを設置者別に見ると、汚泥の脱水施設は事業者が設置許可を受けたものが大半であり、汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃酸・廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類の破碎施設、廃プラスチック類の焼却施設、コンクリート固形化施設、シアン分解施設については全て処理業者が設置許可を受けています。

(イ) 焼却施設におけるダイオキシン類削減対策

廃棄物の焼却などにより発生するダイオキシン類については、健康に対する影響が社会問題となったことから、廃棄物処理法施行令等により排ガス中のダイオキシン類濃度などについての基準が強化されました。

平成26年度における排ガス中のダイオキシン類の自主測定結果は、稼働中の焼却施設65施設全てが排出ガスの排出基準に適合していました。

県においては、この基準に適合できるよう、事業者に対して立入検査や改善指導を行っています。

イ 最終処分場

最終処分場については、事業者が設置許可を受けた管理型最終処分場が1施設、処理業者が設置許可を受けた安定型最終処分場が2施設、管理型最終処分場が2施設、合計5施設が設置許可を受けています。うち、平成27年3月末、埋立中の施設は、処理業者が設置許可を受けた安定型最終処分場の1施設です。

平成27年3月末現在の残余容量は、8千 m^3 となっています。

廃棄物処理法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可数

平成26年度末現在

産業廃棄物処理施設	処理能力	設置主体		計
		事業者	処理業者	
中間処理施設		27	115	142
汚泥の脱水	10m ³ /日超	11	1	12
汚泥の乾燥	10m ³ /日超	1	2	3
汚泥の天日乾燥	100m ³ /日超			
汚泥の焼却	5m ³ /日超		3	3
廃油の油水分離	10m ³ /日超			
廃油の焼却	5m ³ /日超		3	3
廃酸・廃アルカリの中和	50m ³ /日超		1	1
廃プラスチック類の破碎	5t/日超		10	10
廃プラスチック類の焼却	0.1t/日超		3	3
木くず、がれき類の破碎	5t/日超	13	83	96
コンクリート固型化			1	1
水銀を含む汚泥のばい焼				
シアンの分解			2	2
廃石綿等の溶融				
廃PCB等の焼却				
廃PCB等の分解				
PCB汚染物等の洗浄又は分離				
その他の焼却	200kg/h以上	2	6	8
最終処分場		1	4	5
安定型			2	2
管理型		1	2	3
遮断型				
合計		28	119	147

同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設を1とします。

処理業者の状況

ア 許可状況

産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業の許可は、収集運搬業が1,739件、処分業が94件となっています。

特別管理産業廃棄物処理業の許可は、収集運搬業が241件、処分業が8件となっています。

産業廃棄物処理業許可状況

平成26年度末現在

		業者数	県内業者	県外業者
収集運搬業		1,739	691	1,048
処分業	中間処理	93	93	0
	最終処分	1	1	0

特別管理産業廃棄物処理業許可状況

平成26年度末現在

		業者数	県内業者	県外業者
収集運搬業		241	55	186
処分業	中間処理	8	8	0
	最終処分	0	0	0

イ 中間処理施設の整備状況

産業廃棄物処分業の許可を取得している業者が設置している処理施設の整備状況は、次のとおりです。

産業廃棄物

(平成26年度末現在)

種類	処分方法	許可数
燃え殻	焼却	1
汚泥	焼却、堆肥化、分級混練、脱水等	16
廃油	焼却、油水分離等	4
廃酸	乾燥、中和等	4
廃アルカリ	乾燥、中和等	8
廃プラスチック	焼却、破碎、圧縮減容固化等	75
紙くず	焼却、破碎、圧縮減容固化等	48
木くず	焼却、堆肥化、破碎、圧縮減容固化等	53
繊維くず	焼却、破碎、圧縮減容固化等	45
動植物性残さ	焼却、堆肥化、乾燥等	15
ゴムくず	焼却、破碎、圧縮等	24
金属くず	破碎、圧縮、切断等	55
ガラス陶磁器くず	破碎、圧縮、切断等	61
がれき類	破碎等	54
動物のふん尿	堆肥化	1
動物の不要物	焼却	1

特別管理産業廃棄物

(平成26年度末現在)

種類	処分方法	許可数
引火性廃油	焼却	1
強酸(腐食性)	中和	3
強アルカリ(腐食性)	中和	7
感染性産廃	焼却	1
有害汚泥	凝集沈殿、中和等	2
有害廃酸	凝集沈殿、中和等	2
有害廃アルカリ	凝集沈殿、中和等	2

同一の施設で複数の産業廃棄物を処分できる場合があるため、許可数は延べ許可数

(3) 課題

発生抑制

総排出量については、平成25年度は1,824千トンであり、平成20年度の1,841千トンと比較して0.9%減少しています。

しかし、前計画では、平成27年度の総排出量の目標値を1,764千トンとしているため、目標値を60千トン上回っており、目標達成は難しい状況です。

産業廃棄物の発生量は景気動向により大きく影響を受けますが、再生利用、適正処理等と併せ、環境への負担の低減のため引き続き発生抑制に向けて積極的に取り組むことが必要です。

- ア 多量排出事業者等の排出抑制に向けた取組
- イ ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入への取組
- ウ 排出事業者に対する意識啓発活動等の取組
- エ 中小企業等排出者の環境対策技術開発の取組
- オ 廃棄物の発生の少ない製品の開発や製造への取組
- カ 廃棄物の発生の少ない製品の使用推進の取組

再生利用

再生利用量については、平成25年度には1,007千トンであり、平成27年度の目標値849千トンを158千トン上回っています。

また、再生利用率についても、平成25年度は55%であり、平成27年度の目標値50%を上回っており、再生利用が進んできています。

一方で、鉱業から発生する汚泥、破碎・選別残さ物等、再生利用が困難な廃棄物があります。これらの廃棄物を含め、さらに再生利用を図るため、次のような取組を進めていく必要があります。

- ア 排出時に再生利用が容易な製品の開発や製造への取組
- イ 再生利用を前提とした事業場内の廃棄物排出形態の見直し
- ウ 再生処理物の利用拡大の取組
- エ 新たな再生利用のための施設整備
- オ 廃棄物系バイオマスの循環的利用の促進

減量化

減量化量については、平成25年度には658千トンであり、平成27年度の目標値800千トンを142トン下回っています。

再生利用が目標以上に進んでいることから、全体では中間処理による減量化は目標を下回っています。

このような状況の中、中間処理による減量化においては、3Rへの転換の促進を念頭に進めていくことが必要となります。

- ア 焼却対象物の再生利用への転換の促進
- イ 焼却施設における熱回収の推進

最終処分

最終処分量については、平成25年度には154千トンであり、平成27年度の目標値105千トンを49千トン上回っています。

最終処分量については、金属くずや廃プラスチック類のリサイクルによる有効利用が進む一方、鉱業から排出される再生利用が困難な汚泥が増加しています。

今後、最終処分量の更なる削減と適正処理の確保を進めるため、次の事項について検討し、推進していく必要があります。

ア 再生利用困難物の再生利用技術の開発

イ 排出、処分段階での分別・選別の徹底による最終処分量低減の取組

有害廃棄物対策

アスベスト廃棄物は、主に老朽化した建物の建て替えに伴う解体現場から排出されており、今後も継続的な取組が必要となります。

P C B 廃棄物については、処理期限が延長されたところであり、未処理、未届けのP C B 廃棄物及び使用中のP C B 使用機器を期限内に確実に処理するため、更なる取組が必要となります。

ア アスベスト廃棄物等の適正処理への取組

イ 「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に則ったP C B 廃棄物の確実かつ適正な処理への取組

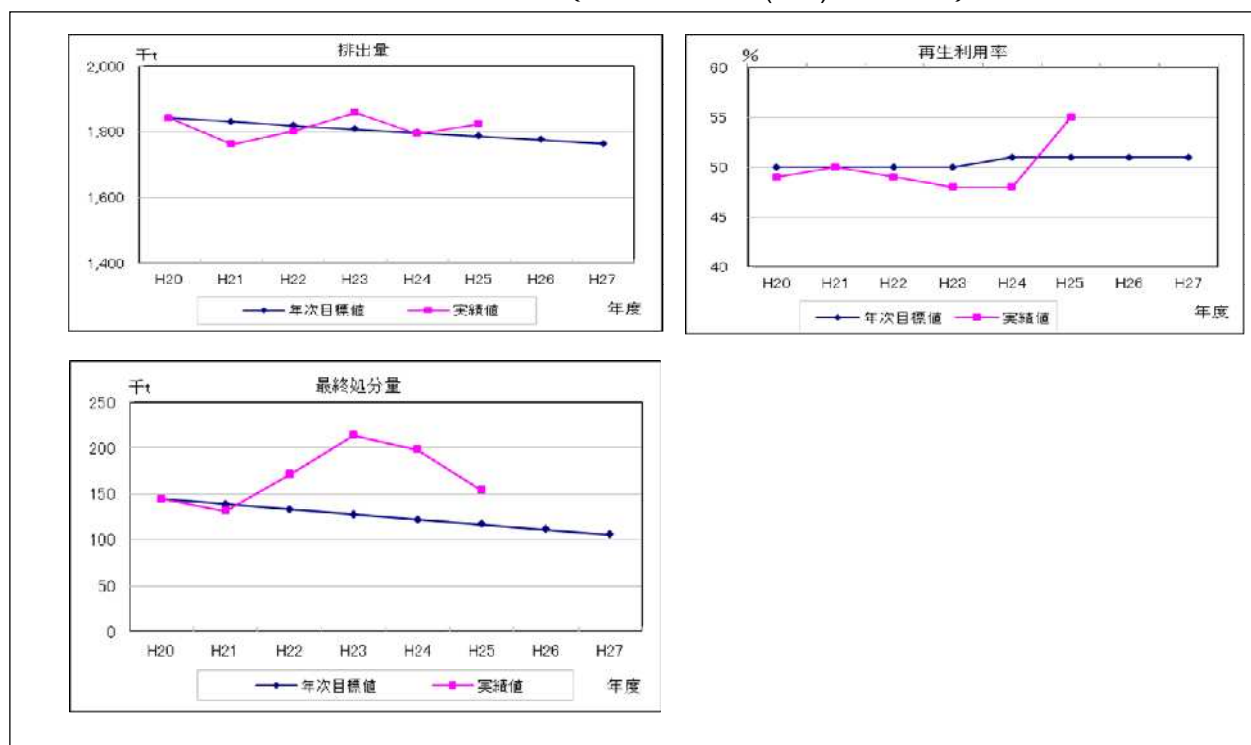
参考 第2次山梨県廃棄物総合計画に定める目標と実績

(千t)

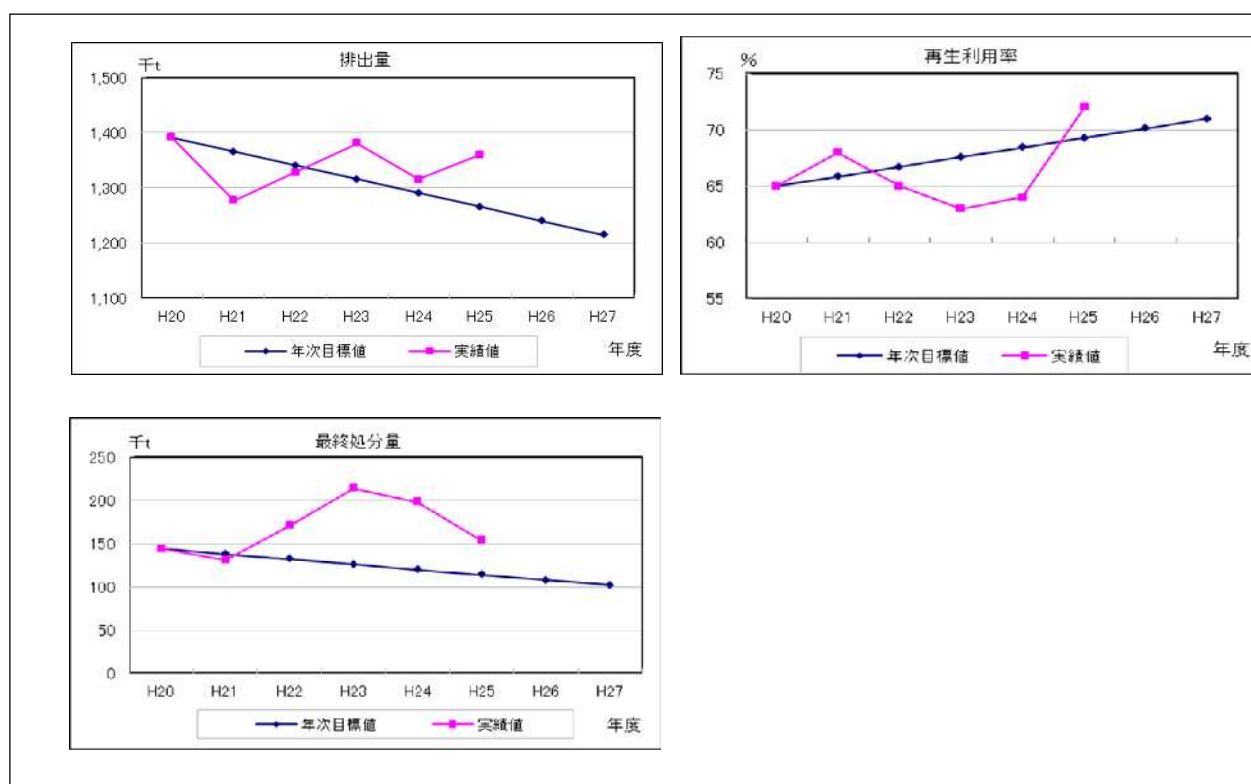
項目	基準年	実績					年次目標	目標年
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	H25	平成27年度
排出量	1,391	1,277	1,328	1,381	1,316	1,360	1,265	1,215
	(1,841)	(1,762)	(1,801)	(1,859)	(1,794)	(1,824)	(1,786)	(1,764)
再生利用率	65%	68%	65%	63%	64%	72%	69%	70%
	(50%)	(50%)	(49%)	(48%)	(48%)	(55%)	(50%)	(50%)
最終処分量	144	131	171	214	198	154	116	105
	(144)	(131)	(171)	(214)	(198)	(154)	(116)	(105)
(最終処分率)	10%	10%	13%	15%	15%	11%	9%	9%
	(8%)	(7%)	(10%)	(12%)	(11%)	(8%)	(6%)	(6%)

()内は、上下水道汚泥を含む値

下水道汚泥を含む数値（前ページ表の（ ）内の数値）



下水道汚泥を除く数値



年次目標は、前計画(目標年：平成27年度)における目標値を基に年度ごとの値を推計

3 廃棄物不法投棄の現状と課題

(1) 現状

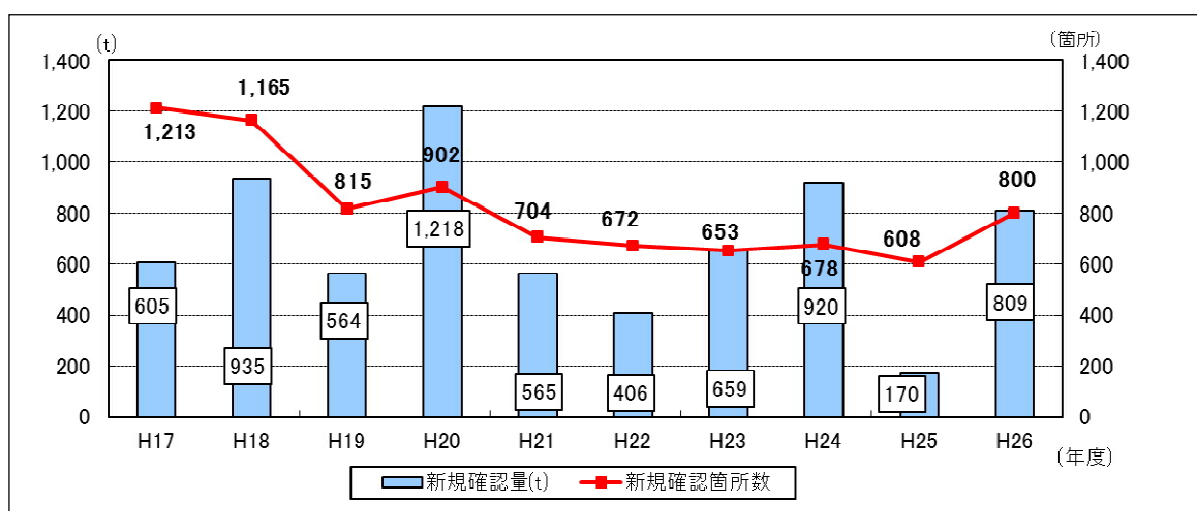
不法投棄の新規確認量（注30）については、各年度でばらつきがあり、平成26年度の不法投棄量が前年を大幅に上回っていますが、これは、大規模案件が1件あったことによるもので、既に撤去は完了しています。

不法投棄箇所は、ここ数年は600箇所台で推移していましたが、平成26年度は増加しており、その内訳は、テレビや布団などの一般廃棄物が756箇所、建設廃材などの産業廃棄物が44箇所と大半を家庭から出された一般廃棄物が占めています。

不法投棄新規確認箇所数と新規確認量

	新規確認箇所数		新規確認量(t)	
	一般廃棄物	産業廃棄物	一般廃棄物	産業廃棄物
平成17年度	1,213		605	
平成18年度	1,130	35	935	302
平成19年度	737	78	564	383
平成20年度	817	85	1,218	602
平成21年度	652	52	565	344
平成22年度	596	76	406	287
平成23年度	580	73	659	554
平成24年度	599	79	920	877
平成25年度	562	46	170	126
平成26年度	756	44	809	752

不法投棄新規確認箇所数と新規確認量の推移



(注30) 新規確認量

年度内に新たに確認された廃棄物の投棄量

以前から確認されていた場所の投棄量が増加した場合は、量のみ加算

廃棄物の種類別の集計は平成18年度から実施

(2) 課題

不法投棄については、県警、市町村など関係機関との連携を図る中で、不法投棄事案への迅速な対応、監視パトロールなどへの積極的な取組、廃棄物対策連絡協議会が行う廃棄物の撤去等に対する支援などを行ってきたところですが、依然として後を絶たない状況です。

今後、県民も含めた不法投棄等に対する監視体制の強化、不法投棄防止や適正処理に向けた啓発など、引き続き不法投棄対策を推進していく必要があります。

また、悪質な不法投棄事案については、廃棄物処理法に基づく行政処分や刑事告発など、厳しい措置を講じていく必要があります。

ア マニフェスト制度や廃棄物運搬車両表示の徹底など、産業廃棄物の適正処理と不法投棄防止対策の推進が必要です。

イ 県境を越えた不法投棄の監視、未然防止対策や早期発見、現場での即応体制の強化など、近県や市町村、県民も含めた体制整備の強化が必要です。

不法投棄の推移（県計）

	H23	H24		H25		H26	
	(t)	(t)	前年比(%)/ 構成比(%)	(t)	前年比(%)/ 構成比(%)	(t)	前年比(%)/ 構成比(%)
投棄量(年度末残量)	483	397	82.2	478	120.4	399	83.5
中北	10	12	3.0	16	3.3	12	3.0
峡東	64	35	8.9	42	8.8	32	8.1
峡南	184	195	49.2	200	41.9	127	31.9
富士・東部	225	155	39.0	220	46.0	228	57.1
投棄箇所(年度末)	721	831	115.3	947	114.0	834	88.1
中北	35	30	3.6	45	4.8	38	4.6
峡東	107	166	20.0	202	21.3	233	27.9
峡南	336	376	45.3	408	43.1	310	37.2
富士・東部	243	259	31.1	292	30.8	253	30.3
新規確認量	659	920	139.6	170	18.5	809	475.9
中北	170	29	3.2	15	8.8	20	2.5
峡東	413	21	2.3	29	17.1	695	85.9
峡南	9	16	1.7	7	4.1	23	2.9
富士・東部	67	854	92.8	119	70.0	71	8.8
新規確認箇所数	653	678	103.8	608	89.7	800	131.6
中北	238	234	34.5	187	30.8	335	41.9
峡東	231	179	26.4	176	28.9	151	18.9
峡南	77	75	11.1	61	10.0	152	19.0
富士・東部	107	190	28.0	184	30.3	162	20.3
撤去量	860	1,006	104.1	89	8.8	888	997.8
中北	295	26	2.6	11	12.5	24	2.7
峡東	473	50	4.9	22	24.7	705	79.4
峡南	2	5	0.5	2	2.2	97	10.9
富士・東部	89	924	91.9	54	60.7	63	7.1
撤去箇所数	761	568	104.1	492	86.6	913	185.6
中北	447	239	42.1	172	35.0	342	37.5
峡東	210	120	21.1	140	28.5	120	13.1
峡南	34	35	6.2	29	5.9	250	27.4
富士・東部	70	174	30.6	151	30.7	201	22.0

「前年比/構成比」欄は、事務所合計の行が前年比、事務所の行は構成比

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本方針

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会にあって、廃棄物に関する諸課題を解決していくためには、社会を構成する各主体との連携の下で、循環型社会への転換を意識し、廃棄物の発生から処理の全ての過程において環境への負荷をできる限り低減するよう取り組んでいく必要があります。

このためには、3R（排出抑制、再使用、再生利用）などの推進において環境への負荷に留意した取組を一層強化していかなければなりません。

また、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保する必要があります。

これらを踏まえ、次に掲げる基本方針に基づき、廃棄物の発生抑制等の数値目標を設定するとともに、県民、事業者、行政の役割と主な取組事項を示した上で、各種施策を展開します。

《基本方針》

廃棄物を巡る諸課題の解決に向け、環境への負荷を低減した循環型社会の形成を目指します。

循環型社会の形成に向け、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の順により3Rの取り組みを一層推進します。

循環型社会と低炭素社会との統合に向け、廃棄物の循環的利用や適正処理とともに、廃棄物処理における地球温暖化対策に配慮した取組を推進します。

災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保します。

第4章 計画の目標

本県の廃棄物をめぐる現状と課題や、目標に対する平成 25 年度の達成状況及び国の動向を踏まえ、県や市町村が今後実施する施策を推進し、県民、事業者の発生抑制や再生利用の主体的な取組が行われることを前提に、計画期間の平成 32 年度における望ましい水準としての目標値を設定します。

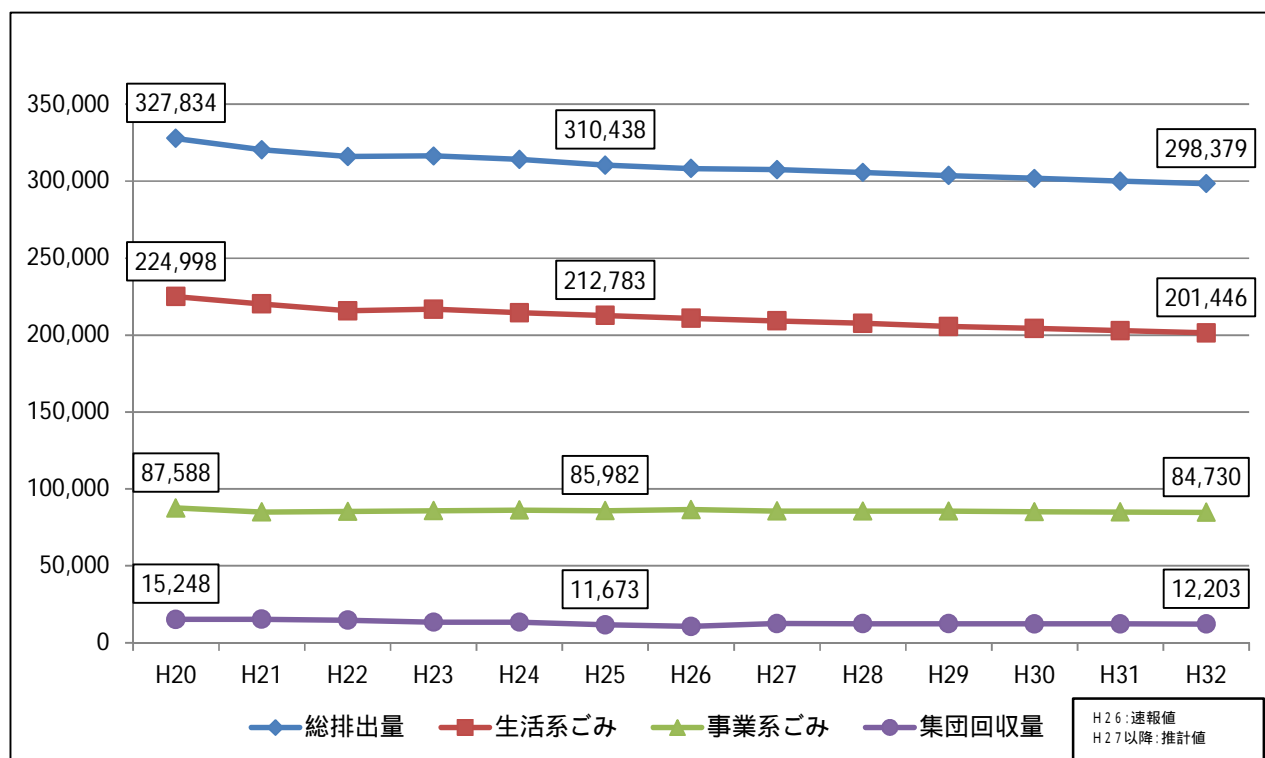
1 一般廃棄物

(1) 排出量と処理状況の将来予測

排出量の将来推計

過去の排出量を基に、市町村の現状での取組が継続されることを前提に、平成 32 年度までの排出量を推計しました。一般廃棄物全体の排出量は平成 25 年度の 310 千トンから、平成 32 年度には 298 千トンとなり、そのうち生活系ごみは平成 25 年度の 213 千トンから、平成 32 年度には 201 千トンに、事業系ごみは 86 千トンから 85 千トンに減少し、集団回収量は平成 25 年度から横ばいで 12 千トンになると見込まれます。

一般廃棄物排出量の推移と推計



処理状況の将来推計

過去の処理実績を基に市町村の現状での取組が継続されることを前提に、平成32年度の処理状況を推計すると、平成32年度の排出量の推計298千トンに対し、再生利用率は平成25年度の16.6%から平成32年度には17.3%に、最終処分量は平成25年度の31千トンから平成32年度には24千トンに推移すると見込まれます。

項目	平成25年度	平成32年度	増減
排出量	310 千トン	298 千トン	3.9%
生活系ごみ	213 千トン	201 千トン	5.6%
事業系ごみ	86 千トン	85 千トン	1.2%
集団回収量	12 千トン	12 千トン	-
再生利用率	16.6 %	17.3 %	+0.7ポイント
最終処分量	31 千トン	24 千トン	22.6%
(最終処分率)	10 %	8 %	-

(2) 一般廃棄物に係る数値目標

目標値

計画の目標値

項目	基準年度	目標年度	増減
	平成25年度	平成32年度	
排出量	310 千トン	277 千トン	10.6%
生活系ごみ	213 千トン	189 千トン	11.3%
事業系ごみ	86 千トン	77 千トン	10.5%
集団回収量	12 千トン	11 千トン	8.3%
再生利用率	16.6 %	23 %	+ 6.4ポイント
最終処分量	31 千トン	23 千トン	25.8%
(最終処分率)	10 %	8 %	-

平成 32 年度の一般廃棄物の排出量を、平成 25 年度の約 310 千トンから 277 千トンに削減することを目標にします。

平成 32 年度の再生利用率を、平成 25 年度の 16.6%から 6.4 ポイント増加し、23%にすることを目標にします。

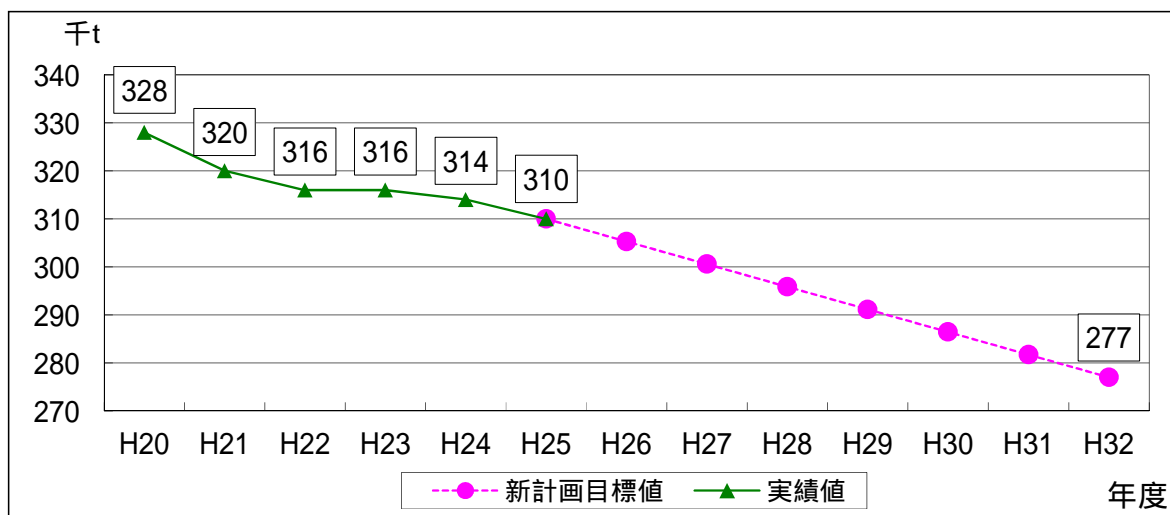
平成 32 年度の最終処分量を、平成 25 年度の約 31 千トンから 23 千トンに削減することを目標にします。

目標設定の考え方

ア 排出量

平成 25 年度までの排出量の実績を勘案するとともに、今後の発生抑制施策等を見込み、国と同様に平成 24 年度比 12%の削減を目標とし、平成 25 年度の 310 千トンから平成 32 年度に 277 千トンとします。

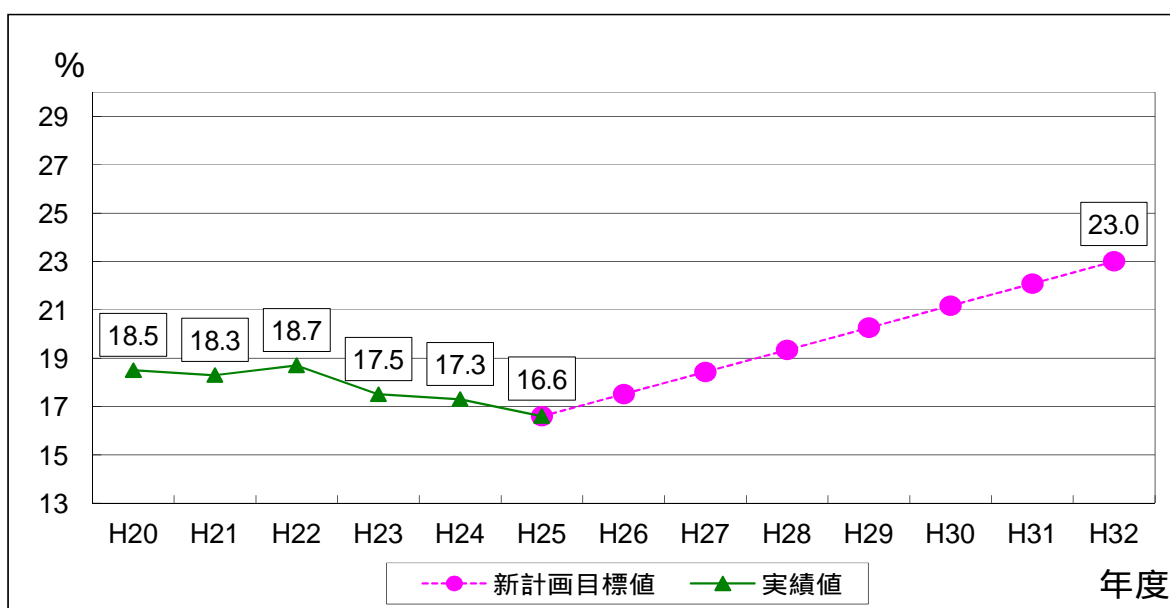
目標設定【一般廃棄物：排出量】



イ 再生利用率

国と同様に平成 24 年度比 6 ポイント増を目標とし、平成 32 年度には、23%を目標とします。

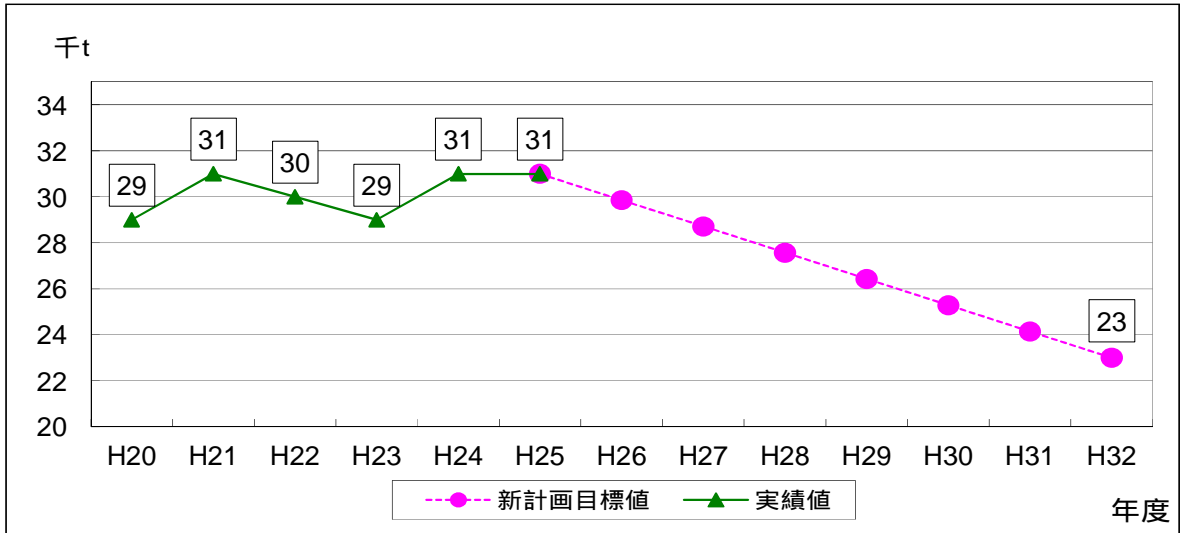
目標設定【一般廃棄物：再生利用率】



ウ 最終処分量

今後の発生抑制施策等や資源化への取り組みを勘案し、平成 25 年度の 31 千トンから平成 32 年度に 23 千トンとすることを目標とします。

目標設定【一般廃棄物：最終処分量】



国の基本方針について <参考>

国では、廃棄物処理法第5条の2の規定に基づき、基本方針を改定し、平成32年度までの廃棄物の減量化の目標量等を設定するなど、所要の改正が行われました(予定)。

- ・排出量：平成24年度に対し、約12%削減
- ・再生利用率：約27%に増加
- ・最終処分量：平成24年度に対し、約14%削減

国の一般廃棄物の減量化の目標量

項目	目標量		増減
	基準年度	目標年度	
	平成24年度	平成32年度	
排出量	4,523 万トン	3,980 万トン	12%
再生利用率	21 %	27 %	+6ポイント
最終処分量	465 万トン	400 万トン	14%

《本県の目標値との比較》

項目	基準年度	目標年度	増減	国の基本方針 平成24年度比	山梨県の場合 平成24年度比
	平成25年度	平成32年度			
排出量	310 千トン	277 千トン	10.6%	約12%削減	約12%削減
再生利用率	16.6 %	23 %	+6.4ポイント	6ポイント増加	6ポイント増加
最終処分量	31 千トン	23 千トン	25.8%	約14%削減	約26%削減

2 産業廃棄物

(1) 排出量と処理状況の将来予測

排出量の将来推計

産業廃棄物実態調査結果を基に、各産業の活動量指標の伸び率の見込み等に基づき推計した結果は以下のとおりです。

ア 排出量全体では緩やかに増加

イ 建設業、鉱業については増加、その他の業種については減少

業種別排出量将来推計

(単位:千トン)

業 種	平成 25 年度		平成 27 年度		平成 32 年度	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
上下水道業	467	25.6%	462	25.1%	446	24.2%
建設業	545	29.9%	551	30.0%	559	30.3%
製造業	231	12.7%	232	12.6%	224	12.2%
農業	213	11.7%	198	10.8%	161	8.7%
鉱業	332	18.2%	362	19.7%	422	22.9%
その他	36	2.0%	34	1.8%	30	1.6%
合計	1,824	100%	1,839	100%	1,842	100%

種類別排出量将来推計

(単位:千トン)

項 目	平成 25 年度		平成 27 年度		平成 32 年度	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
汚泥	904	49.6%	928	50.5%	970	52.7%
がれき	493	27.0%	498	27.1%	504	27.4%
廃プラスチック類	38	2.1%	38	2.1%	36	2.0%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	31	1.7%	32	1.7%	32	1.7%
農業廃棄物	213	11.7%	198	10.8%	161	8.7%
その他	145	7.9%	145	7.9%	139	7.5%
合計	1,824	100%	1,839	100%	1,842	100%

処理状況の将来推計

現状における各業種別、種類別の発生量に対する再生利用量、中間処理減量化量、最終処分量等の割合が将来も同程度で推移すると仮定し、処理量を推計しました。

なお、再生利用量が減少し、最終処分量が増加するのは、再生利用率の高い農業からの廃棄物が減少する一方、再生利用率が低い鉱業から発生する汚泥が増加することが主な要因です。

業種別処理状況

平成 25 年度実績

(単位:千トン)

業種	排出量	(構成)	再生利用量	再生利用率	減量化量	減量化率	最終処分量	最終処分率	その他量
上下水道業	467	25%	38	8%	428	92%	1	0%	0
建設業	545	30%	527	97%	10	2%	7	1%	0
製造業	231	13%	146	63%	77	33%	8	4%	0
農業	213	12%	208	95%	5	5%	0	0%	0
鉱業	332	18%	69	21%	123	37%	136	41%	5
その他	36	2%	24	67%	9	27%	2	6%	0
合計	1,824	100%	1,012	55%	652	36%	154	8%	5

平成 32 年度推計

(単位:千トン)

業種	排出量	(構成)	再生利用量	再生利用率	減量化量	減量化率	最終処分量	最終処分率	その他量
上下水道業	446	24%	36	8%	410	92%	1	0%	0
建設業	559	30%	541	97%	11	2%	7	1%	0
製造業	224	12%	142	63%	74	33%	8	4%	0
農業	161	9%	153	95%	8	5%	0	0%	0
鉱業	422	23%	87	21%	156	37%	173	41%	5
その他	30	2%	21	67%	7	27%	1	6%	0
合計	1,842	100%	980	53%	666	36%	190	10%	5

処理状況将来推計

項目	平成 25 年度		平成 27 年度		平成 32 年度	
	(千トン)	構成 (%)	(千トン)	構成 (%)	(千トン)	構成 (%)
排出量	1,824		1,839		1,842	
再生利用量	1,006	55%	1,001	54%	980	53%
中間処理による減量化量	658	36%	665	36%	666	36%
最終処分量	154	8%	167	9%	190	10%
その他	6	0%	6	0%	5	0%

(2) 産業廃棄物に係る数値目標

産業廃棄物に係る目標値

計画の目標値

項目	基準年度	目標年度	増減
	平成 25 年度	平成 32 年度	
排出量	1,824 千トン	1,842 千トン	+1.0%
再生利用率	55 %	56 %	+1 ポイント
最終処分量	154 千トン	153 千トン	1.0%
(最終処分率)	8 %	8 %	-

平成 32 年度の産業廃棄物全体の排出量の増加を、平成 25 年度から 1.0%に抑制し、1,842 千トン以下とすることを目標にします。

平成 32 年度の再生利用率を、平成 25 年度から 1 ポイント増加し、56%にすることを目標にします。

平成 32 年度の最終処分量を、平成 27 年度から 1.0%削減し 153 千トン以下とし、最終処分率は平成 27 年度の 8%を維持することを目標にします。

目標設定の考え方

ア 排出量

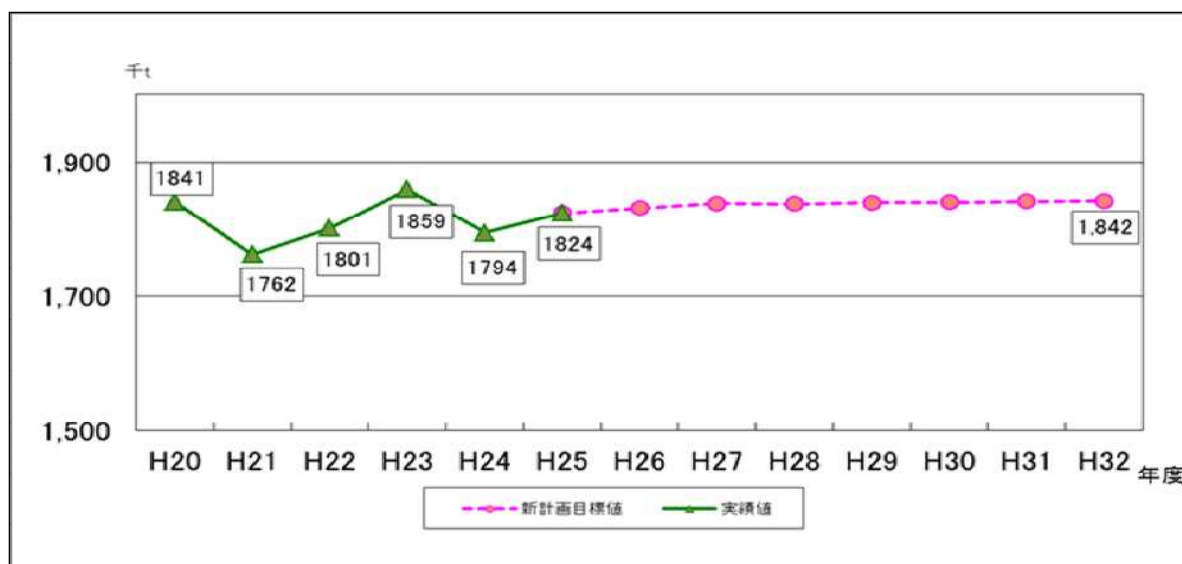
排出量全体では、緩やかに増加することが予測され、平成 32 年度で 1,842 千トンと予測されます。

業種別にみると、鉱業と建設業で増加し、製造業、電気・水道業、農業で減少の見込みとなっており、種類別でみると、汚泥とがれき類で増加の見込みとなっています。

産業廃棄物の排出量は、経済動向に左右される面が大きいため、将来予測に沿った 1,842 千トンを目標値とします。

これは、平成 24 年度に対して平成 32 年度の増加を約 3%に抑制するという国の基本方針で定める目標値以上の目標値となります。

目標設定【産業廃棄物：排出量】

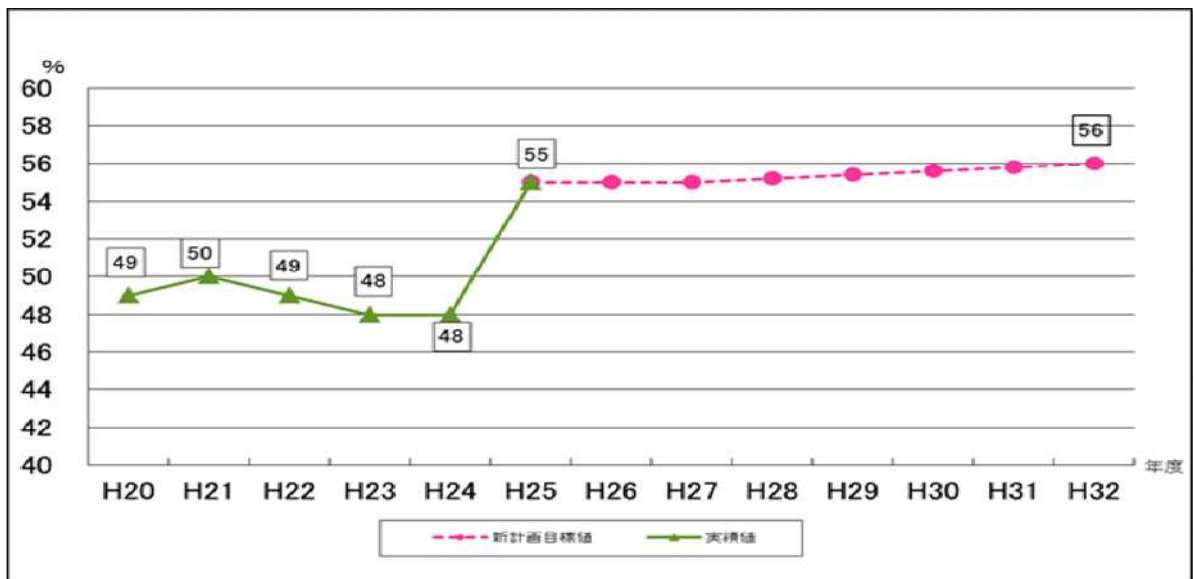


イ 再生利用率

排出量の増加分の大半を占める鉱業から排出される汚泥は、まず脱水により約 4 割が減量され、次に約 2 割が再生利用され、残りの約 4 割が最終処分されます。これは、再生利用率を平成 25 年度の 55%から平成 32 年度推計の 53%へと引き下げる要因となっています。

鉱業を含む全ての業種で再生利用の促進を図ることにより、国の基本方針の目標値と同様に平成 25 年度より、1 ポイント上昇させることとし、再生利用率 56% を目標値とします。

目標設定【産業廃棄物：再生利用率】

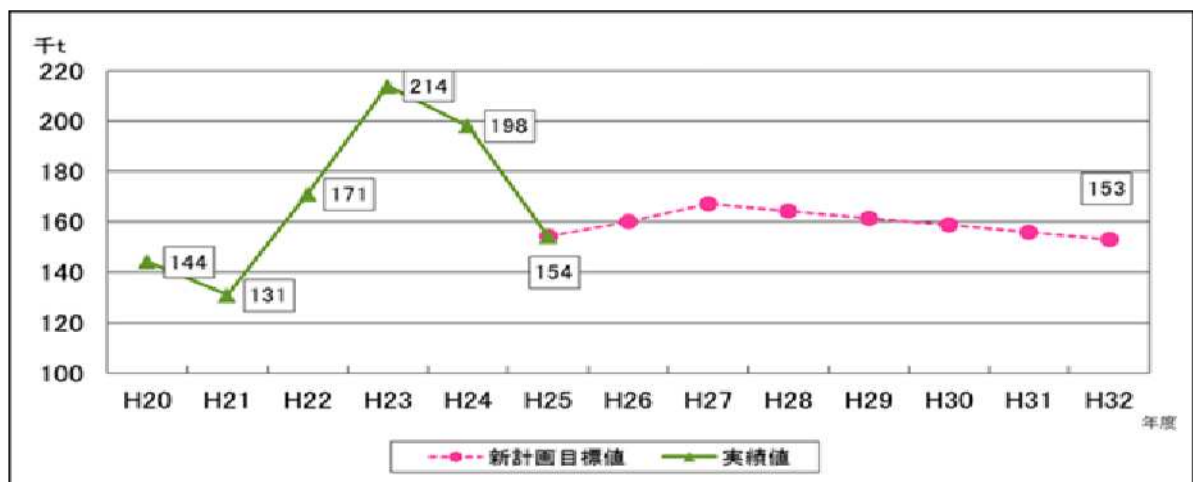


ウ 最終処分量

最終処分量は、再生利用量と同じく再生利用等が困難な鉱業から排出される汚泥の排出量が増加し、最終処分にまわる量が多くなることから、推計では平成 25 年度の 154 千 t から平成 32 年度は 190 千 t と見込まれます。

再生利用の促進を図る等により、国の基本方針の目標値と同様に平成 32 年度において、平成 25 年度の最終処分量の 1%の削減となる 153 千 t を目標値とします。

目標設定【産業廃棄物：最終処分量】



国の基本方針について <参考>

国では、廃棄物処理法第5条の2の規定に基づき、基本方針を改定し、平成32年度までの廃棄物の減量化の目標量等を設定するなど、所要の改正が行われました(予定)。

- ・排出量：平成24年度に対し、増加を約3%に抑制
- ・再生利用率：約56%に増加(平成24年度55%)
- ・最終処分量：平成24年度に対し、約1%削減

国の産業廃棄物の減量化の目標量

項目	平成24年度	平成32年度	H24比
排出量(百万t)	379	390	増加を約3%に抑制
再生利用率(%)	55	56	1ポイント増加
最終処分量(百万t)	13	13	約1%削減

第5章 各主体の役割と主な取組事項

日常生活や事業活動から絶え間なく発生する廃棄物について、本県では、これまでも減量化やリサイクルを推進していく中で、県民の環境問題への意識の向上や、県民、事業者、行政が協働した取組により一定の成果は表れてきています。

しかしながら本県においては、生活系及び事業系一般廃棄物の削減が全国の状況に比べ進んでいない状況です。

また、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平時から築いておくことの重要性が改めて浮き彫りとなりました。

このことから、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を再認識し、主体的に行動していくとともに、NPO や地域グループも含め相互に連携して取り組んでいく必要があります。加えて、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保しつつ、可能な限り分別等による減量を図った上で、円滑かつ迅速に対応できる廃棄物処理体制を整備していく必要があります。

本計画では、各主体の役割と主な取組事項を次のとおり示します。

また前章で設定した「発生抑制等の目標」の達成に向けた取組を進めるための参考指標として、各主体の行動目標を掲げます。

1 県民の役割と主な取組事項

(1) 役割

県民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが求められます。商品の購入に当たっては、過剰包装や不要な包装を辞退するなど、ごみの発生抑制に配慮した消費行動に努めることが必要です。特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入や使い切り等により食品ロスの削減に努めることが必要です。

また、商品の使用に当たっては、できるだけ長く使うことを心掛け、場合によってはレンタル・リース・中古品を利用することで、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適度な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力することが必要です。そして、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組や適正処理に協力するとともに、各種リサイクル法に基づいたリサイクルのルールや適正処理についての理解を深め、法令に基づいた処理を行う必要があります。

さらに住民として、行政と一体となって取組を推進していくとともに、地域や住民グループ等の活動にも積極的に参加していくことが求められます。

土地や建物の所有者又は管理者は、不法投棄や不適正な保管が行われないよう適正な管理に努めるとともに、不法投棄等を発見した場合は市町村や県に通報するなど早期発見、早期対応に協力することも重要です。

(2) 取組事項

行動目標		
1人1日当たりの家庭から排出するごみの量		
6.6%(39g)削減 589g(H25) 550g(H32)		
4人家族で1ヶ月に45ℓのごみ袋約1袋削減することにより達成可能		
ごみの減量化に加え分別収集への取組を評価するため、生活系資源ごみ排出量を控除 (ごみ排出量 - 事業系ごみ排出量 - 集団回収量 - 生活系資源ごみ排出量) / 総人口 / 年日数 全国527g(H25)		
主な取組事例		
買い物時の取組	県政モニターアンケート結果	
	取組状況 (H22)	取組状況 (H27)
・マイバッグ等の使用によるレジ袋の削減	83.9%	77.3%
・過剰包装や不要な包装の辞退	38.0%	31.5%
・簡易包装商品や使い捨てでない商品、長期使用可能な商品の優先購入	50.0%	35.3%
・リターナブル容器の選択	28.6%	24.2%
・詰め替え可能な商品の選択	84.1%	86.6%
・リサイクル製品の優先購入	-	-
・再生利用が容易な製品及び再生品の優先購入	-	-
・レンタル、リース、中古品の積極的な活用	-	-
・食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動の実施	-	-
使用時の取組	県政モニターアンケート結果	
	取組状況 (H22)	取組状況 (H27)
・調理時に生ごみを少なくする工夫や取組	87.4%	81.7%
・マイはし、マイボトルの利用	57.7%	63.3%
・使い捨て商品の使用自粛や商品の長期使用	-	-
・食材の使い切りや、過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減	-	-

廃棄時の取組

県政モニターアンケート結果

	取組状況 (H22)	取組状況 (H27)
・かん、ビン、ペットボトル等のリサイクルの実施	74.2%	73.8%
・リサイクル時に市町村の資源回収や集団回収を利用した資源物の適正な分別排出	-	-
・生ごみの乾燥など減量や堆肥化等リサイクルの取組	37.6%	19.8%
・フリーマーケットなどの活用	19.9%	16.9%
・廃家電等の適正なルートでの排出	-	-
・使用済小型電子機器等のリサイクルの実施	-	-

日常生活時の取組

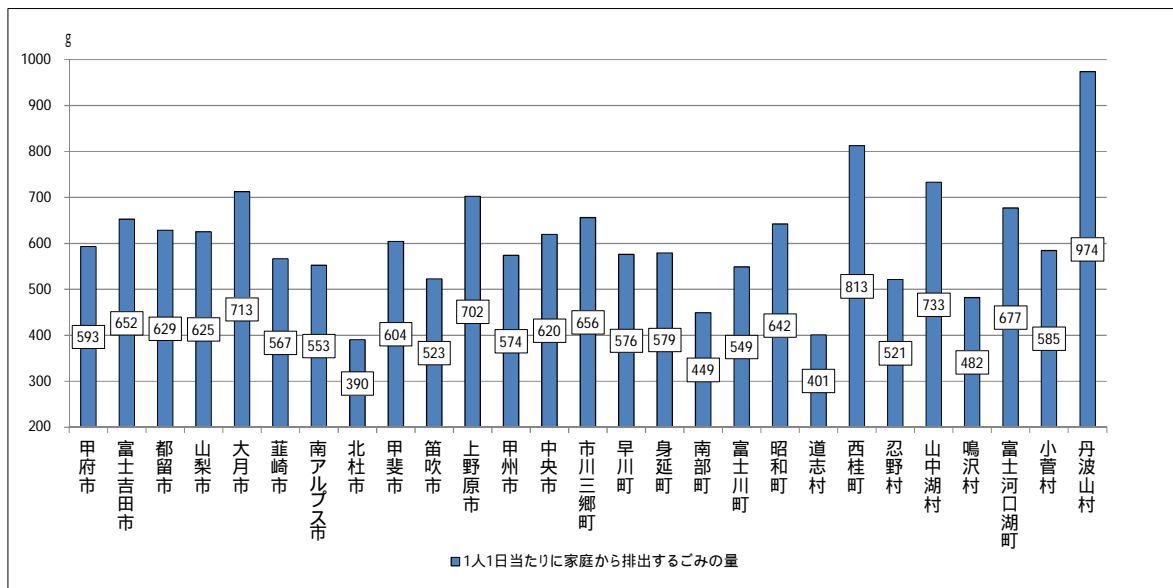
- ・ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等への協力、ボランティアとしての参加
- ・不法投棄防止への理解と実践、監視・通報協力
- ・外食における適度な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力

1人1日当たりの家庭から排出するごみの量の推移と目標

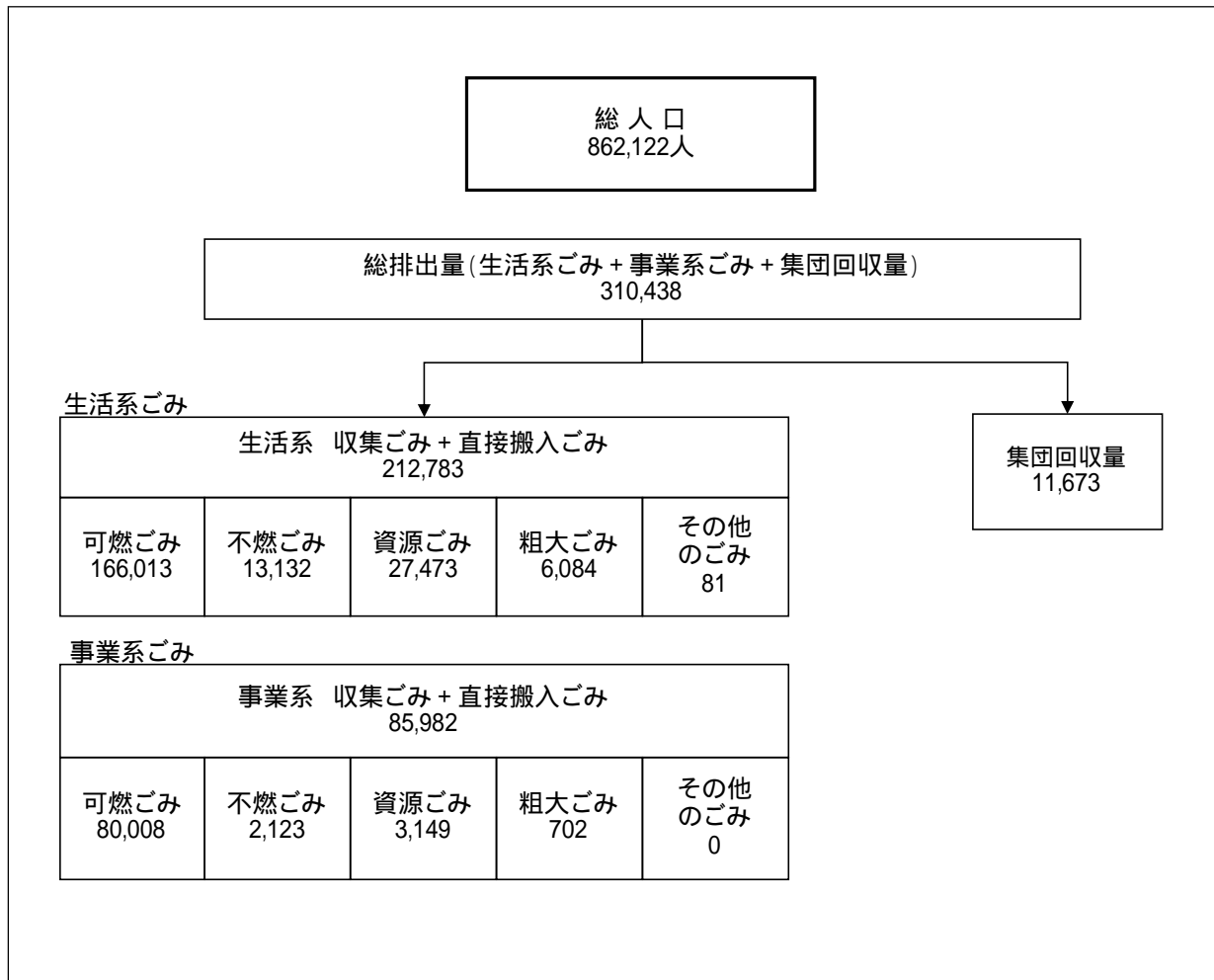
(単位 g/日)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H32(目標年)
山梨県	623	604	597	598	587	589	550
全国	569	550	540	540	533	527	500

県内市町村の1人1日当たりの家庭から排出するごみの量(平成25年度)



平成 25 年度ごみ排出状況



2 事業者の役割と主な取組事項

(1) 役割

事業者は、事業活動に伴い廃棄物を発生させることから、製品の開発・生産・流通・廃棄の過程において廃棄物の発生抑制や循環的利用を推進するための自主的・積極的な取組に努めるとともに、排出する廃棄物については法令に則り、排出者として適正処理を行う責任を有します。また、拡大生産者責任（注 31）を踏まえて、製品や容器等が廃棄物となった後の適正な循環利用及び処分に係る取組を推進するよう努めることが必要です。

廃棄物処理業者は、廃棄物処理法等関係法令を遵守し、排出事業者から委託された廃棄物の適正処理や循環的利用を進めることが求められます。

(2) 取組事項

行動目標
(H25基準 H32目標) 事業系一般廃棄物排出量 <u>10.5%削減</u> 86千 t (H25) <u>77千 t</u> (H32) 産業廃棄物排出量 平成25年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 1,824千 t (H25) <u>1,842千 t</u> (H32)
主な取組事項
生産過程の取組 発生抑制 ・ 廃棄物が発生しにくい生産工程、製品等への改善 ・ 廃棄物が発生しにくい原材料の使用 ・ 長期使用可能な商品の開発、詰め替え商品の開発、製品のライフサイクルにおける環境負荷を考えた商品の開発 ・ リサイクル製品・エコ製品等の開発 ・ 消費実態に合わせた容量の適正化 循環的利用 ・ 設計・施工段階におけるリサイクルへの配慮 ・ 分別可能な製品の開発 ・ 建設資材等の再使用、リサイクル資材の利用 ・ 消耗品類の繰り返し使用、使用済み物品や部品等の再使用の推進 ・ 副産物の有効利用

- ・廃棄物等を直接原材料として使用、再生品を原材料として使用
- ・食品残さや生ごみなどの食品廃棄物の発酵処理や飼料、堆肥化による資源回収
- ・バイオマス発電等のエネルギー資源としての活用

流通過程の取組

発生抑制

- ・レジ袋無料配布の中止や簡易包装の実施
- ・包装資材、梱包材の削減
- ・梱包材や型枠材の再使用
- ・建設資材の運搬方法の効率化
- ・マイはしやマイボトルの利用推進によりごみや食品残さをできる限り発生させない食事や商品の提供の工夫
- ・消費実態に合わせた容量の適正化

循環的利用

- ・リユースびん等再使用可能容器や使用済み商品、資源ごみの店頭回収等の実施
- ・容器及び包装資材等の繰り返し使用、梱包材や型枠材の再使用、再生素材を容器及び包装材等として利用
- ・リサイクル資材・製品の利用・販売

一般業務での取組

発生抑制

- ・消耗品類の繰り返し使用
- ・食品残さや生ごみなどの食品廃棄物の生ごみ処理機などでの減量処理
- ・廃棄物減量計画の作成や取組の実践(主に多量排出事業者)

循環的利用

- ・紙類、コピー用紙などの分別による資源化等、廃棄物のリサイクルの推進
- ・グリーン購入(注32)やグリーン契約(注33)などの取組の推進
- ・事業活動により生じる廃棄物の再生利用に向けた処理の推進(再資源化、堆肥及び飼料化等)
- ・市町村や地域自治会との連携による資源ごみ回収への参加、協力

適正排出、処理等への取組

- ・ISO14001(注34)の取得やエコアクション21(注35)等の環境マネジメントシステム(注36)の導入
- ・県、市町村のごみ減量、リサイクル、適正処理のための施策への協力
- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物との分別の徹底による適正排出

- ・法令に則った廃棄物の保管や、産業廃棄物の処理を委託する場合のマニフェストの交付による処理状況の確認など、責任を持った廃棄物の適正処理の実施
- ・「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に則ったP C B廃棄物処理の取組
- ・アスベスト廃棄物や感染性廃棄物の適正処理の実施
不法投棄防止への理解と実践、監視・通報協力
- ・「優良産廃処理業者認定制度」を活用した適正処理の取組推進

(注31) 拡大生産者責任

自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。

(注32) グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

(注33) グリーン契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

(注34) ISO14001

企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステムを構築するための要求事項が規定されている。

(注35) エコアクション21

中小企業や教育機関、地方公共団体等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮ツール。

(注36) 環境マネジメントシステム

企業や団体等の組織が環境方針や目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

山梨県でも事業者の立場で地球温暖化防止対策等を推進するため、独自の環境管理システムである「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」により、率先して事務事業における効率的な省エネルギー、環境負荷の低減を推進し地球温暖化の防止に努めている。

3 市町村の役割と主な取組事項

(1) 役割

市町村はその区域内における一般廃棄物について、発生抑制に係る県民、事業者の自主的な取組を促進するとともに、分別収集や再生利用など循環的利用や廃棄物の適正処理を行う責務を有しています。

このため、市町村自らの一般廃棄物処理事業について評価を行い、住民に対してごみ処理の現状や2Rを始めとする3Rの取組効果等を情報提供することや、食育等の活用や賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて発生抑制に向けた意識改革を促していくことなどにより、ごみ減量等の取組や適正処理を促進する必要があります。

また、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化や、ごみ処理の広域化など安定的、効率的なごみ処理体制の構築を図っていくとともに、今後は、焼却施設更新の際に熱回収による高効率なごみ発電施設等の導入検討や収集運搬における環境負荷のより少ない自動車の導入など地球温暖化防止対策の更なる推進にも配慮した取組が求められます。

さらに災害廃棄物対策については、市町村独自の災害廃棄物処理計画の策定や地域防災計画の見直しに加え、平時から災害対応拠点の整備や関係機関との連絡体制の構築等を通じて、災害時にも対応できる廃棄物処理体制を整備する必要があります。

(2) 取組事項

行動目標
一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の見直し 災害時にも対応できる廃棄物処理体制の整備
主な取組事項
生活系ごみの発生抑制のための取組 <ul style="list-style-type: none">・ 住民が積極的にごみの削減など環境対策に取り組めるよう、出前講座や意見交換会の実施など環境教育や啓発活動の充実・ ごみ処理の現状、2Rを始めとする3Rの取組効果及び循環利用された循環資源の行方を示し、住民のごみの減量に対する認識を高めるため、住民への情報提供やごみ処理施設の見学機会の拡大・ ごみ処理の有料化制度の検討、導入・ ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等の育成、確保・ 食育等の活用や賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて食品廃棄物の発生抑制に向けた意識改革の促進・ 地域循環圏（注37）の構築に向けて、リユースの取組を推進

事業系ごみの発生抑制等のための取組

- ・ 事業者の取組の支援のため意識向上に向けた広報や情報提供、啓発を推進
- ・ 商工会など事業者団体を通じた取組の働きかけ
- ・ 多量排出事業者への減量等の指導
- ・ 搬入検査体制の強化や搬入手数料の見直しの検討
- ・ 事業系資源ごみの回収体制の構築と事業者の取組への支援
- ・ 公共施設での減量やリサイクルの率先的な実施
- ・ 学校等から排出される食品廃棄物のリサイクルを推進

再生利用の促進のための取組

- ・ 分別の正しい知識を身につけてもらうため、広報等での周知や分別説明会の実施
- ・ 分別、資源化の実績や2Rを始めとする3Rの取組効果や循環利用された循環資源の行方を住民へ情報提供することによる取組の促進
- ・ リサイクルステーション等の拠点回収場所の増設
- ・ ミックスペーパー、その他プラスチック、廃食用油等、収集品目の追加等により住民が分別に取り組むための機会、体制の構築
- ・ 資源ごみ回収を促す動機付け（奨励金や資源化物からの収益の還元等）や市民団体等のリサイクル活動への支援
- ・ 生ごみの堆肥化処理の拠点整備と、利用促進に向けた住民、事業者との連携
- ・ リユース、リサイクル事業者の指導及び育成
- ・ 使用済小型電子機器等について、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発、周知徹底の推進

適正処理の推進

- ・ 一般廃棄物の処理事業に係るコストの分析及び情報提供のための、国が示した一般廃棄物の3R推進のための指針の導入、活用
- ・ 一般廃棄物処理計画に基づく取組の推進と計画の見直し
- ・ 一般廃棄物の収集運搬において、環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等の推進
- ・ 老朽化した廃棄物処理施設の長寿命化・延命化によるごみ処理における低炭素化の実現
- ・ 焼却施設の更新の際、熱回収による高効率なごみ発電等エネルギー回収推進施設の導入計画による温暖化対策の推進
- ・ し尿処理施設の更新の際、し尿、浄化槽汚泥と生ごみ等を併せて処理する有機性廃棄物リサイクル推進施設の導入計画による資源回収の推進
- ・ ごみ処理の広域化に向けた他市町村、組合との連携
- ・ 新型インフルエンザ等の流行時においても安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう事業継続のための計画の策定と処理体制の整備
- ・ 廃家電等使用済み物品の無許可回収業者に対して、県、警察等と連携した立入調査、監視指導

- ・ 不法投棄監視体制の強化や関係機関と連携した不法投棄防止対策の推進
- ・ 高齢化社会に対応するための収集体制構築の検討
- ・ 特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発、周知徹底の推進
- ・ 水銀使用製品が廃棄物となったものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発、周知徹底の推進
- ・ 廃家電等使用済み物品の適正な排出ルートの周知
- ・ 広域的な一般廃棄物最終処分場の整備

災害廃棄物対策

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定や地域防災計画の見直し
- ・ 平時から、災害対応拠点の整備や関係機関との連絡体制の構築等を通じて、災害時にも対応できる廃棄物処理体制の整備
- ・ ある程度余裕を持った焼却施設やがれき等を保管するための災害廃棄物用の仮置き場等の整備
- ・ 広域的な一般廃棄物最終処分場の整備

(注 37) 地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源をなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させることにより、重層的な循環型の地域づくりを進めていくという考え方。

4 県の役割と主な取組事項

(1) 役割

県は、一般廃棄物に係る市町村への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、処分等の状況の把握、適正処理を推進するなど、県内の廃棄物処理に係る総合調整的な役割を有しています。

このため、県内の廃棄物の状況を把握し、発生抑制や再生利用、適正処理を推進するための施策を実施していく必要があります。その際には低炭素社会との統合に向けて地球温暖化防止対策に配慮することが重要です。

また、国が定める廃棄物処理施設整備計画や災害廃棄物対策指針等を十分踏まえながら、県の災害廃棄物処理計画の策定について検討を行い、平時から、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備えについて、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制及び処理施設の整備、さらには都道府県域を越えた広域的な対応などの観点から、関係機関・関係団体との連携を進めることで、災害時にも対応できる廃棄物処理体制を整備する必要があります。

(2) 取組事項

行動目標
廃棄物総合計画に掲げる目標等の達成のための施策の実施 災害時にも対応できる廃棄物処理体制の整備
主な取組事項
一般廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none">・生活系ごみの発生抑制の取組支援・環境教育・環境学習の推進・事業系ごみの発生抑制の取組支援・循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取組の推進・一般廃棄物の循環的利用の取組推進・一般廃棄物の適正処理の取組支援・し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進・広域的な一般廃棄物最終処分場の整備の促進
市町村に対する支援 <ul style="list-style-type: none">・市町村が実施するごみ減量化・リサイクル推進事業の支援・市町村への適正処理のための技術的支援・市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援・「ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村の一般廃棄物処理施設の広域的整備と広域処理による減量化・資源化の推進、最終処分量の削減・広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援

- ・ 廃家電等使用済み物品の無許可回収業者に対して、市町村、警察等と連携した立入調査、監視指導

産業廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理の推進

- ・ 事業者による発生抑制の取組の促進
- ・ 産業廃棄物の循環的利用の取組支援
- ・ 産業廃棄物の適正処理の推進
- ・ 事業者による適正処理や施設整備の促進
- ・ 公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理
- ・ 産業廃棄物適正処理推進ビジョンの策定

不法投棄防止対策の推進、不法投棄事案への対応

- ・ 市町村、関係機関及び不法投棄監視協力員等との連携による県民総監視体制の推進
- ・ 関係機関相互の連携強化による広域的な不法投棄防止対策の推進
- ・ 不法投棄未然防止対策の推進
- ・ 不法投棄廃棄物の適正処理の推進
- ・ 悪質な不適正処理、不法投棄事案に対する行政処分や刑事告発など厳正対応

災害廃棄物対策

- ・ 国の「廃棄物処理施設整備計画」並びに「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を十分踏まえながら、県の災害廃棄物処理計画の策定について検討
- ・ 各市町村の災害廃棄物処理計画策定や地域防災計画見直しへの取組の支援及び市町村との連携強化
- ・ 国が設置した「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」に構成員として参画し、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、都県域を超えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携の検討
- ・ 災害廃棄物処理のための協定締結団体（山梨県産業廃棄物協会、山梨県カーリサイクル協同組合）への応援要請や他市町村への協力要請のための連絡・調整
- ・ 災害廃棄物処理のための協定内容（収集運搬能力や施設能力等）や活用方法について市町村へ情報提供
- ・ 広域的な一般廃棄物最終処分場の整備の促進

第 6 章 廃棄物の発生抑制等のための県の取組

1 施策の方向

廃棄物に係る諸課題の解決を図るため、前計画から進めてきた廃棄物の発生の抑制や再生利用等のための取組を一層強化し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3R の推進など循環型社会の形成を県全体で一体的に実行していく必要があります。その際、環境への負荷を低減するため地球温暖化対策に配慮しながら取組を進めていくことも重要となっています。

また、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保する必要があります。

県では、前章での県民、事業者、市町村等の取組を促し、それらを支援し、連携、協力しながら、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処分の推進を図るとともに、災害廃棄物対策や不法投棄の防止対策を推進することとします。

2 施策の推進【一般廃棄物】

循環型社会の形成に向け、県民への啓発により取組を促進するとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用、温暖化対策など一般廃棄物処理における 3R の推進や情報提供等に取り組む市町村を支援していきます。

また、県の災害廃棄物処理計画の策定について検討を行い、災害時にも対応できる廃棄物処理体制を整備します。

(1) 発生抑制の推進

生活系ごみの発生抑制の取組支援

発生抑制の取組を促進するため、県民に対する普及啓発を行うとともに、市町村の取組に対する支援等を行います。

環境教育・環境学習の推進

一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し、行動に結びつく環境教育・環境学習を推進します。

事業系ごみの発生抑制の取組支援

事業者の自主的な発生抑制の取組を促進するため、環境マネジメントシステムを導入する事業者や環境保全に資する技術・製品開発に対して支援を行います。また、事業系一般廃棄物の削減に向けた市町村の取組を支援します。

循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取組の推進

地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するため、県民に環境にやさしいライフスタイルへ

の転換を促すとともに、「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」により県自ら率先して廃棄物の削減や省資源化に取り組みます。

(2) 循環的利用の推進

一般廃棄物の循環的利用の取組推進

各種リサイクル法に基づく資源ごみの循環的利用を促進するため、市町村と連携・協力して県民に周知するとともに、市町村、事業者によるリサイクルの取組を支援します。

(3) 適正処理の推進

一般廃棄物の適正処理の取組支援

一般廃棄物処理事業の効率的な運用と一般廃棄物の処理を適正かつ効果的に実施していくため、市町村に対し、一般廃棄物処理計画の見直しを促すとともに、「山梨県ごみ処理広域化計画」による将来のごみ処理施設の集約を目指し、施設の維持管理等に関する技術的支援や国の交付金等を活用した施設整備等の支援を行います。

し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進

下水道整備などと連携した生活排水対策の実施により、し尿、浄化槽汚泥の適正処理を推進します。

広域的な一般廃棄物最終処分場の整備の促進

広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けて支援を行います。

(4) 災害廃棄物対策

災害廃棄物の適正かつ円滑な処理

災害により生じた廃棄物について、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保します。

3 施策の推進【産業廃棄物】

排出事業者、廃棄物処理業者に対し一層の発生抑制等の取組や適正処理の推進を促すため、普及啓発や、指導を行うとともに、優良な処理業者を支援していきます。

(1) 発生抑制の推進

事業者による発生抑制の取組の促進

事業者の生産活動や流通過程での自主的な発生抑制や減量化の取組の促進を図ります。

(2) 循環的利用の推進

産業廃棄物の循環的利用の取組支援

建設副産物のうち、原材料として利用の可能性があるものについては、極力再生利用や再資源化を図るとともに、家畜排せつ物、食品残さなどの廃棄物系バイオマス資源については、循環的利用を促進することにより、二酸化炭素排出を削減し、低炭素社会実現に向けた取組を支援します。

(3) 適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう、事業者、処理業者に対し、意識啓発を行うとともに、事業所に立ち入り適正保管・処理について指導監督を行います。また、排出事業者に対して、優良産廃処理業者認定制度(注38)を周知し、優良産廃処理業者の利用を促進します。

事業者による適正処理や施設整備の促進

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物やアスベスト廃棄物、農業用廃プラスチック類などの適正処理を推進します。

また、産業廃棄物処理施設・設備整備への低利融資による支援を行います。

公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理

公共関与による産業廃棄物最終処分場の適切な維持管理に向けて指導を行います。

(4) 産業廃棄物適正処理推進ビジョン

産業廃棄物適正処理推進ビジョンの策定

本県の将来的な産業廃棄物処理の方向性を示す「産業廃棄物適正処理推進ビジョン」を策定します。

(注38) 優良産廃処理業者認定制度

産業廃棄物処理業許可申請において、通常の許可基準よりも厳しい基準(遵法性、事業の透明性等)を達成した優良な処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。

認定された処理業者は、通常よりも長い7年間、処理業の許可が有効となる、排出業者に対して自身が優良な処理業者であることをアピールできる等、多くの利点がある。

4 施策の推進【不法投棄対策】

県民の協力による不法投棄の監視体制の強化や関係機関と連携した未然防止対策を推進するとともに、近隣都県などと広域的に連携した取組を実施していきます。

(1) 不法投棄防止対策の推進

不法投棄未然防止対策の推進

不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止を図るため、県、市町村及び関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会による監視パトロールや民間委託による休日・夜間監視パトロールを実施し、また、不法投棄監視協力員や協定締結団体の協力を得ながら、監視体制を強化するとともに、市町村が実施する不法投棄防止柵等の設置支援など、県民、事業者、市町村、近隣都県などと連携した取組を推進します。

(2) 不法投棄事案への対応

行為者等の特定及び厳正な対処

不法投棄された廃棄物について可能な限り、行為者等の特定を進め、行為者等による撤去を原則として指導を行います。行為者等が不明、行為者等による撤去が困難な場合には、市町村や関係機関と連携して撤去等を実施します。

また、悪質な不法投棄事案に対しては行政処分や刑事告発など厳正に対処し、適正処理を促していきます。

第7章 廃棄物の発生抑制等のための県施策

対 象	目 的	施 策 項 目
一般廃棄物	(1)発生抑制の推進	<p>生活系ごみの発生抑制の取組支援</p> <p>発生抑制の取組を促進するため、県民に対する普及啓発を行うとともに、市町村の取組に対する支援等を行う。</p> <p>a やまなしエコライフ県民運動の推進 b 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援 c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援 d ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン e ノーレジ袋事業の推進</p> <p>環境教育・環境学習の推進</p> <p>一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し、行動に結びつく環境教育・環境学習を推進する。</p> <p>a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー) b エネルギー教育の推進</p> <p>事業系ごみの発生抑制の取組支援</p> <p>事業者の自主的な発生抑制の取組を促進するため、環境マネジメントシステムを導入する事業者や環境保全に資する技術・製品開発に対して支援を行う。また、事業系一般廃棄物の削減に向けた市町村の取組を支援する。</p> <p>a 事業系一般廃棄物の減量化の推進 b 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援 c 環境マネジメントシステムの導入支援 d 環境対策技術研究開発の支援</p> <p>循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取組の推進</p> <p>地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、循環型社会の推進と低炭素社会を統合的に実現するため、県民に環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」により県自ら率先して廃棄物の削減や省資源化に取り組む。</p> <p>a やまなしエコライフ県民運動の推進(再掲) b やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進 c グリーン購入の推進</p>
	(2)循環的利用の推進	<p>一般廃棄物の循環的利用の取組推進</p> <p>各種リサイクル法に基づく資源ごみの循環的利用を促進するため、市町村と連携・協力して県民に周知するとともに、市町村、事業者によるリサイクルの取組を支援する。</p> <p>a 容器包装廃棄物の分別収集の促進 b 特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進 c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(再掲) d 事業所リサイクルシステムの構築支援 e 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲) f 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲) g 環境保全型農業の推進 h 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進</p> <p>環境教育・環境学習の推進(再掲)</p> <p>一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し、行動に結びつく環境教育・環境学習を推進する。</p> <p>a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)(再掲) b エネルギー教育の推進(再掲)</p>

対 象	目 的	施 策 項 目
		<p>循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取組の推進（再掲）</p> <p>地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、循環型社会の推進と低炭素社会を統合的に実現するため、県民に環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」により県自ら率先して廃棄物の削減や省資源化に取り組む。</p> <p>a やまなしエコライフ県民運動の推進（再掲） b やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進 c グリーン購入の推進</p>
	(3)適正処理の推進	<p>一般廃棄物の適正処理の取組支援</p> <p>一般廃棄物処理事業の効率的な運用と一般廃棄物の処理を適正かつ効果的に実施していくため、市町村に対し、一般廃棄物処理計画の見直しを促すとともに、「山梨県ごみ処理広域化計画」による将来のごみ処理施設の集約を目指し、施設の維持管理等に関する技術的支援や国の交付金等を活用した施設整備等の支援を行う。</p> <p>a 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲) b 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言 c 一般廃棄物処理計画の見直しの促進 d 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進 e 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲) f 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施</p> <p>し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進</p> <p>下水道整備などと連携した生活排水対策の実施により、し尿、浄化槽汚泥の適正処理を推進する。</p> <p>a 生活排水対策の推進 b 浄化槽対策の促進 c 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言(再掲)</p> <p>広域的な一般廃棄物最終処分場の整備の促進</p> <p>広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けて支援を行う。</p> <p>a 広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援</p>
	(4)災害廃棄物対策	<p>災害廃棄物の適正かつ円滑な処理</p> <p>災害により生じた廃棄物について、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保する。</p> <p>a 県の災害廃棄物処理計画の策定について検討 b 市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言 c 大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携 d 大規模災害時の連絡・調整等</p>
	(1)発生抑制の推進	<p>事業者による発生抑制の取組の促進</p> <p>事業者の生産活動や流通過程での自主的な発生抑制や減量化の取組の促進を図る。</p> <p>a 多量排出事業者の廃棄物の減量化に係る取組の促進 b 環境マネジメントシステムの導入支援（再掲） c 環境対策技術研究開発の支援（再掲） d 建設副産物の有効利用の促進</p>
	(2)循環的利用の推進	<p>産業廃棄物の循環的利用の取組支援</p> <p>建設副産物のうち、原材料として利用の可能性があるものについては、極力再生利用や再資源化を図るとともに、家畜排せつ物、食品残さなどの廃棄物系バイオマス資源については、循環的利用を促進することにより、二酸化炭素排出を削減し、低炭素社会実現に向けた取組を支援する。</p> <p>a 建設副産物の有効利用の促進（再掲） b 環境保全型農業の推進（再掲）</p>
	産業廃棄物	

対 象	目 的	施 策 項 目
	<p>(3)適正処理の推進</p>	<p>c 家畜排せつ物の適正管理・利用の促進 d 食品残さの有効利用の促進（やまなしエコフィード利用促進事業）</p> <p>産業廃棄物の適正処理の推進</p> <p>産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう、事業者、処理業者に対し、意識啓発を行うとともに、事業所に立ち入り適正保管・処理について指導監督を行う。また、排出事業者に対して、優良産廃処理業者認定制度を周知し、優良産廃処理業者の利用を促進する。</p> <p>a 産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上の推進 b 産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化 c 産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導の実施 d 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施（再掲） e 優良産廃処理業者認定制度の活用</p> <p>事業者による適正処理や施設整備の促進</p> <p>PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物やアスベスト廃棄物、農業用廃プラスチック類などの適正処理を推進する。また、産業廃棄物処理施設・設備整備への低利融資による支援を行う。</p> <p>a PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進 b 農業用廃プラスチック類の適正処理の推進 c 環境対策融資による施設整備支援 d 太陽光発電設備の適正処理等の推進</p> <p>公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理</p> <p>公共関与による廃棄物最終処分場の適切な維持管理に向けて指導を行う。</p> <p>a 公共関与による産業廃棄物最終処分場の維持管理</p>
不法投棄対策	<p>(4)産業廃棄物適正処理推進ビジョン</p> <p>(1)不法投棄防止対策の推進</p> <p>(2)不法投棄事案への対応</p>	<p>産業廃棄物適正処理推進ビジョンの策定</p> <p>本県の将来的な産業廃棄物処理の方向性を示す「産業廃棄物適正処理推進ビジョン」を策定する。</p> <p>a 産業廃棄物適正処理推進ビジョンの策定</p> <p>不法投棄未然防止対策の推進</p> <p>不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止を図るため、県、市町村及び関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会による監視パトロールや民間委託による休日・夜間監視パトロールを実施し、また、不法投棄監視協力員や協定締結団体の協力を得ながら、監視体制を強化するとともに、市町村が実施する不法投棄防止柵等の設置支援など、県民、事業者、市町村、近隣都県などと連携した取組を推進する。</p> <p>a 不法投棄監視体制の構築・強化 b 不法投棄対策の広域連携 c 不法投棄未然防止事業への支援 d 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進</p> <p>行為者等の特定及び厳正な対処</p> <p>不法投棄された廃棄物について可能な限り、行為者等の特定を進め、行為者等による撤去を原則として指導を行う。行為者等が不明、行為者等による撤去が困難な場合には、市町村や関係機関と連携して撤去等を実施する。また、悪質な不法投棄事案に対しては、行政処分や刑事告発など厳正に対処し、適正処理を促していく。</p> <p>a 産業廃棄物不適正処理機動調査員（産廃Gメン）の育成・設置 b 不法投棄廃棄物の撤去・適正処理 c 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進（再掲）</p>

1 一般廃棄物

(1) 発生抑制の推進

生活系ごみの発生抑制の取組支援			
施策事業 一般廃棄物 (1)- -a	やまなしエコライフ県民運動の推進	主 体	県、県民、事業者、各種団体

県民が、家庭、職場、地域社会などあらゆる場面で取り組めるエコ活動を、「やまなしエコライフ県民運動」として提唱し推進するとともに、県民のエコ活動の更なる定着を図るため、新たなエコ活動の検討や運動を支援する推進店の普及など、今後とも県民、事業者、行政が一体となり、県民運動としての一層の展開を図ります。

<Topics：やまなしエコライフ県民運動推進店>

県民の日々のくらしの中でのエコ活動を支援する店舗等を推進店として登録しています。各推進店に登録している店舗では、ステッカーを掲示していますので、以下のステッカーを目印に、推進店に登録している店舗を積極的に利用し、エコ活動を実践しましょう。なお、各推進店一覧は山梨県のホームページからご覧になれます。



施策事業 一般廃棄物 (1)- -b	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援	主 体	県、市町村
--------------------------	-------------------------	-----	-------

廃棄物の発生抑制や再生利用、温暖化防止対策など、市町村が行う一般廃棄物処理事業における3Rを推進するため、国が示した指針等の活用を促すことにより、住民の取組意識向上のための情報提供や、食品廃棄物の発生抑制に向けた取組等を支援します。

< Topics : 3R 行動見える化ツール >

3R 行動見える化ツールとは、事業者又は消費者が行う 3R 行動について、その行動量を入力することで便宜的に環境負荷の削減効果を数字で表すことができる計算用ツールです。これまで、なんとなく環境にいいだろうということで実践してきた 3R 行動の環境負荷削減効果が、数値でわかったり、自社の取組の環境への貢献を PR することもできますので、活用してみましょう。3R 行動見える化ツールは環境省のホームページからダウンロードできます。

見える化ツールのイメージ

■ 見える化ツールのイメージ

3R行動項目	商品名	事業者の行動量	天然資源投入量削減(L)	廃棄物発生量削減(kg)	最終処分量削減(kg)	CO2削減 kg-co2
減量容器への置換	軽量ペットボトル(500ml)の清涼飲料水	1000本	原油 8.19	9.00	0.50	35.38
リターナブル容器の利用	ビール瓶(500ml)1本購入当たり	500本				33.50
食品トレー無し販売	食品トレー⇒ポリ袋(肉100g相当)	1000個				19.08
レジ袋辞退	レジ袋(Lサイズ)	2000回	原油 6.46	13.6	0.76	65.58
ペットボトルの回収・リサイクル	ペットボトル(500ml, 33g)	10kg	原油 6.70	-	0.40	32.30
⋮						

各々の3R行動の環境負荷削減効果を自動計算(行動回数×3R原単位)で表示

実施している3R行動の行動量を入力するだけ

施策事業 一般廃棄物 (1)- -c	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(環境保全活動支援事業費補助金)	主 体	県、市町村、県民
--------------------------	--------------------------------------	-----	----------

地域の実情に即した市町村等のごみ減量化の取組の促進を図るため、市町村、一部事務組合及び環境団体等が実施するごみ減量化リサイクル推進事業、地球温暖化対策事業、環境教育推進事業に対し支援します。

施策事業 一般廃棄物 (1)- -d	ごみ減量・リサイクル推進キャンペーン	主 体	県、市町村、 県民
--------------------------	--------------------	-----	--------------

消費や排出段階でのごみの減量とリサイクルの推進を図るため、環境の日（6月5日）を中心とする「やまなし環境月間」中に、県及び市町村が主体となり、キャンペーンを実施し、普及啓発に努めます。

施策事業 一般廃棄物 (1)- -e	ノーレジ袋事業の推進	主 体	県、市町村、 県民、事業者
--------------------------	------------	-----	------------------

事業者に対し、「山梨県におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」への参加募集を促し、レジ袋無料配布の中止などの取組を促進するとともに、県民に対しても、市町村・各種団体等と協働してマイバッグ等の持参促進の呼びかけなどを行い、一層のレジ袋削減を図ります。

< Topics : ノーレジ袋事業の推進 >

事業者、消費者団体、商工団体、行政等で構成する、山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会と甲府駅や県内のスーパー等で普及啓発活動の一環としてマイバッグキャンペーンを実施しています。

レジ袋辞退者全体の削減効果（平成 20 年 7 月～平成 27 年 9 月 7 年 2 ヶ月の累計）

レジ袋辞退者 41,674 万人

レジ袋辞退枚数 57,843 万枚

レジ袋削減重量 6,705 トン

原油削減量 13,586KL（200L のドラム缶約 67,930 本分）

二酸化炭素削減量 31,153 トン（約 5,801 世帯の年間排出量分に相当）




環境教育・環境学習の推進

施策事業 一般廃棄物 (1)- -a	環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)	主 体	県、県民
--------------------------	--------------------------	-----	------

身近な環境や地球環境問題に対する県民の意識の高揚を図るとともに、地域の環境保全活動の推進に資するため、環境に関する知識、経験等を持つ人材を「やまなしエコティーチャー」(環境学習指導者)として登録し、民間団体や学校等が開催する研修会等に講師として派遣します。

<Topics：やまなしエコティーチャー>
 環境保全及び創造の分野において、専門的な知識や豊富な経験のある方々をやまなしエコティーチャーとして登録し、県のホームページに掲載しています。



施策事業 一般廃棄物 (1)- -b	エネルギー教育の推進	主 体	県、県民
--------------------------	------------	-----	------

環境教育を充実させるため、小中学校におけるリサイクル活動や省エネ・省資源活動の実践やエネルギー教育推進事業を展開することによって、将来の山梨の環境づくりを担う子供たちが、省資源や廃棄物の減量について主体的に学び、日常生活の中で実践できるようにします。

事業系ごみの発生抑制の取組支援			
施策事業 一般廃棄物 (1)- -a	事業系一般廃棄物の減量化の推進	主 体	県、市町村、 事業者
<p>「事業系一般廃棄物減量化指針」を市町村、事業者に周知することにより、指針に基づいた事業系一般廃棄物を推進するための取組を支援します。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (1)- -b	市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援	主 体	県、市町村、 事業者
<p>市町村、一部事務組合が行う事業系ごみのごみ処理施設搬入時における展開検査を支援し、共同して実施することにより、収集運搬業者を通じた排出事業者に対する減量等の情報提供や産業廃棄物の混入等不適正な排出の防止などの改善要請を連携して行い、事業者の排出抑制、分別促進、適正排出等の取組推進を図ります。</p>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>< Topics : 搬入検査 ></p> <p>焼却施設に搬入された事業系ごみの中身を市町村職員等と協力して鎌で開封し、中身を検査します。資源物や搬入不適物が混入されていた場合には、持ち帰り等を指示したり、排出ルールについての指導を行ったりしています。</p> <div style="text-align: center;">  </div> </div>			

施策事業 一般廃棄物 (1)- -c	環境マネジメントシステムの導入支援	主 体	県、産業支援 機関、事業者
<p>廃棄物の減量化など環境負荷の低減の取組により、経営の向上を図るため環境ISOの取得を目指す中小企業の要請により、ISO取得の専門家を派遣し認証取得のための指導や助言等の支援を行います。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (1)- -d	環境対策技術研究開発の支援	主 体	県、事業者
<p>県内中小企業者が取り組む、環境・新エネルギー関連分野などに係る新技術・新製品の研究開発事業に対し補助することにより、廃棄物の発生抑制、再生利用につながる技術やリサイクル製品の開発の支援と中小企業者の成長発展を図ります。</p>			

循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取組の推進			
施策事業 一般廃棄物 (1)- -a	やまなしエコライフ県民運動の推進 (再掲)	主 体	県、県民、事業者、 各種団体
<p>県民が、家庭、職場、地域社会などあらゆる場面で取り組めるエコ活動を、「やまなしエコライフ県民運動」として提唱し推進するとともに、県民のエコ活動の更なる定着を図るため、新たなエコ活動の検討や運動を支援する推進店の普及など、今後とも県民、事業者、行政が一体となり、県民運動としての一層の展開を図ります。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (1)- -b	やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進	主 体	県
<p>県が事業者の立場で地球温暖化防止対策等を推進するため、独自の環境管理システムである「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」により、率先して事務事業における効率的な省エネルギー、環境負荷の低減を推進し地球温暖化の防止に努めます。</p>			

施策事業 一般廃棄物 (1)- -c	グリーン購入の推進	主 体	県
<p>「山梨県グリーン購入の推進を図るための方針」に基づき、再使用・リサイクルが可能である製品、廃棄されるときには処理や処分が容易である製品の購入を増やすことにより、廃棄物の発生を抑制します。</p>			

(2) 循環的利用の推進

一般廃棄物の循環的利用の取組推進			
施策事業 一般廃棄物 (2)- -a	容器包装廃棄物の分別収集の促進	主 体	県、市町村、 県民
<p>容器包装リサイクル法に基づく、市町村分別収集計画とともに平成26年度から平成30年度までを期間とした第7期山梨県分別収集促進計画を策定し、びん、缶等の容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルを促進します。この計画により、県が取り組む推進方策を定め、市町村担当者等を対象に説明会を開催し、取組事例、先進事例等の紹介や情報提供を行います。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (2)- -b	特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進	主 体	県、市町村、 県民
<p>家電リサイクル法に基づき特定家庭用機器のリサイクルを促進するため、市町村と連携し、リサイクルシステムについて県民への情報提供や消費者団体等への説明を行います。また特定家庭用機器の買替えによる不用家電の増加に対し、市町村と協力して、冊子やホームページ等の広報物において、特定家庭用機器の排出方法に関する住民向けの周知・啓発を強化します。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (2)- -c	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援（環境保全活動支援事業費補助金） (再掲)	主 体	県、市町村、 県民
<p>地域の実情に即した市町村等のごみ減量化の取組の促進を図るため、市町村、一部事務組合及び環境団体等が実施するごみ減量化リサイクル推進事業、地球温暖化対策事業、環境教育推進事業に対し支援します。</p>			

施策事業 一般廃棄物 (2)- -d	事業所リサイクルシステムの構築支援 (環境保全活動支援事業費補助金)	主 体	県、市町村、 事業者
<p>事業系廃棄物のリサイクルを推進するため、山梨県内に事業所を置く複数の排出事業者が、収集運搬業者、処分業者、市町村、NPO等と連携を図り、モデル的なりサイクル構想策定のための協議会の開催や実用化に係る調査、実証等を通じて、事業系廃棄物のリサイクルシステムを構築するために行う事業を支援します。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (2)- -e	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲)	主 体	県、市町村
<p>廃棄物の発生抑制や再生利用、温暖化防止対策など、市町村が行う一般廃棄物処理事業における3Rを推進するため、国が示した指針等の活用を促すことにより、住民の取組意識向上のための情報提供や、食品廃棄物の発生抑制に向けた取組等を支援します。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (2)- -f	市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲)	主 体	県、市町村、 事業者
<p>市町村、一部事務組合が行う事業系ごみのごみ処理施設搬入時における展開検査を支援し、共同して実施することにより、収集運搬業者を通じた排出事業者に対する減量等の情報提供や産業廃棄物の混入等不適正な排出の防止などの改善要請を連携して行い、事業者の排出抑制、分別促進、適正排出等の取組推進を図ります。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (2)- -g	環境保全型農業の推進	主 体	県、市町村、 農業者
<p>家畜ふん尿や果樹剪定枝などを活用した土づくりを行い、有機質の投入による土づくり技術に取り組む農業者をエコファーマーとして認定することや、環境保全を重視した生産方式に新たに取り組む地区への技術導入支援を行うことにより、環境保全と生産性を調和させ、環境への負荷低減による持続性の高い環境保全型農業の確立、定着を図ります。</p>			

施策事業 一般廃棄物 (2)- -h	使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進	主 体	県、市町村、 県民
<p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、使用済み小型電子機器のリサイクルを促進するため、市町村と連携し、リサイクルシステムについて県民への情報提供や消費者団体等への説明を行います。また、使用済み小型電子機器の買換えによる不用家電の増加に対し、市町村と協力して、冊子やホームページ等の広報物において、使用済み小型電子機器の排出方法に関する住民向けの周知・啓発を強化します。</p>			

環境教育・環境学習の推進（再掲）			
施策事業 一般廃棄物 (2)- -a	環境学習指導者の派遣(やまなしエコティーチャー)(再掲)	主 体	県、県民
<p>身近な環境や地球環境問題に対する県民の意識の高揚を図るとともに、地域の環境保全活動の推進に資するため、環境に関する知識、経験等を持つ人材を「やまなしエコティーチャー」（環境学習指導者）として登録し、民間団体や学校等が開催する研修会等に講師として派遣します。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (2)- -b	エネルギー教育の推進(再掲)	主 体	県、県民
<p>環境教育を充実させるため、小中学校におけるリサイクル活動や省エネ・省資源活動の実践やエネルギー教育推進事業を展開することによって、将来の山梨の環境づくりを担う子供たちが、省資源や廃棄物の減量について主体的に学び、日常生活の中で実践できるようにします。</p>			

循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取組の推進（再掲）			
施策事業 一般廃棄物 (2)- -a	やまなしエコライフ県民運動の推進 (再掲)	主 体	県、県民、事業者、各種団体
<p>県民が、家庭、職場、地域社会などあらゆる場面で取り組めるエコ活動を、「やまなしエコライフ県民運動」として提唱し推進するとともに、県民のエコ活動の更なる定着を図るため、新たなエコ活動の検討や運動を支援する推進店の普及など、今後とも県民、事業者、行政が一体となり、県民運動としての一層の展開を図ります。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (2)- -b	やまなしエネルギー環境マネジメントシステムの推進(再掲)	主 体	県
<p>県が事業者の立場で地球温暖化防止対策等を推進するため、独自の環境管理システムである「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」により、率先して事務事業における効率的な省エネルギー、環境負荷の低減を推進し地球温暖化の防止に努めます。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (2)- -c	グリーン購入の推進(再掲)	主 体	県
<p>「山梨県グリーン購入の推進を図るための方針」に基づき、再使用・リサイクルが可能である製品、廃棄されるときには処理や処分が容易である製品の購入を増やすことにより、廃棄物の発生を抑制します。</p>			

(3) 適正処理の推進

一般廃棄物（ごみ）の適正処理の取組支援			
施策事業 一般廃棄物 (3)- a	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援（再掲）	主 体	県、市町村
廃棄物の発生抑制や再生利用、温暖化防止対策など、市町村が行う一般廃棄物処理事業における3Rを推進するため、国が示した指針等の活用を促すことにより、住民の取組意識向上のための情報提供や、食品廃棄物の発生抑制に向けた取組等を支援します。			
施策事業 一般廃棄物 (3)- b	一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言	主 体	県、市町村
一般廃棄物処理施設の適正な運営のため、市町村に対する技術的支援や国の交付金等を活用した廃棄物処理施設の整備、長寿命化・延命化の支援、維持管理に対する助言を行います。			
施策事業 一般廃棄物 (3)- c	一般廃棄物処理計画の見直しの促進	主 体	県、市町村
市町村における廃棄物行政推進の基本となる一般廃棄物処理計画が社会経済情勢の変化に対応した計画となるよう、見直しの促進を行います。			
施策事業 一般廃棄物 (3)- d	「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進	主 体	県、市町村
平成20年に見直した山梨県ごみ処理広域化計画に基づき、市町村のごみ処理施設について、施設の更新予定や稼働状況を勘案しながら、計画目標施設数に集約・整備されるよう市町村、一部事務組合に対して支援していきます。			
施策事業 一般廃棄物 (3)- e	市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援（再掲）	主 体	県、市町村、事業者
市町村、一部事務組合が行う事業系ごみのごみ処理施設搬入時における展開検査を支援し、共同して実施することにより、収集運搬業者を通じた排出事業者に対する減量等の情報提供や産業廃棄物の混入等不適正な排出の防止などの改善要請を連携して行い、事業者の排出抑制、分別促進、適正排出等の取組推進を図ります。			

施策事業 一般廃棄物 (3)- -f	廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施	主 体	県、市町村、事業者
<p>「山梨県廃棄物処理施設の設置に関する指導要領」に基づき、処理業者等が廃棄物処理施設等を設置するにあたり、法律に基づく手続きの前段階において、事業計画等の周辺住民への周知や生活環境の保全に関する調査等を行うとともに、住民意見等を反映するよう、県は、事業者に指導し、住民との合意形成を図った上で円滑に廃棄物処理施設が設置されるよう取り組みます。</p>			

一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）の適正処理の推進			
施策事業 一般廃棄物 (3)- -a	生活排水対策の推進	主 体	県、市町村
<p>平成26年3月に策定した「山梨県生活排水処理施設整備構想2014」に基づき、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進し、生活排水による水質汚濁を防止します。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (3)- -b	浄化槽対策の促進	主 体	県、市町村
<p>家屋間の距離があるなど、下水道等の集合処理施設の整備に適さない地域における生活排水対策として、合併処理浄化槽の整備を進めるため、浄化槽設置整備事業を行う市町村に補助します。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (3)- -c	一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言（再掲）	主 体	県、市町村
<p>一般廃棄物処理施設の適正な運営のため、市町村に対する技術的支援や国の交付金を活用した、し尿、浄化槽汚泥と併せて生ごみ等の有機性廃棄物を処理、資源化する汚泥再生処理センター等の複合的な施設整備の推進、長寿命化・延命化の支援、維持管理に対する助言を行います。</p>			


広域的な一般廃棄物最終処分場の整備の促進			
施策事業 一般廃棄物 (3)- -a	広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援	主 体	県、市町村
<p>市町村が長期間にわたり安定的に一般廃棄物の処理責任を果たしていけるよう、笛吹市境川町上寺尾地内に整備される一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた取り組みを支援します。</p>			

(4) 災害廃棄物対策

災害廃棄物の適正かつ円滑な処理			
施策事業 一般廃棄物 (4)- a	県の災害廃棄物処理計画の策定について 検討	主 体	県
<p>国が策定した「廃棄物処理施設整備計画」並びに「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を十分踏まえながら、県の災害廃棄物処理計画の策定について検討します。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (4)- b	市町村の災害廃棄物処理対策に対する支 援・助言	主 体	県、市町村
<p>各市町村が行う災害発生時の応急対策及び復旧復興対策における災害廃棄物の処理が円滑に進められるように、山梨県災害廃棄物処理計画策定指針等により、市町村の災害廃棄物処理計画の策定及び修正や地域防災計画の修正に対して支援します。また、市町村との連携を強化し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を確保するために必要な体制の構築に向けて取り組みます。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (4)- c	大規模災害時の廃棄物対策に関する広域 的な連携	主 体	県、市町村
<p>国が設置した「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」に構成員として参画し、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、都県域を超えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携の検討を行います。</p>			
施策事業 一般廃棄物 (4)- d	大規模災害時の連絡・調整等	主 体	県、市町村、関 係団体
<p>災害廃棄物処理のための協定締結団体(山梨県産業廃棄物協会や山梨県カーリサイクル協同組合)への応援要請や他市町村への協力要請のための連絡や調整を行います。また、災害廃棄物処理のための協定内容(収集運搬能力や施設能力等)や活用方法について市町村へ情報提供を行います。</p>			

2 産業廃棄物

(1) 発生抑制の推進

事業者による発生抑制の取組の促進			
施策事業 産業廃棄物 (1)- a	多量排出事業者の廃棄物の減量化に係る 取組の促進（山梨県産業廃棄物発生抑制・ 適正処理推進事業「トライ産廃スリム」）	主 体	県、事業者
<p>産業廃棄物の発生抑制・適正処理に積極的に取り組む意思のある排出事業者を「排出抑制取組事業者」と位置づけ、県のホームページに掲載するとともに、従業員等の意識啓発のための講習会の講師を県で派遣するなどの支援を行います。その結果、取組状況が優良な事業者については、「認定事業者」として認定しホームページで公表することにより、企業のイメージアップに資することで事業者を支援し、廃棄物の排出抑制がより促進されるようにします。また、多量排出事業者への「産業廃棄物処理計画」の作成を指導し実践することにより産業廃棄物（事業系一般廃棄物も含む）の発生抑制等を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><Topics：トライ産廃スリム> 参加申込事業者には、取組活動へのPR支援として、「トライ産廃スリム」のロゴマークを配布します。</p> <div style="text-align: center;">  </div> </div>			

施策事業 産業廃棄物 (1)- -b	環境マネジメントシステムの導入支援 (再掲)	主 体	県、産業支援 機関、事業者
<p>廃棄物の減量化など環境負荷の低減の取組により、経営の向上を図るため環境ISOの取得を目指す中小企業の要請により、ISO取得の専門家を派遣し認証取得のための指導や助言等の支援を行います。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (1)- -c	環境対策技術研究開発の支援 (再掲)	主 体	県、事業者
<p>県内中小企業者が取り組む、環境・新エネルギー関連分野などに係る新技術・新製品の研究開発事業に対し補助することにより、廃棄物の発生抑制、再生利用につながる技術やリサイクル製品の開発の支援と中小企業者の成長発展を図ります。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (1)- -d	建設副産物の有効利用の促進	主 体	県、市町村、 事業者
<p>建設工事で発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物等の建設廃棄物をはじめとする建設副産物の削減やリサイクルを一層推進するため、本県独自の推進計画により具体的方策を示し、平成30年度までの再資源化等目標値を設定し、事業者、行政などの役割分担のもと建設業と他産業との連携した取組を進めます。</p>			

(2) 循環的利用の推進

産業廃棄物の循環的利用の取組支援			
施策事業 産業廃棄物 (2)- -a	建設副産物の有効利用の促進（再掲）	主 体	県、市町村、事業者
<p>建設工事で発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物等の建設廃棄物をはじめとする建設副産物の削減やリサイクルを一層推進するため、本県独自の推進計画により具体的方策を示し、平成30年度までの再資源化等目標値を設定し、事業者、行政などの役割分担のもと建設業と他産業との連携した取組を進めます。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (2)- -b	環境保全型農業の推進（再掲）	主 体	県、市町村、農業者
<p>家畜ふん尿や果樹剪定枝などを活用した土づくりを行い、有機質の投入による土づくり技術に取り組む農業者をエコファーマーとして認定することや、環境保全を重視した生産方式に新たにに取り組む地区への技術導入支援を行うことにより、環境保全と生産性を調和させ、環境への負荷低減による持続性の高い環境保全型農業の確立、定着を図ります。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (2)- -c	家畜排せつ物の適正管理・利用の促進	主 体	県、市町村、事業者、農業者
<p>たい肥の調製や畜産環境の保全に取り組む畜産農家に対する巡回指導や、畜産環境アドバイザーの養成などを通じ、家畜排せつ物の適正な管理と適切な処理を行い、良質な堆肥を生産し、利用することにより、環境にやさしい農業の推進と家畜排せつ物の有効利用の促進を図ります。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (2)- -d	食品残さの有効利用の促進(やまなしエコフィード利用促進事業)	主 体	県、市町村、事業者、農業者
<p>県内の食品工場等で排出される食品残さを家畜飼料(エコフィード)として有効利用するため、民間におけるエコフィードの生産を促進し、畜産農家におけるエコフィードの利用を定着させることにより、畜産経営の安定化を図るとともに、循環型社会の構築を推進します。</p>			

(3) 適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理の推進			
施策事業 産業廃棄物 (3)- a	産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上の推進	主 体	県、県民、事業者
<p> 県民への産業廃棄物処理に対する啓発と、事業者への適正処理に対する意識向上のために「県民の日」記念イベントの会場で啓発活動、並びに、産業廃棄物適正処理強化月間(10月)に排出事業者、処理業者を集め、発生抑制や適正処理に関する講習「甲斐の国廃棄物処理研修会」の開催を委託事業として実施していきます。「優良産廃処理業者認定制度」を活用した適正処理の取組を推進します。 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><Topics：産業廃棄物適正処理強化月間・県民の日イベント参加> 産業廃棄物の適正処理の意識向上を図るため、「甲斐の国廃棄物研修会」や、「県民の日」記念イベントで啓発を図っています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> </div>			
施策事業 産業廃棄物 (3)- b	産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化	主 体	県、事業者
<p> 毎年10月を「産業廃棄物適正処理強化月間」と位置づけ、適正処理の推進に関する各種事業を集中的に実施します。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回許可から一定期間を経過した産業廃棄物処分業者や懸案事業者を中心とした、集中的で詳細な立入調査の実施 ・ 廃棄物収集運搬車両の路上調査の実施 ・ 不法投棄防止県下一斉合同パトロールの実施 など 			

施策事業 産業廃棄物 (3)- -c	産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導の実施	主 体	県、事業者
<p>毎月定期的、または随時に、産業廃棄物の排出事業者や処理業者の事業所等を立入し、廃棄物の保管・処理状況や施設の稼働状況、関係書類の整備状況等を調査し、必要な指導等を行い、産業廃棄物の適正処理を推進します。</p> <div data-bbox="392 537 1283 1223" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><Topics：産業廃棄物処理業者の監視・指導> 排出事業者や処理業者の事業所等に立入り、廃棄物の処理状況等を調査しています。</p>  </div>			
施策事業 産業廃棄物 (3)- -d	廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施（再掲）	主 体	県、市町村、事業者
<p>「山梨県廃棄物処理施設の設置に関する指導要領」に基づき、処理業者等が廃棄物処理施設等を設置するにあたり、法律に基づく手続きの前段階において、事業計画等の周辺住民への周知や生活環境の保全に関する調査等を行うとともに、住民意見等を反映するよう、県は、事業者に指導し、住民との合意形成を図った上で円滑に廃棄物処理施設が設置されるよう取り組みます。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (3)- -e	優良産廃処理業者認定制度の活用	主 体	県、事業者
<p>産業廃棄物処理業者に対して、優良産廃処理業者認定制度における優良認定の取得を促します。また、排出事業者に対して、優良認定の存在を周知し、優良産廃処理業者の利用を促進します。</p>			

事業者による適正処理や施設整備の促進

施策事業 産業廃棄物 (3)- -a	PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進	主 体	県、事業者
--------------------------	---------------------------	-----	-------

県内に保管されているPCB廃棄物を「山梨県PCB廃棄物処理計画」に基づき適正に処理するため、次の事業を実施します。

保管事業者の届出状況の把握や立入調査等の実施

県ホームページ等を通じ、必要な情報提供

事業者によるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、環境再生保全機構に設けられているPCB廃棄物処理基金への拠出により、中小企業者が保管するPCB廃棄物の処理費用を補助

処理推進に向けて処理事業者等関係機関と協議、調整

会社倒産等により、処理責任者が不明なPCB廃棄物処理の検討と必要な制度措置を関係機関に対し要望

< Topics : PCB 廃棄物 >

山梨県内の高濃度 PCB 廃棄物は、J E S C O 北海道事業所で処理されます。




施策事業 産業廃棄物 (3)- -b	農業用廃プラスチック類の適正処理の促進	主 体	県、事業者
--------------------------	---------------------	-----	-------

農業用廃プラスチック類の不適正処理による、自然環境や生活環境への支障を未然に防止するため、(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センターが行う、県内で排出された農業用廃プラスチック類の適正処理を支援します。

施策事業 産業廃棄物 (3)- -c	環境対策融資による施設整備支援	主 体	県、事業者
<p>融資原資の一部を県が預託することで、中小企業者に低利・固定、長期の資金を融資することにより、リサイクル等に資する施設・設備や産業廃棄物を処理するための施設・設備の整備に要する資金及び産廃業者の運転資金など、環境対策への取組と経営の安定化を支援します。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (3)- -d	太陽光発電設備の適正処理等の推進	主 体	県、県民、事業者
<p>将来的に排出量の増大が見込まれる太陽光発電設備のリユース・リサイクル・適正処分に向けた対策を、今後、国で策定される「太陽光発電設備の撤去・運搬・処理方法に関するガイドライン」により関係団体と連携し、推進していきます。</p>			

公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理


施策事業 産業廃棄物 (3)- -a	公共関与による産業廃棄物最終処分場の維持管理	主 体	県、市町村、事業者
<p>県、市町村、産業界の出資により設立された（公財）山梨県環境整備事業団により整備された山梨県環境整備センターの適切な維持管理に向けて指導を行います。</p>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>< Topics : 廃棄物最終処分場の維持管理 > 産業廃棄物最終処分場の適切な維持管理に向けて指導を行っています。</p>  </div>			

(4) 産業廃棄物適正処理推進ビジョン

産業廃棄物適正処理推進ビジョンの策定			
施策事業 産廃 (4)- -a	産業廃棄物適正処理推進ビジョンの策定	主 体	県、各種団体
<p>学識者、事業者、市町村長等による適正処理検討会議を設置し、本県の産業廃棄物処理における諸課題などについて協議を行い、その結果等を踏まえた上で、本県の将来的な産業廃棄物処理の方向性を示す「産業廃棄物適正処理推進ビジョン」を策定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>< Topics : 産業廃棄物適正処理推進ビジョン > 学識者、処理業者、市町村長等による検討会議の様子です。</p>  </div>			

3 不法投棄対策

(1) 不法投棄防止対策の推進

不法投棄未然防止対策の推進			
施策事業 不法投棄 (1)- -a	不法投棄監視体制の構築・強化	主 体	県、市町村、 県民、事業者
<p>不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県民や事業者団体を含めた監視体制を強化することとし、県民ボランティアによる不法投棄監視協力員や事業者団体との情報提供協定などによる早期通報体制を継続していきます。さらに県職員による監視指導はもとより、各地域の廃棄物対策連絡協議会の廃棄物監視員等による監視パトロールのほか、休日・夜間監視パトロールを民間委託し、県民を含めた不法投棄等に対する監視体制を強化し継続していきます。</p>			
施策事業 不法投棄 (1)- -b	不法投棄対策の広域連携	主 体	県
<p>大規模な産業廃棄物の不法投棄事案は、廃棄物が県境を越えて移動する広域事案であり、関東圏から排出される廃棄物に起因していることが多いことから、こうした不法投棄の広域化等に対応するため、近隣の都県等と連携して対応していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山静神富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議 ・ 近隣都県市で構成する産廃スクラム32との連携協力 など 			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>< Topics : 産廃スクラム 32 ></p> <p>本県のほか32の自治体により構成されている「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」(通称名「産廃スクラム32」)は、平成27年10月15日から同年12月28日までの間を不法投棄撲滅強化月間として、車両一斉路上調査、不法投棄監視パトロールなどの活動を集中的に取り組んでいます。</p> <div style="text-align: right;">  </div> </div>			

施策事業 不法投棄 (1)- -c	不法投棄未然防止事業への支援	主 体	県
-------------------------	----------------	-----	---

不法投棄の未然防止のため、山間部や人目につきにくい道路脇など、不法投棄のおそれのある場所や、不法投棄が繰り返し行われる場所に防止柵、警告看板等を設置する事業を行う市町村に対して補助を行います。

< Topics : 不法投棄未然防止事業 >

山間部や人目につきにくい道路脇など、不法投棄のおそれのある場所や、不法投棄が繰り返し行われる場所に防止柵、警告看板等を設置する事業を行う市町村に対し補助を実施しており、平成 26 年度には、葦崎市が廃棄物の撤去及びフェンスを設置しています。



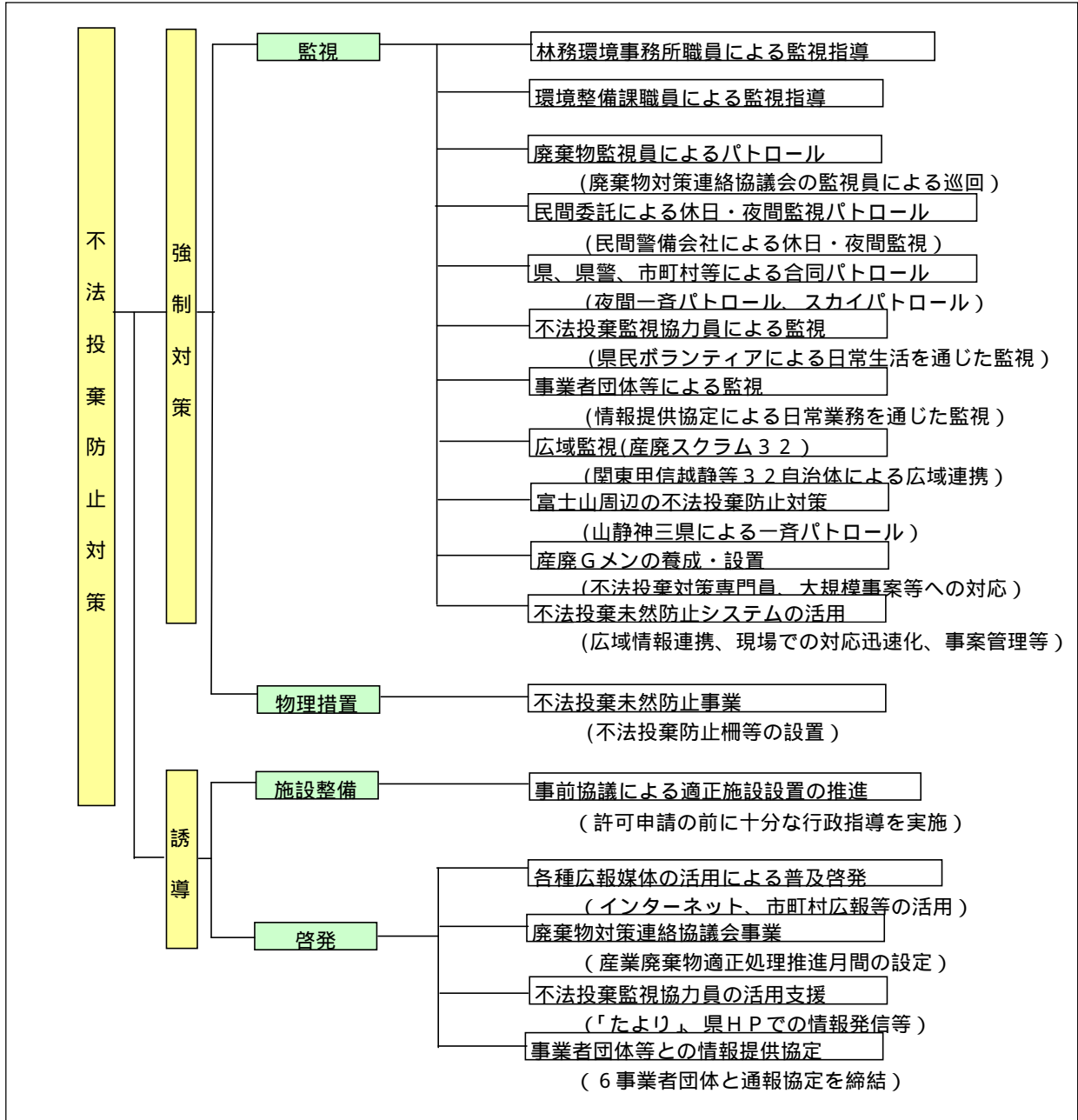
施策事業 不法投棄 (1)- -d	廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進	主 体	県
-------------------------	------------------------	-----	---

不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県と市町村及び関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会の運営経費を負担し、県及び市町村等が一体となって広域的な監視指導にあたります。

(2) 不法投棄事案への対応

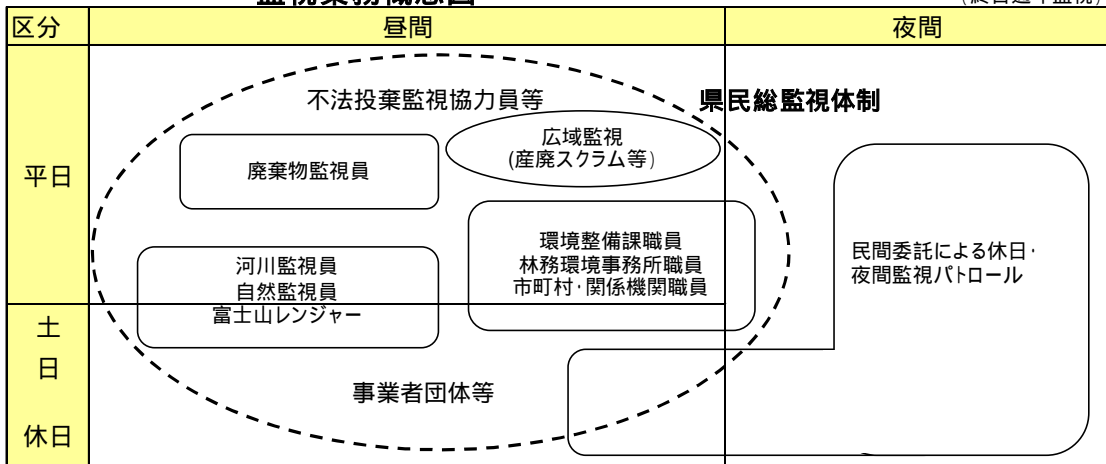
行為者等の特定及び厳正な対応			
施策事業 不法投棄 (2)- -a	産業廃棄物不適正処理機動調査員(産廃Gメン)の育成・設置	主 体	県
<p>重大不法投棄事案等への対応等、より高度で、専門的な知識を蓄えるため、環境整備課職員及び各林務環境事務所職員を対象に、研修会を開催し、専門的知識を有する産廃Gメンを養成します。</p> <p>不法投棄事案等の処理解決能力を強化するため、産廃Gメンによる所属職員の指導育成を行います。</p>			
施策事業 不法投棄 (2)- -b	不法投棄廃棄物の撤去・適正処理	主 体	県、市町村
<p>不法投棄等の拡大防止、適正処理を図るため、不法投棄された廃棄物について、原因者不明など行為者等による撤去が困難な場合において、生活環境等への著しい支障が懸念される場合や不法投棄の規模(主に小規模な不法投棄)等を考慮のうえ、土地の所有者・管理者、市町村及び廃棄物対策連絡協議会と連携して早期撤去を実施します。</p> <p>悪質な不法投棄事案に対しては、行政処分や刑事告発など厳正に対応し、適正処理を促していきます。</p>			
施策事業 不法投棄 (2)- -c	廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進(再掲)	主 体	県
<p>不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県と市町村及び関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会の運営経費を負担し、県及び市町村等が一体となって広域的な監視指導にあたります。</p>			

不法投棄防止対策体系



監視業務概念図

(終日通年監視)



第8章 計画の推進

1 各主体との連携

廃棄物の発生抑制等を推進するためには県民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を取りながら対策に取り組む必要があります。

このため、以下の各種協議会等において、意見交換や、情報提供を行うことにより連携を図り、各主体間の連絡調整と取組を推進していきます。

- ・ 市町村、一部事務組合で構成する「山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会」
- ・ 県民、事業者、行政の協働を目的に設立された「環境パートナーシップやまなし」
- ・ 県内産業廃棄物処理業者を会員とする「一般社団法人山梨県産業廃棄物協会」

2 情報の収集と公表

(1) 情報の収集

廃棄物の発生量や処理・処分の状況等について、毎年度、一般廃棄物処理事業実態調査や産業廃棄物実態調査、産業廃棄物処理業者の処理実績報告、多量排出事業者の実施状況報告等をもとに、その実態の把握に努めます。

(2) 情報の公表

収集した情報等については、分かりやすく資料化し、インターネット等を活用して、広く県民や事業者、市町村に情報提供します。

3 計画の評価と進行管理

(1) 計画の評価

目標の達成状況や施策の実施状況等について、毎年度「環境保全審議会」へ報告し、計画の評価を行います。

(2) 計画の進行管理

計画に定める目標の達成に向け、年度ごとに計画の評価に基づき、施策事業の内容の見直しや市町村ごとの県の目標に対する達成状況について分かりやすく整理して公表するなど、適切な計画の進行管理を行います。

なお、産業廃棄物適正処理推進ビジョンの策定後、必要に応じて計画の見直しを行います。